

澁川市高齢者福祉計画

(老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)

令和6(2024)年3月

澁川市

はじめに

新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類感染症へ移行したことにより、地域において様々な活動が再開され、活気が戻りつつあります。本市では、コロナ禍における外出自粛等の影響により、高齢者の健康面が懸念される中、全ての人々が互いに支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会実現のまち 渋川市」をスローガンに、地域の多様な主体と協働しながら、各種施策を着実に進めてまいりました。



本市の高齢者の状況は、令和5年9月末日現在で高齢化率が36.1%となっており、全国や県内の平均に比べ、やや高い状況にあります。今後も更に高齢化が進み、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には高齢化率が40%を超えると推計されています。この超高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者自身が介護予防に努めるとともに、高齢者が培ってきた知識や経験を「地域力」として発揮し、高齢者が活躍できる地域社会を形成していくことが重要です。その実現のためには行政だけでなく、市民の皆様や地域の関係団体による協力が不可欠となります。

第9期計画では、これまでの取組を継承するとともに、デジタル技術の活用等、時代に即した取組にも努めてまいります。また、医療、介護、生活支援等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、各分野の枠を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見等を賜りました市民の皆様、御尽力いただきました渋川市高齢者福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6(2024)年3月

渋川市長 **高木 勉**

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の概要	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	4
第4節 計画の策定体制	5
第5節 第9期介護保険事業計画策定における主な視点	6
第2章 渋川市の高齢者を取り巻く現状	9
第1節 統計データで見る現状	9
第2節 介護保険事業の状況	14
第3節 高齢者を取り巻く課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念と基本目標	35
第2節 計画策定方針	39
第3節 施策の体系	39
第4節 日常生活圏域の設定	40
第5節 将来フレームの設定	41
第6節 計画の進行管理等	47
第2部 各論	49
第1章 生きがいを持ち、健やかに暮らせるまちづくり	50
第1節 高齢者の「地域力」を生かす環境づくり	50
第2節 高齢者の生きがいづくりや生涯学習の推進	53
第3節 高齢者が働きやすい環境づくり	58
第2章 安全・安心に生活できるまちづくり	59
第1節 日常生活を支援するサービスの充実	59
第2節 安全・安心な環境づくり	65
第3節 相談体制の充実と情報提供の強化	80

第3章 健康づくりと介護予防の推進	84
第1節 予防医療の推進.....	84
第2節 介護予防の推進.....	86
第3節 スポーツ活動の推進.....	100
第4章 介護保険サービスの充実と介護保険制度の健全な運営	102
第1節 介護保険サービスの充実.....	102
第2節 介護保険制度の健全な運営.....	112
第3節 人材の確保と業務効率の強化.....	119
第5章 包括的支援の推進	120
第1節 地域包括支援センターの機能強化.....	120
第2節 在宅医療・介護連携と生活支援体制の充実.....	124
第3節 認知症施策の推進.....	125
資料編	129
1 高齢者福祉推進委員会設置要綱、委員名簿.....	130
2 高齢者福祉計画策定委員会設置要綱、委員名簿.....	133
3 計画策定の経過.....	136

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、令和5（2023）年10月1日現在、1億2,434万人で、そのうち高齢者人口（65歳以上）は3,622万人、高齢化率は29.1%と、約3.5人に1人が高齢者となっています*¹。今後、総人口が減少する一方、高齢者人口は増加し、高齢化率は、「団塊世代」が全て75歳以上（後期高齢者）となる令和7（2025）年には29.6%、さらに「団塊世代」の子の世代「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には34.8%になると予想されています*²。このような人口構成の変化は、社会構造や市民の暮らしに大きな影響を与えると考えられ、特に、高齢者ニーズの多様化への対応や、それを支える人材と地域の体制の確保、地域全体で高齢者を支える環境づくり等が社会全体の課題となっています。

本市についてみると、令和5（2023）年9月末日現在の人口は73,274人*³で、そのうち高齢者人口は26,455人、高齢化率は36.1%で、群馬県の30.5%や全国の29.1%を上回る状況となっており、これを踏まえた計画的な高齢者福祉施策が必要となっています。

本市では、このような背景を踏まえ、3年間で1期とする「渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業計画）」を策定し、3年ごとの見直しによって施策の展開を図っています。これまでの国の方針において、「第6期計画」【平成27（2015）年度～平成29（2017）年度】は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築を推進するための「地域包括ケア計画」と位置づけられました。さらに「第7期計画」【平成30（2018）年度～令和2（2020）年度】は、地域包括ケアシステムの強化・推進によって、高齢者だけでなく、障害者等を含む全ての人を対象とする「地域共生社会」の実現を見据えた計画と位置づけられました。「第8期計画」【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】は、地域包括ケアシステムの更なる推進と地域共生社会の実現を見据えるとともに、令和7（2025）年と令和22（2040）年に向けた中長期的な展望に基づく計画と位置づけられ、本市もこれらを踏まえた見直しを行ってきました。

「渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画年度とし、社会的な背景と地域の状況とともに、これまでの本市における取組の評価・分析を踏まえ、助け合い・支え合いによって、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりに向けた計画として策定します。

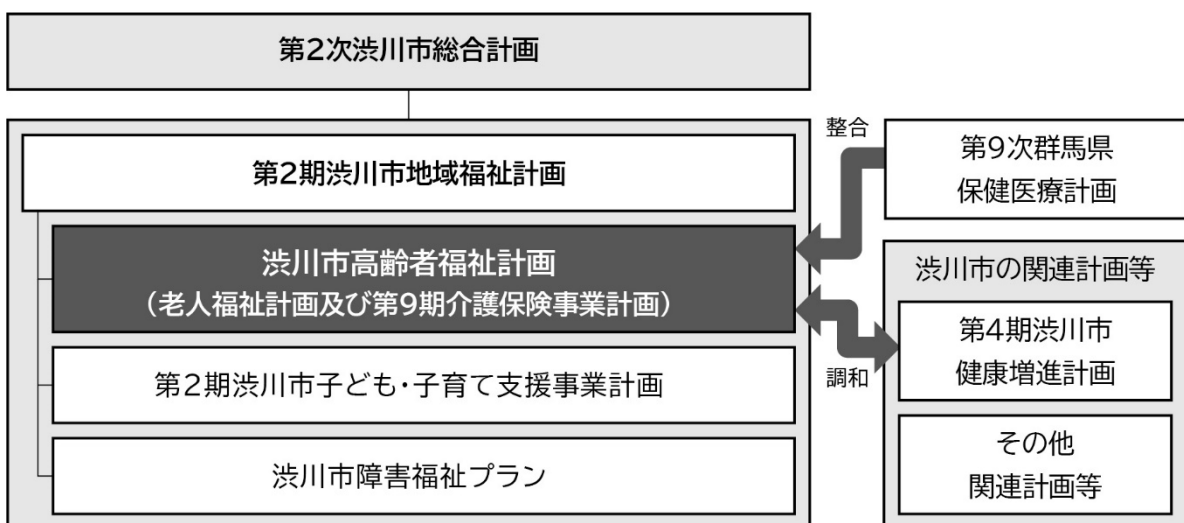
*1 「人口推計」(総務省統計局 令和5年10月1日現在(概算値))

*2 「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

*3 「住民基本台帳」(渋川市)

第2節 計画の位置づけ

- 1 本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定により、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定します。また、3年間を1期として見直しを行います。
- 2 本計画は、介護保険法第116条に規定する国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び群馬県高齢者保健福祉計画（群馬県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）に即した計画とします。
- 3 本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次渋川市総合計画」【平成30（2018）年度～令和9（2027）年度】（以下「総合計画」という。）に基づく分野別計画です。
- 4 本計画は、本市の福祉分野の総合的な計画である「第2期渋川市地域福祉計画」【令和6（2024）年度～令和15（2033）年度】に基づく計画です。
- 5 本計画は、本市の健康づくり推進のための計画である「第4期渋川市健康増進計画」【令和5（2023）年度～令和14（2032）年度】と調和のとれた計画とします。
- 6 本計画は、群馬県が策定する「第9次群馬県保健医療計画」【令和6（2024）年度～】と整合した計画とします。
- 7 基本指針に基づき、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和のとれた計画とします。

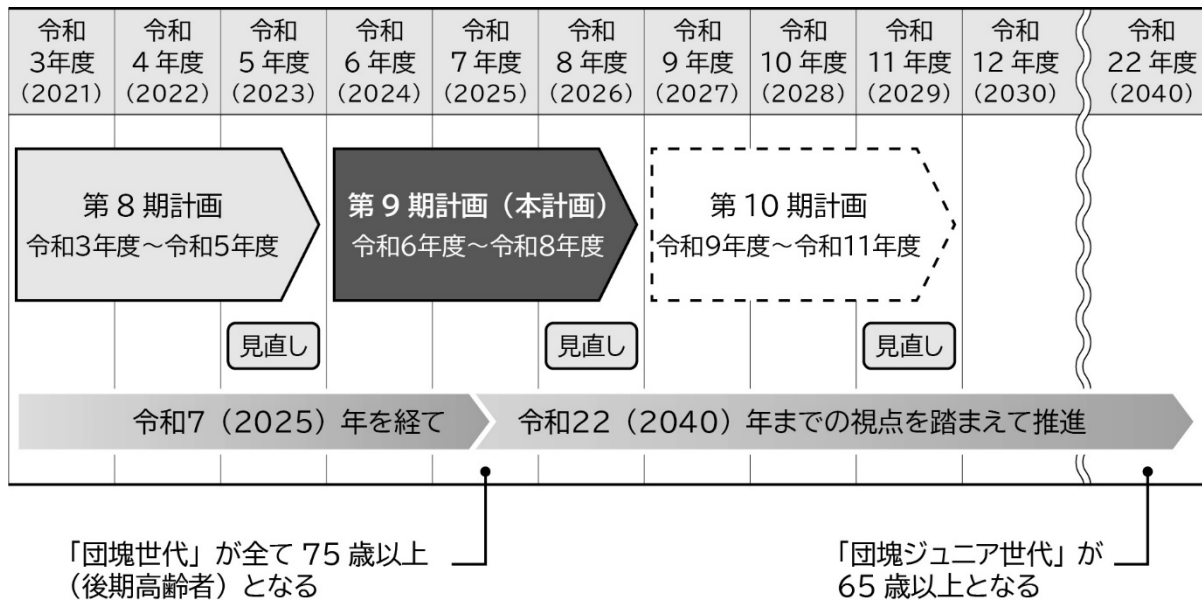


第3節 計画期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

なお、本計画では、「団塊世代」が全て75歳以上（後期高齢者）となる令和7（2025）年が計画期間の中間年に該当することから、これに留意したものとします。また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年等を見据え、中長期的な視点を踏まえた計画として策定します。

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年間を1期として見直しを行うため、次期計画（「第10期計画」）【令和9（2027）年度～令和11（2029）年度】に向け、令和8（2026）年度に計画の見直しを行います。



第4節 計画の策定体制

1 渋川市高齢者福祉推進委員会の設置

高齢者の実際の状況に応じた計画策定に向け、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者等、各層の関係者によって組織する「渋川市高齢者福祉推進委員会」を設置し、これによる審議・検討を行いました。

2 渋川市高齢者福祉計画策定委員会の設置

庁内の各分野の連携による計画策定とするために、庁内組織として「渋川市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、これによる検討・調整を行いました。

3 アンケート調査の実施

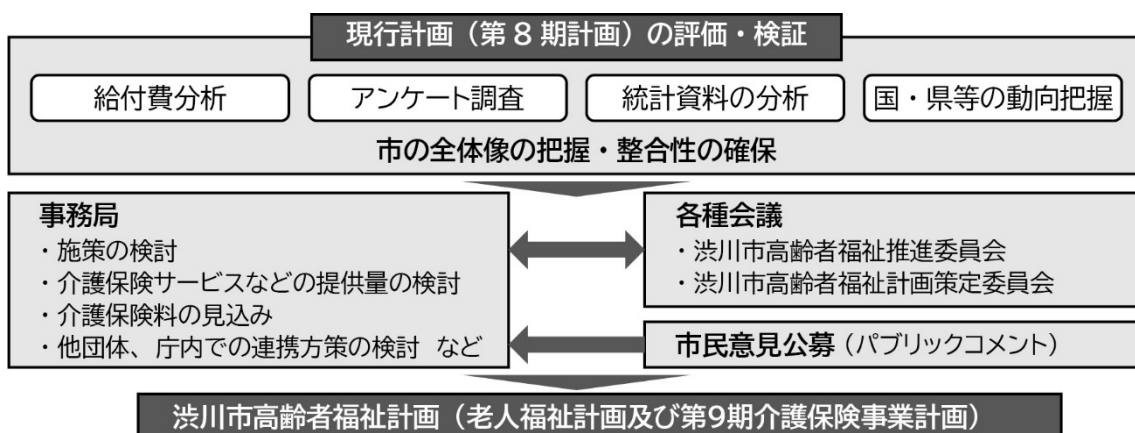
高齢者の状況を把握するための「在宅介護実態調査」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び介護保険サービス等を提供する事業所の状況を把握するための「事業所調査」を実施し、その結果に基づく課題を整理し、計画に反映しました。

4 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

介護保険に関連する情報等、様々な情報が一元化されている地域包括ケア「見える化」システム*によって、地域間比較等による現状分析、本市における課題抽出や将来推計を行い、介護サービス見込量を算出しました。

5 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

本計画の案を公表し、より多くの市民や関係者からの意見を把握するために、令和5（2023）年11月27日から令和5（2023）年12月26日まで市民意見公募を実施しました。



*地域包括ケア「見える化」システム:都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が提供する情報システム。介護保険に関連する情報ははじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が提供されています

第5節 第9期介護保険事業計画策定における主な視点

1 国の基本指針の改正

介護保険法（第116条・第117条）によって、国は基本指針を定め、市町村はその基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

第9期介護保険事業計画の策定に当たり、国の基本指針が改正され、当該計画において充実に資する事項として、以下が掲げられています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

○地域の実情に応じたサービス基盤の整備

本計画期間中の令和7（2025）年に「団塊世代」が全て75歳以上となります。また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には、日本の高齢者人口がピークを迎えると予想されています。このようなことを背景に、医療・介護双方のニーズを有するなど、ニーズが多様な要介護高齢者の増加が見込まれます。

一方、人口減少や高齢化等の状況には地域により大きな違いがあります。それを踏まえ、地域それぞれの人口動態や介護ニーズの見込み等を中長期的な視点で適切に捉え、施設・サービス種別の変更等、既存施設や事業所のあり方を含めた検討を行い、地域の実情に応じた介護サービスの基盤の確保を計画的に進めることが重要です。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護の連携強化と、効率・効果的な提供体制の確保が重要です。

さらに、中長期的なサービス需要の見込みについて、サービスを提供する事業者を含めた地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要です。

○在宅サービスの充実

居宅要介護者が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるよう、様々な介護ニーズに柔軟に対応できる、複合的な在宅サービスの整備が重要です。

また、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実や、定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービスを更に普及させることが重要です。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

○地域共生社会の実現

地域共生社会は、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会です。地域包括ケアシステムは、その中核的な基盤となり得るものです。

これを踏まえ、地域住民や多様な主体による取組を促進し、これによる介護予防や日常生活支援を更に進める観点から、総合事業の充実化を図ることが重要です。

また、高齢化の進展に伴い地域包括支援センターの介護予防支援に係る業務の負担感が増大しています。このことから、地域包括ケアシステムを支える地域包括支援センターの持続的な機能確保に向け、業務の負担軽減と質の確保、体制の整備を図ることが必要です。地域包括支援センターには、さらに、属性や世代を問わない包括的な相談支援等の機能を担うことが期待されます。

認知症について、正しい知識を社会全体で共有し、理解を深めることが必要であり、その普及と啓発が重要です。また、認知症高齢者の家族や、近年、社会問題となっている「ヤングケアラー*」等、家族による介護の実態把握と適切な支援が重要です。

○医療・介護情報基盤の整備

地域包括ケアシステムの一層の推進には、介護事業所間や、医療・介護間での連携を円滑に進めることが重要です。そのために、デジタル技術を活用した医療・介護の情報基盤の整備が重要です。

○保険者機能の強化

介護保険制度の安定した運営によって持続可能性を確保するため、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や要介護状況の重度化防止等の取組の推進が必要です。また、給付適正化事業の取組の重点化や、内容の充実化、見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進が重要です。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

○介護人材の確保

介護サービスを支える人材の質と量の確保に向け、処遇の改善や人材育成の支援、働きやすい職場環境づくりによる離職防止等に、総合的に取り組むことが重要です。

また、外国人介護人材の定着に向け、資格の取得支援等の学習環境や、受け入れ環境の整備が重要です。

○介護現場の生産性向上

介護現場の生産性向上のための様々な支援や施策に総合的に取り組むためには、都道府県の主導の下での推進を図ることが重要です。

また、介護サービスの質確保と人材や資源の有効活用を図るための、介護事業の経営の協働化・大規模化を見据えるとともに、文書負担の軽減や介護認定審査会の簡素化と認定事務の効率化、財務状況等の見える化による生産性の向上を図ることが重要です。

*ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことです

2 関連法の制定・改正

(1) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 (令和5年法律第65号 令和5年6月16日公布)

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進するために、国と地方が一体となって認知症施策を講じることとして、基本理念（下記の事項）と、国、地方公共団体、サービス提供者とともに国民の責務が示されました。

また、認知症施策推進のための計画として国の「基本計画」策定義務、都道府県と市町村の「推進計画」策定努力義務が示され、当事者や家族等から意見を聴取すること、地域福祉計画、介護保険事業計画等との調和を図ることが示されました。

- 本人の意向尊重
- 国民の理解による共生社会の実現
- 社会活動参加の機会確保
- 切れ目ない保健医療・福祉サービスの提供
- 本人家族等への支援
- 予防・リハビリテーション等の研究開発推進
- 関連分野の総合的な取組

(2) 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号 令和5年5月19日公布)

全世代に対応する持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずることが示されました。

第2章 渋川市の高齢者を取り巻く現状

第1節 統計データで見る現状

1 人口の推移

本市の人口は、令和5（2023）年9月末日現在、73,274人で、令和元（2019）年からの4年間で3,772人減少しています。

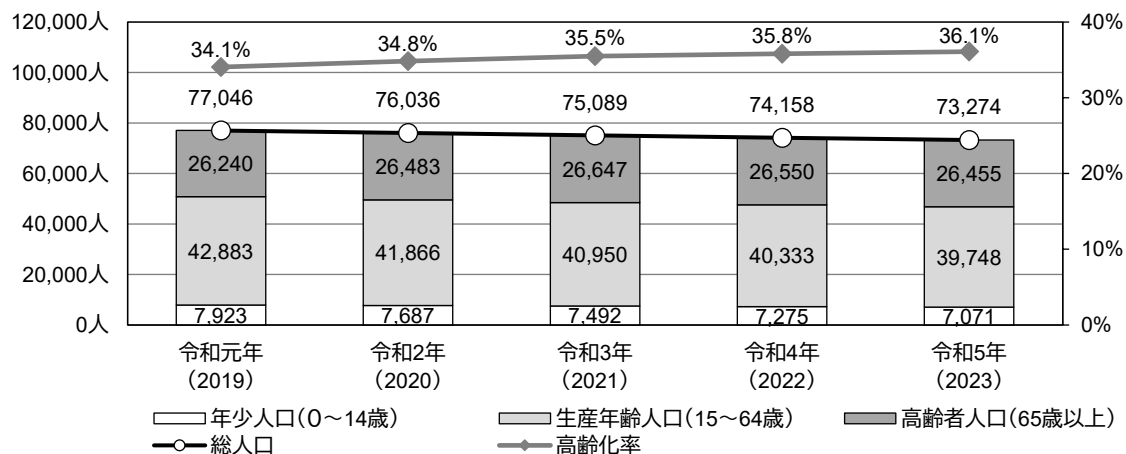
年齢3区分別人口では、令和元（2019）年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。高齢者人口（65歳以上）は令和3（2021）年まで増加していましたが、令和4（2022）年以降減少に転じています。しかし、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は年々高くなっています。

高齢化率を群馬県、全国と比較すると、群馬県より5.6ポイント（令和5（2023）年）、全国より7.0ポイント（令和5（2023）年）高くなっています。

【人口の推移】

区分		渋川市					群馬県	全国(万人)
		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和5年 (2023)	令和5年 (2023)
年少人口 (0歳～14歳)	人	7,923	7,687	7,492	7,275	7,071	208,148	1,419
	%	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7	11.0	11.4
生産年齢人口 (15歳～64歳)	人	42,883	41,866	40,950	40,333	39,748	1,071,111	7,393
	%	55.7	55.1	54.5	54.4	54.2	56.4	59.5
高齢者人口 (65歳以上)	人	26,240	26,483	26,647	26,550	26,455	579,703	3,622
	%	34.1	34.8	35.5	35.8	36.1	30.5	29.1
前期高齢者 (65歳～74歳)	人	12,771	13,001	13,203	12,691	12,266	262,266	1,614
	%	16.6	17.1	17.6	17.1	16.7	13.8	13.0
後期高齢者 (75歳以上)	人	13,469	13,482	13,444	13,859	14,189	317,437	2,008
	%	17.5	17.7	17.9	18.7	19.4	16.7	16.1
総人口	人	77,046	76,036	75,089	74,158	73,274	1,900,808	12,434

※「%」はそれぞれの年の総人口に占める割合



資料：渋川市は「住民基本台帳」（各年9月末日現在）、群馬県は「群馬県年齢別人口統計調査結果」（群馬県統計課 令和5年10月1日現在）、全国は「人口推計」（総務省統計局 令和5年10月1日現在（概算値））

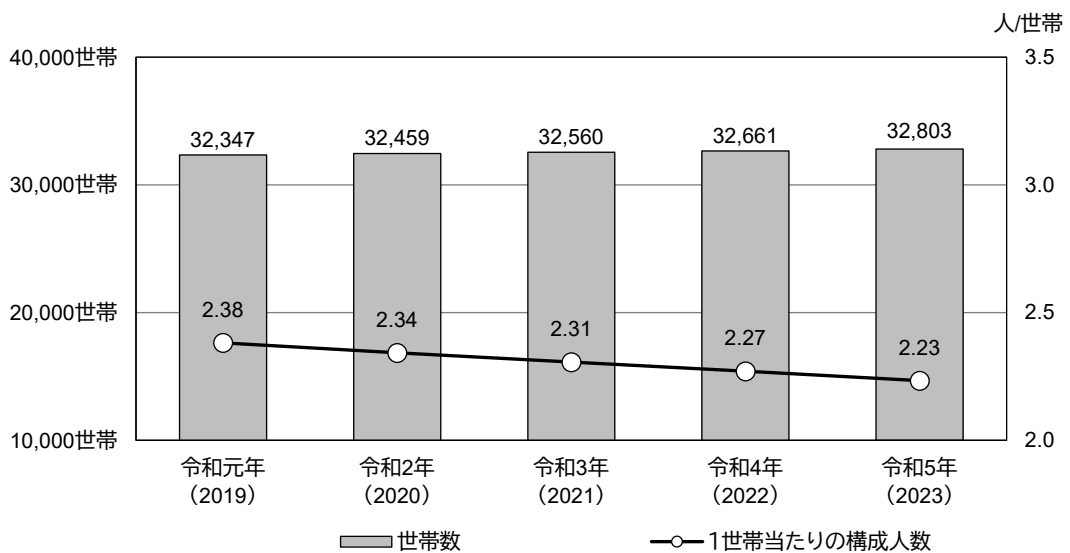
2 世帯の推移

本市の世帯数は、令和5（2023）年9月末日現在、32,803世帯で、令和元（2019）年からの4年間で456世帯増加しています。一方、1世帯当たりの構成人数は2.23人で、令和元（2019）年以降、減少しています。

1世帯当たりの構成人数を群馬県と比較すると、群馬県より若干少なくなっています。

【世帯の推移】

区分	渋川市					群馬県
	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和5年 (2023)
世帯数	32,347	32,459	32,560	32,661	32,803	824,021
1世帯当たりの構成人数	2.38	2.34	2.31	2.27	2.23	2.31



資料：渋川市は「住民基本台帳」（各年9月末日現在）、群馬県は「群馬県移動人口調査」（群馬県統計課 令和5年10月1日現在）

3 高齢者のいる世帯

本市の一般世帯数は、令和2(2020)年は28,993世帯で、そのうち16,202世帯、55.9%は65歳以上の高齢者のいる世帯となっています。高齢者のいる世帯の割合を群馬県、全国と比較すると、群馬県を11.2ポイント、全国を15.2ポイント上回っています。

また、高齢者夫婦のみの世帯は3,989世帯、高齢者の単独世帯は4,115世帯で、それぞれ高齢者のいる世帯の24.6%、25.4%を占めています。

【高齢者のいる世帯】

区分		渋川市			群馬県	全国
		平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)
一般世帯	世帯	29,185	28,711	28,993	803,215	55,704,949
高齢者のいる世帯	世帯	14,232	15,436	16,202	359,309	22,655,031
	%	48.8	53.8	55.9	44.7	40.7
うち高齢者夫婦のみの世帯	世帯	2,947	3,495	3,989	92,979	5,830,834
	%	20.7	22.6	24.6	25.9	25.7
うち高齢者の単独世帯	世帯	2,694	3,415	4,115	93,993	6,716,806
	%	18.9	22.1	25.4	26.2	29.6

※「%」は、「高齢者のいる世帯」ではそれぞれの年の「一般世帯」に占める割合、「うち高齢者夫婦のみの世帯」「うち高齢者の単独世帯」では「高齢者のいる世帯数」に占める割合

資料:総務省「国勢調査」

【世帯人員別高齢者のいる世帯】

区分		渋川市			群馬県	全国
		平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)
一般世帯	世帯	29,185	28,711	28,993	803,215	55,704,949
高齢者のいる世帯	世帯	14,232	15,436	16,202	359,309	22,655,031
	うち世帯人員が1人	世帯	2,694	3,415	4,115	93,993
	%	18.9	22.1	25.4	26.2	29.6
世帯人員が2人	世帯	5,004	5,843	6,463	148,506	9,372,846
	%	35.2	37.9	39.9	41.3	41.4
世帯人員が3人	世帯	2,633	2,860	2,990	65,707	3,804,412
	%	18.5	18.5	18.5	18.3	16.8
世帯人員が4人	世帯	1,516	1,477	1,297	27,240	1,475,845
	%	10.7	9.6	8.0	7.6	6.5
世帯人員が5人	世帯	1,129	885	734	13,147	680,304
	%	7.9	5.7	4.5	3.7	3.0
世帯人員が6人	世帯	784	626	380	7,249	389,948
	%	5.5	4.1	2.3	2.0	1.7
世帯人員が7人以上	世帯	432	330	22	3,467	214,870
	%	3.0	2.1	0.1	1.0	0.9

※「%」は、各世帯人員ではそれぞれの年の「高齢者のいる世帯」に占める割合

資料:総務省「国勢調査」

4 高齢者世帯の住まい

本市の高齢者のいる世帯の住居の状況は、令和2（2020）年は持ち家が14,682世帯で、高齢者のいる世帯の90.6%となっています。高齢者のいる世帯における持ち家の割合を群馬県、全国と比較すると、群馬県とは同程度で、全国を8.7ポイント上回っています。

【高齢者世帯の住まい】

区分		渋川市			群馬県	全国	
		平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	
高齢者のいる世帯	世帯	14,232	15,436	16,202	359,309	22,655,031	
	持ち家	世帯	12,994	14,062	14,682	319,174	18,543,619
		%	91.3	91.1	90.6	88.8	81.9
	公営等の借家	世帯	232	258	302	12,658	1,457,842
		%	1.6	1.7	1.9	3.5	6.4
	民営の借家	世帯	849	964	1,072	24,125	2,364,626
		%	6.0	6.2	6.6	6.7	10.4
	給与住宅	世帯	40	39	32	677	62,104
		%	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
	間借り*1	世帯	54	44	57	1,696	159,030
		%	0.4	0.3	0.4	0.5	0.7
	住宅以外*2	世帯	63	69	57	979	67,791
		%	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

※「%」は、それぞれの年の「高齢者のいる世帯」に占める割合

*1 間借り：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合です

*2 住宅以外：寄宿舍・寮等生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所等の居住用でない建物に住んでいる場合（仮小屋・天幕小屋等臨時応急的に造られた住居等もこれに含まれます）です

資料：総務省「国勢調査」

5 高齢者の就業状況

本市の高齢者の就業状況は、令和2（2020）年は労働力人口が7,457人で、高齢者人口の28.4%となっています。

年代別では、65～69歳が3,391人で、同年代の高齢者人口の52.5%となっています。以降、高い年代ほど割合が低くなっており、70～74歳は35.8%、75～79歳は21.4%、80～84歳は12.8%、85歳以上は4.8%となっています。

【高齢者の就業状況】

区分	総数	労働力人口				非労働力人口*3	不詳
		合計	高齢者に占める割合	就業者*1	完全失業者*2		
合計	人 26,284	7,457	28.4%	7,278	179	17,871	956
65～69歳	人 6,465	3,391	52.5%	3,288	103	2,878	196
	% 24.6	45.5		45.2	57.5		
70～74歳	人 6,495	2,322	35.8%	2,275	47	3,935	238
	% 24.7	31.1		31.3	26.3		
75～79歳	人 4,790	1,024	21.4%	1,001	23	3,552	214
	% 18.2	13.7		13.8	12.8		
80～84歳	人 3,868	495	12.8%	489	6	3,195	178
	% 14.7	6.6		6.7	3.4		
85歳以上	人 4,666	225	4.8%	225	-	4,311	130
	% 17.8	3.0		3.1	-		

※「%」は各年代の合計に占める割合。「-」は該当なし

*1 就業者：国勢調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入等収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています

(1) 勤めている人が、病気や休暇等で休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇等で仕事を休み始めてから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事等）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています

*2 完全失業者：国勢調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人です

*3 非労働力人口：国勢調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）です

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

第2節 介護保険事業の状況

1 第1号被保険者数と認定者数・認定率の推移

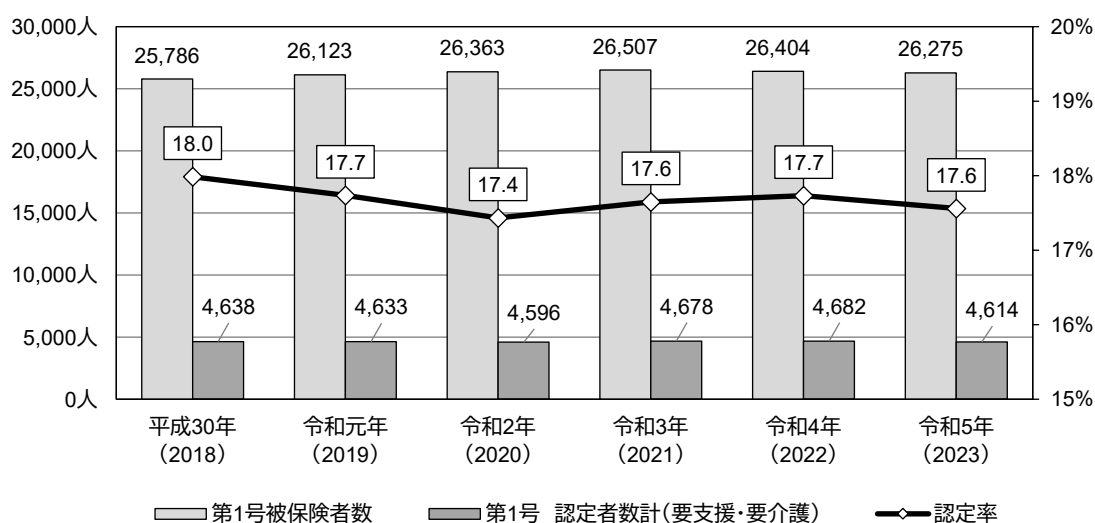
第1号被保険者*数は、令和5（2023）年9月末日現在で26,275人となっています。そのうち、要支援及び要介護認定者数は4,614人で、認定率は17.6%となっています。平成30（2018）年以降の認定率の推移をみると、令和元（2019）年以降、17%台で推移しています。

認定者の内訳を、要支援・要介護度別の人数と認定者に占める割合でみると、令和5（2023）年では、要介護1が1,000人（21.7%）で最も多く、次いで要介護4の771人（16.7%）と要介護2の768人（16.7%）が同程度となっており、要支援の合計は937人（20.3%）、要介護の合計は3,677人（79.7%）となっています。

平成30（2018）年以降の介護度別認定者割合の推移をみると、要支援1・2は令和2（2020）年まで減少傾向にあり、それ以降は同程度で推移しています。

認定者数、認定率ともに、ほぼ横ばい傾向にあり、これまでの高齢者福祉施策に係る取組が介護予防・重度化防止につながっているものと考えられます。

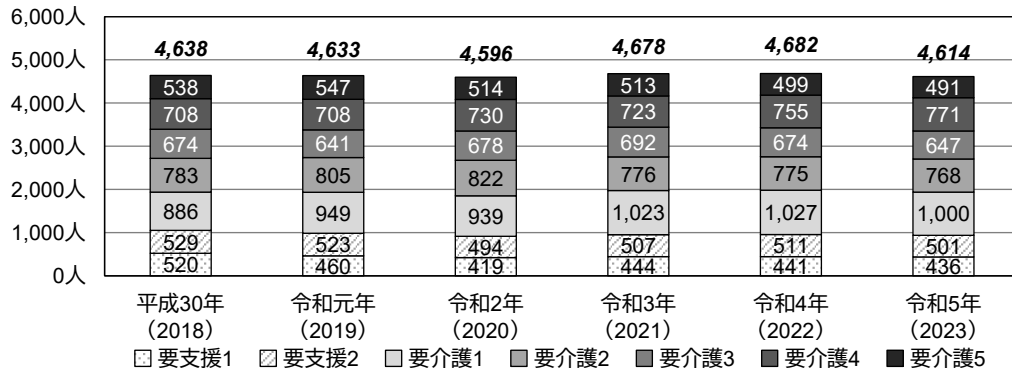
【第1号被保険者・認定者及び認定率の推移】



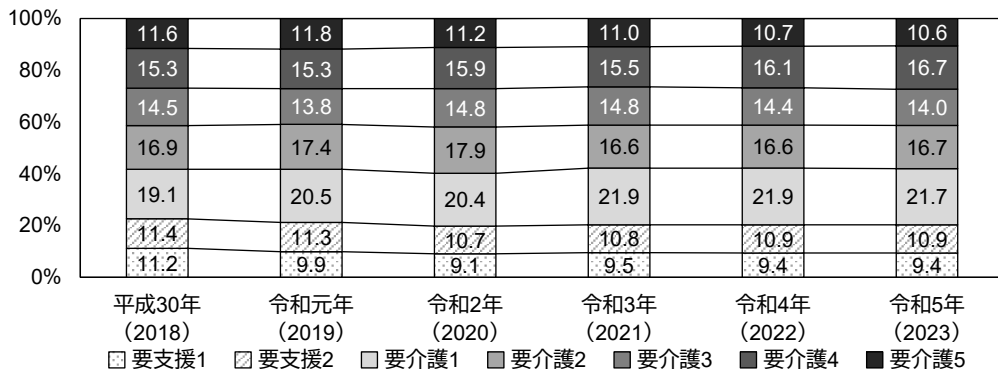
*第1号被保険者:65歳以上の人です

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月月報値)

【第1号被保険者の介護度別認定者数の推移】



【第1号被保険者の介護度別認定者割合の推移】



【第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移】

区分		第7期			第8期			
		平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	
第1号認定者(要支援)	人	1,049	983	913	951	952	937	
	%	22.6	21.2	19.9	20.3	20.3	20.3	
	要支援1	人	520	460	419	444	441	436
	%	11.2	9.9	9.1	9.5	9.4	9.4	
要支援2	人	529	523	494	507	511	501	
	%	11.4	11.3	10.7	10.8	10.9	10.9	
	第1号認定者(要介護)	人	3,589	3,650	3,683	3,727	3,730	3,677
		%	77.4	78.8	80.1	79.7	79.7	79.7
要介護1		人	886	949	939	1,023	1,027	1,000
%		19.1	20.5	20.4	21.9	21.9	21.7	
要介護2	人	783	805	822	776	775	768	
	%	16.9	17.4	17.9	16.6	16.6	16.7	
要介護3	人	674	641	678	692	674	647	
	%	14.5	13.8	14.8	14.8	14.4	14.0	
要介護4	人	708	708	730	723	755	771	
	%	15.3	15.3	15.9	15.4	16.1	16.7	
要介護5	人	538	547	514	513	499	491	
	%	11.6	11.8	11.2	11.0	10.7	10.6	
第1号認定者数 計	人	4,638	4,633	4,596	4,678	4,682	4,614	
第1号被保険者数	人	25,786	26,123	26,363	26,507	26,404	26,275	
認定率	%	18.0	17.7	17.4	17.6	17.7	17.6	
第2号認定者数	人	105	90	93	96	98	94	
認定者合計	人	4,743	4,723	4,689	4,774	4,780	4,708	

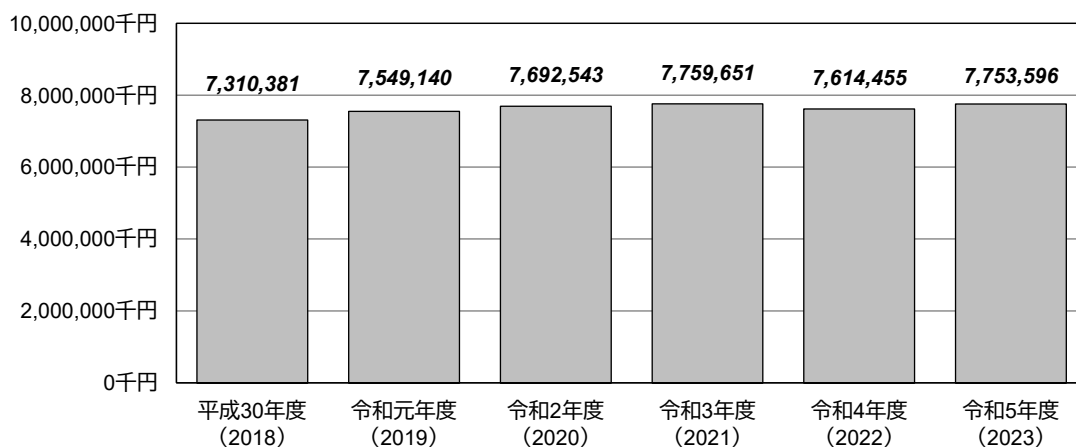
※「%」は各年の第1号認定者数合計に占める割合。ただし「認定率」は第1号被保険者数合計に占める第1号被保険者認定者数の割合

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月月報値)

第1部 総論

介護保険サービス利用料のうち、市が負担する介護給付費*は、平成30(2018)年度以降の推移をみると、年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、令和4(2022)年度は減少に転じています。

【介護給付費の推移】



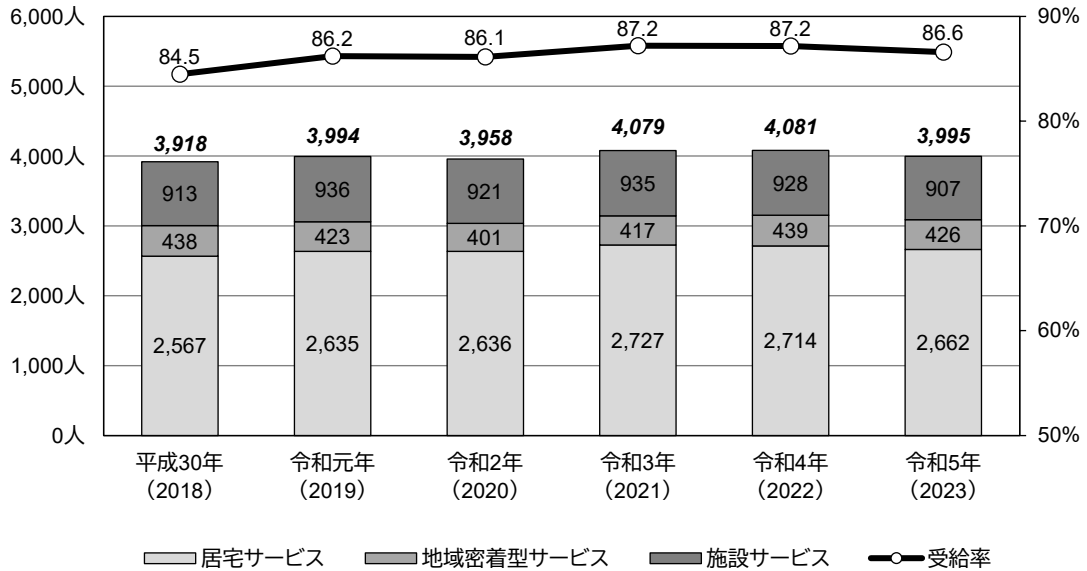
*介護給付費：介護保険サービス利用料のうち、市町村等の保険者が負担する額。利用する高齢者の所得等に応じ、利用料の7～9割が介護給付費で賄われ、その財源の半分は第1号被保険者と第2号被保険者(40～64歳)が納める介護保険料、残りの半分は公費(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)で賄われます

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額

2 受給者の推移

介護サービスの受給者数（第1号被保険者）は、令和5（2023）年では3,995人、受給率は86.6%となっています。平成30（2018）年以降の受給率の推移をみると、令和4（2022）年まで若干高くなる傾向がみられます。

【受給者の推移】



【受給者の推移】

区分		第7期			第8期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
第1号認定者合計	人	4,638	4,633	4,596	4,678	4,682	4,614
第1号受給者数	人	3,918	3,994	3,958	4,079	4,081	3,995
受給率*	%	84.5	86.2	86.1	87.2	87.2	86.6
居宅サービス	人	2,567	2,635	2,636	2,727	2,714	2,662
	%	65.5	66.0	66.6	66.9	66.5	66.6
地域密着型サービス	人	438	423	401	417	439	426
	%	11.2	10.6	10.1	10.2	10.8	10.7
施設サービス	人	913	936	921	935	928	907
	%	23.3	23.4	23.3	22.9	22.7	22.7

*受給率(%):全体の受給率は第1号認定者合計に占める第1号受給者数の割合。各サービスの受給率は第1号受給者数に占める各サービス受給者の割合です

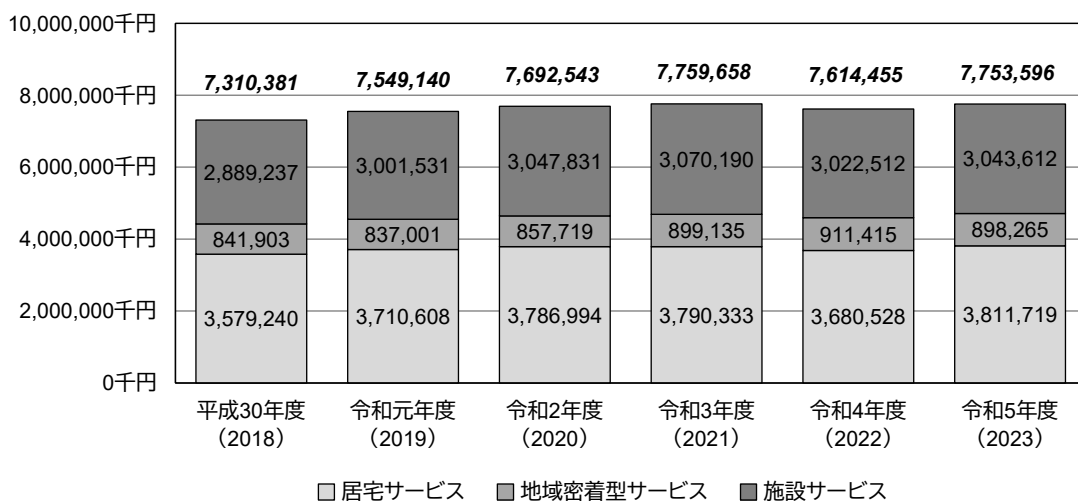
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月月報値)

3 サービスごとの介護給付費の推移

介護サービスごとの介護給付費は、令和5（2023）年度では、居宅サービスは38億1,172万円、地域密着型サービスは8億9,827万円、施設サービスは30億4,361万円を見込んでいます。

平成30（2018）年と比較すると、居宅サービスは2億3,248万円、地域密着型サービスは5,636万円、施設サービスは1億5,438万円、全体では4億4,322万円増加しています。増加率でみると、居宅サービスは6.5%、地域密着型サービスは6.7%、施設サービスは5.3%、全体では6.1%の増加となっており、地域密着型サービスの増加率が最も高くなっています。

【サービスごとの介護給付費の推移】



※ 居宅サービス・地域密着型介護サービス・施設介護サービスの内訳は次表を参照

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額

【サービスごとの介護給付費の推移】

(単位：千円)

区分	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅(介護予防)サービス	3,579,240	3,710,608	3,786,994	3,790,333	3,680,528	3,811,719
	49.0%	49.2%	49.2%	48.8%	48.3%	49.2%
訪問サービス 計	572,335	631,499	704,873	711,943	684,437	689,879
訪問介護	339,649	385,812	447,417	432,970	405,525	384,053
訪問入浴介護	19,965	19,283	22,718	23,327	21,390	23,014
訪問看護	154,571	165,549	175,209	187,881	185,371	202,803
訪問リハビリテーション	21,712	23,309	23,871	29,076	28,448	29,938
居宅療養管理指導	36,436	37,545	35,657	38,688	43,703	50,071
通所サービス 計	1,905,928	1,966,651	1,960,375	1,950,330	1,876,347	1,947,360
通所介護	1,428,357	1,514,341	1,540,220	1,525,437	1,467,025	1,553,392
通所リハビリテーション	477,570	452,310	420,155	424,893	409,322	393,968
短期入所サービス 計	307,338	301,700	285,230	292,084	284,243	312,292
短期入所生活介護	280,452	268,191	251,417	257,274	255,479	281,300
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	26,886	33,509	33,813	34,810	28,764	30,992
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス 計	793,641	810,757	836,516	835,976	835,501	862,188
福祉用具貸与	197,521	204,840	213,891	222,343	221,772	222,302
福祉用具購入費	7,565	6,645	8,916	8,977	8,509	9,367
住宅改修費	26,115	22,785	26,150	19,751	20,294	30,431
特定施設入居者生活介護	186,686	196,975	197,100	170,739	174,303	190,792
介護予防支援・居宅介護支援	375,754	379,513	390,458	414,165	410,623	409,296
地域密着型介護(介護予防)サービス	841,903	837,001	857,719	899,135	911,415	898,265
	11.5%	11.1%	11.1%	11.6%	12.0%	11.6%
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	71,851	75,777	135,533	156,358	166,833	154,654
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	234,971	230,822	213,216	238,124	259,256	273,366
認知症対応型通所介護	55,390	65,367	60,108	63,023	60,561	64,364
小規模多機能型居宅介護	122,199	117,391	109,125	109,911	115,223	107,156
認知症対応型共同生活介護	357,492	347,644	339,736	331,718	309,542	298,725
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設介護サービス	2,889,237	3,001,531	3,047,831	3,070,190	3,022,512	3,043,612
	39.5%	39.8%	39.6%	39.6%	39.7%	39.2%
介護老人福祉施設	1,658,220	1,707,740	1,762,762	1,790,838	1,777,068	1,766,292
介護老人保健施設	1,222,792	1,287,108	1,278,375	1,274,278	1,230,216	1,257,772
介護療養型医療施設	2,855	0	0	0	0	0
介護医療院	5,370	6,682	6,693	5,074	15,228	19,548
給付費 合計	7,310,381	7,549,140	7,692,543	7,759,658	7,614,455	7,753,596

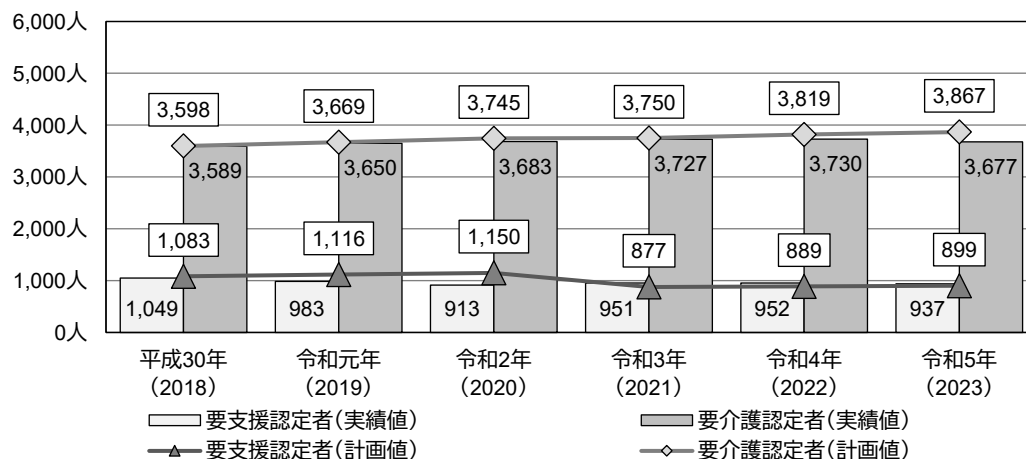
※「%」はそれぞれの年の給付費合計に占める割合

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額

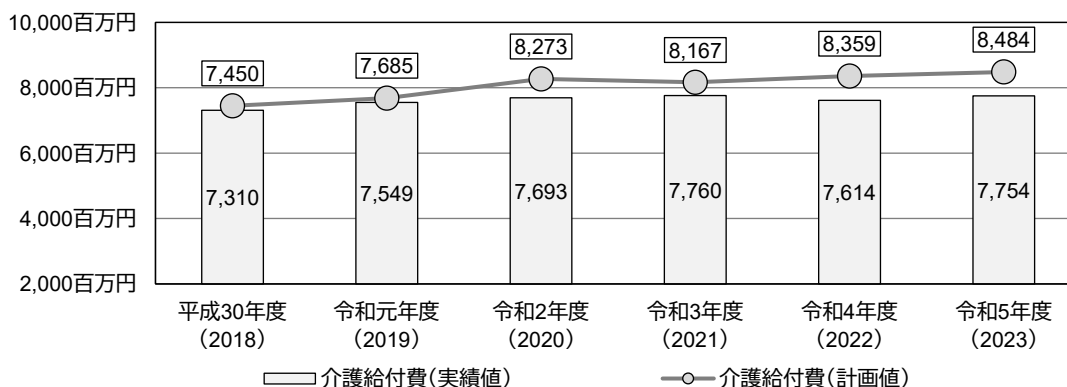
4 計画値と実績値の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数と介護給付費について、計画値と実績値の状況をあわせてみると、平成30(2018)年から令和5(2023)年まで、要介護認定者数、介護給付費ともに実績値が計画値を下回っています。一方、要支援認定者数は、平成30(2018)年から令和2(2020)年では実績値が計画値を下回っていますが、令和3(2021)年以降は実績値が計画値を上回っています。

【要介護・要支援認定者(第1号被保険者)の実績値・計画値の推移】



【介護給付費の実績値・計画値の推移】



【要介護・要支援認定者(第1号被保険者)と介護給付費の実績値・計画値の推移】

区分	第7期			第8期				
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)		
実績値	要支援認定者	人	1,049	983	913	951	952	937
	要介護認定者	人	3,589	3,650	3,683	3,727	3,730	3,677
	介護給付費(年度)	百万円	7,310	7,549	7,693	7,760	7,614	7,754
計画値	要支援認定者	人	1,083	1,116	1,150	877	889	899
	要介護認定者	人	3,598	3,669	3,745	3,750	3,819	3,867
	介護給付費(年度)	百万円	7,450	7,685	8,273	8,167	8,359	8,484
対計画比	要支援認定者	%	96.9	88.1	79.4	108.4	107.1	104.2
	要介護認定者	%	99.7	99.5	98.3	99.4	97.7	95.1
	介護給付費(年度)	%	98.1	98.2	93.0	95.0	91.1	91.4

※ 対計画比(%)は各年の計画値に占める実績値の割合

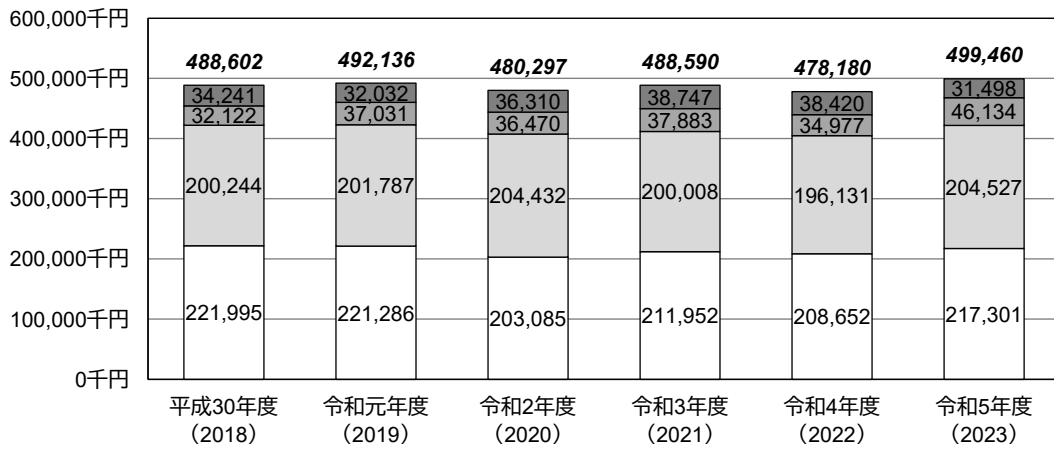
資料: 要支援及び要介護認定者数の実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月月報値)

介護給付費の実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額

5 地域支援事業費の推移

地域支援事業*¹費の総額は、平成30(2018)年度以降、4億8千万円から5億円程度で推移しています。

【地域支援事業費の推移】



□ 介護予防・日常生活支援総合事業 □ 包括的支援事業 ■ 包括的支援事業(社会保障充実分) ■ 任意事業

【地域支援事業費の推移】

区分		第7期			第8期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	千円	221,995	221,286	203,085	211,952	208,652	217,301
包括的支援事業	千円	200,244	201,787	204,432	200,008	196,131	204,527
包括的支援事業(社会保障充実分)* ²	千円	32,122	37,031	36,470	37,883	34,977	46,134
任意事業	千円	34,241	32,032	36,310	38,747	38,420	31,498
地域支援事業費合計	千円	488,602	492,136	480,297	488,590	478,180	499,460

*¹ 地域支援事業:要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。要支援者等を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業、地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業の3つの柱からなります

*² 包括的支援事業(社会保障充実分):在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業で構成されています

資料:令和4年度まで決算書、令和5年度は当初予算額

6 地域包括ケア「見える化」システムによる他市との比較

認定率や1人当たりの給付月額等について、県内及び関東地方で、総人口、高齢化率、人口密度の値に近い保険者（市）との比較を行ったところ、在宅サービスの受給率が他の市より若干高くなっています。また、受給者1人当たり給付月額が他の市や群馬県、全国より高くなっています。

区分	高齢化率(%)	人口密度 (人/km ²)	調整済認定率 (%)	調整済重度 認定率(%)	調整済軽度 認定率(%)
渋川市	35.4	310	17.3	7.1	10.2
藤岡市	32.5	351	17.4	7.1	10.2
安中市	36.1	199	16.9	7.0	9.9
茨城県石岡市	33.5	339	16.5	5.9	10.6
埼玉県秩父市	34.2	103	18.5	6.8	11.7
千葉県君津市	32.5	258	17.5	6.8	10.7
千葉県香取市	37.2	276	15.9	5.8	10.1
群馬県	30.2	305	17.7	6.8	10.9
全国	28.6	338	18.9	6.5	12.4

区分	受給率(%)			受給者1人当たり給付月額(円)	
	施設 サービス	居住系 サービス	在宅 サービス	在宅及び居住系 サービス	在宅 サービス
渋川市	3.5	0.7	10.0	137,351	131,083
藤岡市	3.3	0.8	9.3	126,747	118,235
安中市	3.5	1.4	9.0	136,526	123,113
茨城県石岡市	3.7	1.0	8.3	115,360	102,133
埼玉県秩父市	3.9	1.3	9.9	113,647	101,115
千葉県君津市	2.8	0.8	8.5	127,989	120,169
千葉県香取市	3.1	0.9	8.8	115,464	103,474
群馬県	2.8	1.1	9.9	134,412	125,115
全国	3.1	1.3	10.4	130,509	119,039

※ 在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、介護予防支援、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問看護介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

※ 居住系サービスは、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※ 施設サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)

※ 比較対象は、総人口「50,000人～100,000人未満」、高齢化率「32.4%～38.4%未満」、人口密度「100人～500人」の県内及び関東地方の保険者(市)から抽出

※ 「調整済認定率」は、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。「調整済重度認定率」は、要介護3以上の認定率。「調整済軽度認定率」は、要支援1～要介護2の認定率

資料：高齢化率、人口密度は総務省「国勢調査」(令和2年)、調整済認定率、調整済重度認定率、調整済軽度認定率は、令和3年時で、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」、受給者1人当たり給付月額は、令和4年時で、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

第3節 高齢者を取り巻く課題

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に当たって、高齢者の在宅生活の継続と介護する家族等の就労の状況、高齢者の日常生活に関する現状及び介護サービス等を提供する事業所の動向と意見等を把握することを目的に、以下3種のアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

調査区分	調査目的	調査対象者	
在宅介護実態調査	高齢者の在宅生活の継続と介護する家族等の就労実現に向けた介護サービスのあり方を検討するための調査	主に在宅で要介護認定を受けている人	1,000人
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムの推進とともに、地域の抱える課題を特定するための調査	65歳以上の一般高齢者等	3,000人
介護保険に関するアンケート調査 (事業所調査)	介護保険サービス等に関する事業所の動向・意見を把握するための調査	介護サービス事業所等	194件

(3) 実施方法

- 調査地域：市内全域
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和5（2023）年2月7日～2月28日

(4) 回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査	1,000件	527件	52.7%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000件	1,920件	64.0%
介護保険に関するアンケート調査 (事業所調査)	194件	137件	70.6%
合計	4,194件	2,584件	61.6%

2 アンケート調査結果

アンケート調査結果の概要を以下に示します。

(1) 在宅介護実態調査

- ◆家族・親族からの介護は「週1日以上」が約7割、そのうち「ほぼ毎日」は約5割
- ◆夫婦のみ世帯は家族・親族からの介護頻度がやや低い
- ◆主な介護者の年齢は「80歳以上」が全体の4分の1

- ・家族や親族から週1日以上介護を受けている人は、回答者全体や単身世帯では約7割、夫婦のみ世帯は約6割となっています。
- ・そのうち、ほぼ毎日介護を受けている人は、回答者全体では約5割、単身世帯では約3割、夫婦のみ世帯では約4割となっています。
- ・介護者の年齢は、「80歳以上」が全体の4分の1となっています。

- ◆仕事をしている介護者は約4割、その多くが働き方の調整・工夫を行っている
- ◆仕事と介護の両立について、「問題はあるがなんとか」続けていける人は約6割

- ・介護を理由にこの1年間で仕事を辞めた家族・親族がいる割合は約1割となっています。
- ・現在働きながら介護している人は、フルタイムとパートタイムが同程度で、合わせて約4割となっています。また、介護者の年代をみると、50代は約7割、60代は約6割が働きながら介護しています。一方、70代以上は働いていない介護者が約7割となっています。
- ・働きながら介護している人のうち、介護のための働き方の調整（労働時間や休暇取得等）を「特に行っていない」は約3割で、これを除く約7割は何らかの調整や工夫を行っていると考えられます。また、今後の仕事と介護の両立について、「問題はあるが、何とか続けていける」が約6割となっています。

- ◆施設入所等の検討や申し込みをしている人は3割
- ◆介護者が特に不安を感じる介護等は「認知症状への対応」「外出の付き添い・送迎等」「入浴・洗身」「夜間の排泄」

- ・施設等への入所・入居の検討や既に申し込みをしている人は約3割となっています。
- ・介護者が不安を感じる介護等は、「認知症状への対応」の割合が最も高く、「外出の付き添い・送迎等」「入浴・洗身」「夜間の排泄」等も高くなっています。これらは前回調査結果（3年前）でも高い項目となっています。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ◆介護・介助が必要な人は約1割
- ◆経済的に「苦しい」が約3割で前回調査より高い
- ◆身近な地域包括支援センターの認知度は5割、そのうち利用経験者は約1割

- ・家族構成は「夫婦2人暮らし」が約4割、次いで「息子・娘との2世帯」「1人暮らし」がそれぞれ約2割となっています。また、普段の生活で介護・介助が必要な人は約1割となっています。
- ・経済的な状況は、「ふつう」が約6割となっていますが、「大変苦しい」「やや苦しい」が合わせて約3割で、前回調査結果より高くなっています。
- ・居住地域の地域包括支援センターの認知度は約5割、そのうち、「利用したこともある」は約1割となっています。

- ◆過去1年間に転んだ経験のある人(転倒リスク該当)は約3割、転倒に不安のある人は約5割で、いずれも高くなる傾向
- ◆週1回以上外出する人は約9割、しかし、外出頻度や回数は低くなる傾向
- ◆外出の際の移動手段は「自動車(自分で運転)」が約7割で前回調査より高い
- ◆一人での外出、買い物ができる・している人は約8割
- ◆運動器機能のリスク該当は約1割で高い年代ほど高い

- ・階段の昇降や椅子からの立ち上がり、15分位の歩行等は、「できるし、している」が多くなっていますが、階段の昇降や椅子からの立ち上がりは、過去2回の調査結果(3年前・6年前)より低くなっています。
- ・過去1年間に転んだ経験がある人(転倒リスク該当)は約3割、転倒に不安がある人は約5割で、いずれも過去2回の調査結果より高くなっています。
- ・週に1回以上外出する人は約9割で、そのうち「週2～4回」が約4割、「週5回以上」が約3割で比較的高い一方、頻度が低い「週1回以下」(「ほとんど外出しない」を含む)は過去2回の調査結果より高く、昨年と比べた外出回数も「減っている」が高くなっています。
- ・外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が約7割で特に高く、前回調査結果より更に高くなる一方、電車、路線バス等の公共交通機関は前回調査結果と同様に1割程度となっています。また、約8割が一人での外出や食品・日用品の買い物を「できるし、している」としています。
- ・運動器機能のリスク該当は、回答者全体では約1割、90歳以上では約4割となっており、高い年代ほど高くなっています。

- ◆BMI*¹では男性は「肥満」、女性は「低体重」が比較的高い
- ◆固いものが食べにくくなった人は約3割、入れ歯を利用している人は約5割
- ◆誰かとの食事を約6割が「毎日」、約1割が「ほとんどない」

- ・BMIを見ると、「肥満」（25.0以上）は男性で約2割、フレイル*²に対して特に注意が必要な「低体重」（18.5未満）は女性で約1割となっています。
- ・半年前に比べて固いものが食べにくくなった人は約3割となっています。
- ・入れ歯を利用している人は約5割となっています。
- ・誰かとの食事について、「毎日」が約6割で最も高い一方、「ほとんどない」が約1割となっています。

- ◆毎日の生活について、物忘れが多いと感じる人は約5割
- ◆男性は、食事の用意、請求書の支払、預貯金の出し入れ等を「できるけどしていない」が女性より高い
- ◆スマートフォン等によるインターネット利用が若い年代ほど高い一方、高い年代ほど「インターネットは利用していない」が高い
- ◆市の情報は「広報しぶかわ」から約8割
- ◆手段的日常生活動作(IADL)*³は「低い」が合わせて約1割で高い年代ほど高い

- ・物忘れが多いと感じる人は約5割となっています。
- ・食事の用意、請求書の支払、預貯金の出し入れ等、約8割が「できるし、している」としてはいますが、男性は「できるけどしていない」が女性より高くなっています。
- ・インターネットを利用している主な情報通信機器は、回答者全体ではスマートフォンが約4割で若い年代ほど高い一方、「インターネットは利用していない」が高い年代ほど高く、85歳以上では最も高くなっています。
- ・市の情報入手は約8割が「広報しぶかわ」からとなっています。
- ・手段的日常生活動作（IADL）は、「低い」「やや低い」が合わせて、回答者全体では約1割、90歳以上では約3割で、高い年代ほど高くなっています。

*1 BMI:Body Mass Index の略。肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数です(計算式は BMI=[体重(キログラム)]÷[身長(メートル)の2乗])

*2 フレイル:要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的虚弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自律障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します

*3 手段的日常生活動作(IADL):IADLは、Instrumental Activities of Daily Living の略。料理や掃除等の家事、買い物、電話対応、金銭管理等日常生活の中の判断力や理解力が必要な動作を指し、生活上の自立の状況判断に用いられます

- ◆不安に感じることは「体の衰え」と「災害時対応」「防犯(特殊詐欺等)」が高く、特殊詐欺電話と思われる電話を受けた経験のある人は約3割
- ◆災害時の避難について、身近な地域の避難場所の認知度は約8割
- ◆災害の際に「自分で避難することに課題がある人」は約2割

- ・不安に感じていることは、「体の衰え」が約4割で最も高く、次いで「災害時の対応」「防犯(特殊詐欺等)」等となっています。
- ・特殊詐欺と思われる電話を受けた経験がある人は約3割となっています。
- ・居住地域の避難場所の認知度は約8割となっています。
- ・災害の際に自分で避難することができる人が約8割で最も高い一方、家族等の支援で避難することができる人と、避難することができない人を合わせた「自分で避難することに課題がある人」は約2割となっています。

- ◆地域での健康づくり等の活動への参加意向は、「参加者」としては約5割、「企画・運営の立場」としては約3割
- ◆通ってみたい集まりは「軽体操」が約4割、次いで「脳トレ」が約3割

- ・地域でのグループ活動について、いずれにも「参加していない」が最も高いものの、健康づくりや趣味等のグループ活動に「是非参加したい」「参加してもよい」とする人は合わせて約5割で、「参加してもよい」の割合は、前回調査結果より高くなっています。
- ・また、それらの活動に企画・運営(お世話役)として、「是非参加したい」の割合は低いものの、「参加してもよい」は約3割で前回調査結果と同程度となっています。一方、「参加したくない」は約6割で前回調査結果より高くなっています。
- ・介護予防のために通ってみたい集まりは、「軽体操」が約4割で最も高く、次いで「脳トレ」が約3割で、いずれも女性が男性より高くなっています。

- ◆助け合いについて、心配事や愚痴を聞いてくれる・聞いてあげる相手、病気時の看病や世話をしてくれる・してあげる人は、いずれも「配偶者」が最も高く、特に男性で高い
- ◆日頃の生活で、男性は調理や洗濯、女性はゴミ出し、通院、庭の手入れ等を誰かに助けてもらっている割合が高い

- ・心配事や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人、病気で数日寝込んだときに看病や世話をしてくれる人、してあげる人は、いずれも「配偶者」が最も高くなっています。また、「配偶者」は男性で高くなっています。
- ・日頃、誰かに助けてもらっていることは、回答者全体では「特にない」が最も高く、次いで「買い物」が約2割となっていますが、男性は「調理」「洗濯」、女性は「ゴミ出し」「通院」「庭の手入れ」等が比較的高くなっています。

- ◆この1か月間で気分が沈む・ゆううつな気分になったことがある人は約3割、物事に興味がわからない・心から楽しめない感じがよくある人は約2割
- ◆幸福度は8点、5点がいずれも約2割
- ◆閉じこもり傾向のリスク該当は約2割で高い年代ほど高い
- ◆うつ傾向のリスク該当は約3割で年代による大きな差はみられない

- ・現在の健康状態は比較的よい人が多いものの、この1か月間で気分が沈んだり、ゆううつな気分になったりすることがあった人は約3割、物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくある人は約2割となっています。
- ・幸福度（0～10点）について、8点、5点がいずれも約2割で高くなっています。
- ・閉じこもり傾向のリスク該当は、回答者全体では約2割、90歳以上では約5割となっており、高い年代ほど高くなっています。
- ・うつ傾向のリスク該当は約3割で、年代による大きな差はみられません。

- ◆タバコを「吸っている」「やめた」はいずれも男性が高い
- ◆治療中・後遺症のある病気は「高血圧」が約4割

- ・タバコを「吸っている」は約1割、「吸っていたがやめた」は約3割で、いずれも男性が女性より高くなっています。
- ・現在治療中又は後遺症のある病気について、「高血圧」が約4割で最も高く、前回調査結果と同程度となっています。

- ◆人生の最期は「自宅」「家族に任せる」がそれぞれ約3割、延命治療は「見込みがないならしない」が5割

- ・人生の最期を迎えたい場所は自宅、家族の意思に任せるがそれぞれ約3割となっています。
- ・延命治療は「回復の見込みがないならしないでほしい」が5割、「苦痛を少なくすることを重視」が約3割となっています。

- ◆認知症について、自分又は家族に症状のある人は約1割
- ◆相談窓口の認知度は3割弱、自分又は家族に症状のある人では約4割
- ◆認知機能リスク該当は約5割で高い年代ほど高い

- ・自分又は家族に認知症の症状がある人は約1割となっています。
- ・認知症に関する相談窓口の認知度は、回答者全体では3割弱、自分又は家族に認知症の症状がある人では約4割となっています。
- ・認知機能のリスク該当は、回答者全体では約5割、85歳以上では約6割となっており、概ね高い年代ほど高くなっています。

(3) 介護保険に関するアンケート調査（事業所調査）

- ◆サービス利用状況は「予定どおり」が約5割、「少ない」が約4割で、「少ない」理由は「需要がなかった」が最も高い
- ◆職員が不足している事業所は約5割、主な理由は「適正な人材がない」「応募がない」が高い
- ◆採用活動は「ハローワークへの求人登録」「自社ホームページでの募集」「従事職員による勧誘」等。そのうち、「自社ホームページでの募集」は実施効果があまりないと認識
- ◆外国人採用は「既に採用」が約2割で、前回調査より高い

- ・事業所が行っているサービスの利用状況は、「予定どおり」が約5割、「少ない」が約4割となっており、「少ない」は前回調査結果より高くなっています。また、「少ない」理由として「見込んだほどの需要がなかった」が約2割で最も高くなっています。
- ・職員の過不足状況は、前回調査結果から改善がみられるものの、介護職員を中心に、不足している事業所が約5割となっています。
- ・職員が不足している主な理由は、「募集しても適正な人材がない」が約7割、次いで「募集しても応募がない」が約6割となっており、上位2項目は前回調査結果と同様となっています。
- ・行っている採用活動は、「ハローワークへの求人登録」が約8割、次いで「自社ホームページでの募集」「従事職員による勧誘」の2項目が約5割となっています。
- ・採用活動の実施効果は、「ハローワークへの求人登録」「従事職員による勧誘」は少しあると認識している一方、「自社ホームページでの募集」はあまり高くないと認識しています。
- ・外国人採用は「予定なし」が約4割、「未定」が約3割、「既に採用」が約2割で、前回調査結果より「既に採用」が高くなっています。

- ◆利用者やその家族から受けたことがある苦情は「サービス内容」が約3割、「職員の態度」が約2割で、いずれも前回調査より低い
- ◆苦情対応は「相談員配置」「対応マニュアル作成」が高い

- ・利用者本人や家族から受けたことがある苦情は「サービス内容」が約3割、「職員の態度」が約2割で比較的高くなっていますが、いずれも前回調査結果より低くなっています。
- ・苦情に対する取組として、「苦情窓口への相談員の配置」が約8割、「苦情・相談対応マニュアルの作成」が約6割で比較的高くなっています。

- ◆事業運営上の課題は「事務作業が多い」が約6割、次いで「従事者の確保・調整が難しい」が約5割
- ◆市内への新規参入や事業拡大の課題・問題は「職員の確保」が約6割
- ◆市に望むことは「最新での確な情報の提供」が約5割

- ・円滑な事業運営を進めていく上で困難を感じることは、「事務作業が多い」が約6割、「従事者の確保・調整が難しい」が約5割で比較的高くなっています。
- ・「ケアプランデータ連携システム*1*2」の利用意向は「未定（わからない）」が約5割、次いで「利用する予定」が約2割となっています。
- ・市内への新規参入や事業拡大を検討しているサービスは少なく、新規参入や事業拡大のための課題や問題として「職員の確保」が約6割で最も高くなっています。
- ・サービス提供事業者として市に望むことは、「最新での確な情報の提供」が約5割で最も高くなっています。

*1 ケアプラン:どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のこと。ケアプランを作成することによって、効率的なサービス利用ができるようになります

*2 ケアプランデータ連携システム:介護職の事務負担の軽減やサービスの質の向上につなげるため、ケアプランやサービス利用票をオンライン化するシステム。国が整備を進め、令和5年4月より本格稼働しています

3 計画策定に向けた課題

アンケート調査結果や、これまでの取組、社会情勢等を踏まえ、計画策定に向けた課題を以下に整理します。

(1) 介護者の就労継続の支援

様々な世代の「働く」+「介護」を支える環境づくり

在宅介護の主な介護者の年代は60代以上が約7割で、高齢者が在宅介護の担い手となっている「老々介護」の状況がうかがえます。

また、その約4割がフルタイムやパートタイムで働いており、そのうち特に60代までの介護者は働きながら介護している状況がうかがえ、多くは労働時間や休暇取得等、何らかの働き方の調整や工夫を行いながら介護を継続しています。一方、70代以上の介護者では働いていない人が多くを占めています。

今後の働きながらの介護について、約6割が「問題はあるが何とか続けていける」としていますが、続けていくのは「やや難しい」「かなり難しい」が合わせて約1割となっており、何らかの問題がある若しくは継続が難しいとする「働く介護者」は約7割となっています。

一方、少子化と高齢化、人口減少が進む中、地域経済の活力を維持するため、高齢になっても働きやすい環境づくりや体制の確保が進められており、今後、在宅介護の担い手として「働く高齢者」の割合が高くなることが考えられます。また、世帯構成員の少人数化等を背景に、より若い世代が在宅介護の担い手となる状況が考えられます。このような状況を踏まえ、仕事と介護の両立がしやすい環境づくりと、状況に応じて、自宅や家族を中心とする介護から施設や介護サービスの利用へ移行する支援を更に充実させることが必要です。

また、近年、社会問題となっている「ヤングケアラー」の視点で、在宅での介護を子どもたちが担い、その影響で進学や就職を断念せざるを得なくなるなど、子ども本来の学業や交友が制限されることのないよう、関係機関等の連携による、在宅で介護する家庭の実態把握と適切な支援が必要です。

(2) 介護予防の推進

市民の意向を踏まえた健康づくり・介護予防を促す環境づくり

一般高齢者のうち、普段の生活で介護・介助が必要な人の割合は高くありません。しかし、基本的な生活機能の評価結果をみると、運動器機能、閉じこもり傾向、認知機能、転倒リスク、手段的日常生活動作（IADL）等、多くの評価項目において、高い年代ほどリスクが高くなる傾向がみられます。また、気分がしずむ・心から楽しめないなどと感じている人は2～3割となっており、うつ傾向のリスク該当も約3割となっています。BMIをみると、男性は「肥満」、女性は「低体重」が比較的高くなっています。

地域での健康づくりや介護予防等の活動について、現状では参加していない人が多いものの、参加意向を持つ人は約5割となっています。さらに、それらの活動に企画・運営者として関わることについての参加意向を持つ人は約3割となっています。しかし、現在行われることが多い介護予防の取組である「軽体操」や「脳トレ」への参加意向は性別による差が大きく、男性の参加意向が低くなっています。

健康づくりや介護予防の活動への参加状況、潜在的な参加者の把握、性別による参加意向や身体状況の違い等を踏まえ、高齢者それぞれによる介護予防や健康づくりへの取組を促進するとともに、そのための体制・環境づくりが必要です。また、高齢になる前から、住民が主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりと、それを地域で支える体制づくりが必要です。

(3) 社会参加や支え合いの推進

高齢者の力を地域で生かす環境づくり

外出や日常的な買い物等について、「している・できる」とする人が多くなっています。しかし、外出時の移動手段を自ら運転する自動車とする人が特に多く、高齢ドライバーを対象とする交通安全の促進や、自家用車に替わる移動手段の確保が特に重要であると考えられます。

心配事や愚痴を話せる相手、病気の際の看病や家事の世話等の助け合いの相手について、「配偶者」の割合が高い一方、「近隣」の割合は比較的低くなっています。また、「配偶者」を助け合いの相手としている状況は性別による差が大きく、男性でその傾向が強くなっています。一方、地域での健康づくりや介護予防等の活動について、企画・運営者としての参加意向は女性より男性で高く、支え合いや地域社会への参加の状況には性別による差がみられます。

高齢者がこれまで培った人間関係や知識・経験等を地域社会の中で地域力として生かせるよう、外出の手段や機会を含めた体制の確保や強化等、社会参加、生きがいづくりの支援や、地域で支え合う仕組みづくりが必要です。

(4) 高齢者の安全・安心の確保

高齢者を災害・犯罪・交通事故から守る環境づくり

不安に感じることに、「体の衰え」に加え、「災害時対応」「防犯（特殊詐欺等）」が高くなっており、災害の際に「自分で避難することに課題がある人」は約2割となっています。また、特殊詐欺と思われる電話を受けた経験のある人は約3割となっています。自然災害の激甚化や頻発化、高齢者を狙った犯罪の手口の巧妙化や悪質化が懸念される中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は今後更に増加すると予想されており、地域全体で高齢者を災害や犯罪から守る体制・対策の強化、市民自らが身を守るための意識の醸成と環境づくりが必要です。

また、主な介護者が現在の生活を継続するに当たって、外出の付き添いや送迎等に不安を感じている状況や、高齢者が移動手段として自分で自動車を運転することが多い現状を踏まえ、交通安全対策や公共交通の利用促進、自家用車の利用に依存しないで移動するための支援等の充実が必要です。

(5) 認知症対策の推進

認知症を地域全体で理解し、支える環境づくり

一般高齢者のうち、自分や家族に認知症の症状がある人は約1割ですが、認知機能のリスク該当は約5割となっており、高い年代ほどリスクが高くなる傾向がみられます。また、主な介護者は、現在の生活を継続するに当たって最も不安なこととして「認知症状への対応」を挙げています。しかし、一般高齢者における認知症に関する相談窓口の認知度は3割弱となっています。

認知症について、市民の理解を深め、認知症の症状がある人への早期対応と、その介護者の支援、認知症になっても安心して暮らせる体制や環境づくりに取り組むことが必要です。

(6) 包括的支援体制の充実

地域共生社会の実現に向けた機能や情報提供の充実

一般高齢者における地域包括支援センターの認知度は約5割で、そのうち利用したことがある人は1割程度となっています。

地域包括支援センターには、高齢者だけでなく、地域全体で共生する社会の実現に向け、様々な市民の課題に包括的に対応・支援する役割があり、これを踏まえた機能の強化と多様な分野の関係機関との連携を図ることが必要です。また、地域包括支援センターの役割や機能をより広い世代の市民へ周知し、利用促進を図るため、わかりやすい情報提供に努めることが必要です。

市からの情報について、一般高齢者では「広報しぶかわ」から得ている場合が多くなっています。一方、インターネットを一般高齢者の約7割が利用しており、うち約4割がスマートフォンを利用しています。しかし、インターネットの利用状況は高い年代ほど低くなっており、これらの利用状況を踏まえた情報提供や、日常生活の利便性向上につながるデジタル端末の利用促進等が必要です。

(7) 事業所の運営支援

介護人材の確保・育成の支援とデジタル化の推進

市内の介護サービス事業所等の約5割が、介護職員を中心に人材不足の状況にあり、ハローワークや自社ホームページ、従事職員による勧誘等による採用活動をしているものの、応募自体がないこと等、適正な人材の確保が課題となっています。職員の確保は、円滑な事業運営や、市内へのサービスの新規参入や事業拡大を進める上での課題としても認識されており、このような事業所の現状を踏まえた介護人材の確保や人材育成の支援が必要です。

また、サービス提供事業者が、円滑な事業運営を進める上で困難を感じることで「事務作業が多い」ことや、市に望むこととして「最新で的確な情報の提供」を挙げる声が多くなっています。一方、高齢者を支える制度や事業所に求められる事項が多様化しており、国が進める「ケアプランデータ連携システム」を含めた、デジタル化の推進による事務作業の軽減や、事業所への最新で的確な情報のわかりやすい提供を図ることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

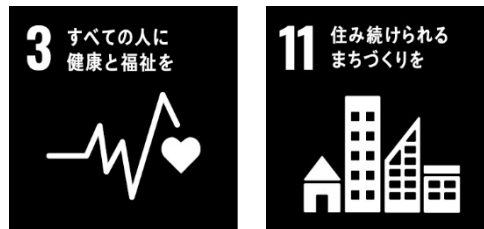
第1節 基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画は、総合計画で掲げる施策「高齢者福祉の充実」「介護保険の充実」に関連する計画に位置づけられます。この2つの施策では、基本方針としてそれぞれ以下を掲げ、施策の展開を図ることとしています。

施策名	基本方針
高齢者福祉の充実	高齢者が生きがいを持ち、元気に安心して生活できるまちづくりを推進します。
介護保険の充実	要介護状態となることを予防し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりと介護サービス体制の構築を図ります。

また、総合計画では、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に取り組むことが本市の将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に資するとし、特に上記 2 つの施策では、SDGs の 17 の開発目標のうち、主に以下の 2 つが該当するとしています。



本計画が主に該当する SDGs の目標(総合計画より)

本計画は、総合計画の考え方や、SDGs の理念「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」と強く関連するものです。また、これまでの取組の継続性や持続性ととともに、人口減少・少子化・高齢化が進行する中で、人と人とのつながりや助け合いが更に重要となること等を踏まえ、「第 8 期計画」で掲げた基本理念を踏襲し、改めて本計画の基本理念とします。

基本理念

いつまでも 誰もが健やかに つながり助け合う

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、5つの基本目標を掲げ、その総合的な推進を図ります。

基本目標1 生きがいを持ち、健やかに暮らせるまちづくり

(1) 高齢者の「地域力」を生かす環境づくり

地域活動やボランティア活動等において、高齢者それぞれが培ってきた知識や経験等を「地域力」として生かせる機会の提供と、参加の促進を図ります。

(2) 高齢者の生きがいづくりや生涯学習の推進

高齢者の生きがいづくりや、生涯学習につながる様々な学習や体験の機会の充実を図ります。

(3) 高齢者が働きやすい環境づくり

高齢者が地域産業を支える活力として働きやすい環境づくりに向け、シルバー人材センター等との連携や、主体的な活動の支援を推進します。

基本目標2 安全・安心に生活できるまちづくり

(1) 日常生活を支援するサービスの充実

見守りや介護等の必要な在宅高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

(2) 安全・安心な環境づくり

防犯、防災、感染症対策、住まい、移動等、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる環境づくりを推進します。

(3) 相談体制の充実と情報提供の強化

関係機関間の連携を強化し、介護される人・する人やその家族等が抱える課題の解決、具体的支援につながる相談体制の充実を図ります。

また、様々な機会や媒体を活用して、高齢者福祉、介護保険に関する制度やサービス等のわかりやすい情報提供に努めます。

基本目標3 健康づくりと介護予防の推進

(1) 予防医療の推進

各種検診（健診）や予防接種、健康相談等を通じて、疾病の予防や早期発見・早期治療を推進します。

(2) 介護予防の推進

地域や性別、年代等による状況やニーズの違いを踏まえ、高齢者一人ひとりの状態に応じた様々なサービスの提供や事業の実施により、要介護状態の予防を推進します。

(3) スポーツ活動の推進

高齢者が身近で気軽に参加できるラジオ体操の普及、各種スポーツ大会や教室等の機会の充実により、高齢者の健康維持・増進を図ります。

基本目標4 介護保険サービスの充実と介護保険制度の健全な運営

(1) 介護保険サービスの充実

支援が必要な高齢者が十分なサービスを受けることができるように、高齢者一人ひとりのニーズを踏まえた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 介護保険制度の健全な運営

被保険者の適正な資格管理や、公正かつ迅速な要介護認定等を行う体制づくりを推進します。

また、介護サービス事業者に対する助言や指導監督、介護保険給付の適正化等を推進し、介護保険制度の健全な運営を図ります。

(3) 人材の確保と業務効率の強化

介護サービス事業者が主体的に取り組む職場環境や処遇の改善、職員研修等の支援や、資格取得に対する支援を推進し、介護サービスを担う人材の安定的な確保を図ります。

また、デジタル技術の活用支援や、最新の的確な情報のわかりやすい提供等を推進し、介護サービス事業所における業務の効率化や事務作業の負担軽減を促進します。

基本目標5 包括的支援の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域共生社会の実現を見据え、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、適切な人員体制の確保、圏域ごとに設置している各センター間や他分野の関係機関との連携強化、効率的な運営の継続に向けた点検・評価等に努めます。また、地域包括支援センターの機能や地域の福祉について効果的な情報提供と周知に努めます。

(2) 在宅医療・介護連携と生活支援体制の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、「渋川地区在宅医療介護連携支援センター」を中心に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる医療・介護の連携体制の充実を図ります。

また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）*や協議体活動の促進等により、日常生活の支援体制の充実を図ります。

(3) 認知症施策の推進

令和3（2021）年10月に群馬県で初めての“認知症条例”として施行した「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」の基本理念に基づき、認知症について市民の理解を深め、認知症の予防や早期発見・対応に努めるとともに、認知症になっても、自らの意思が尊重され、住み慣れた場所で自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

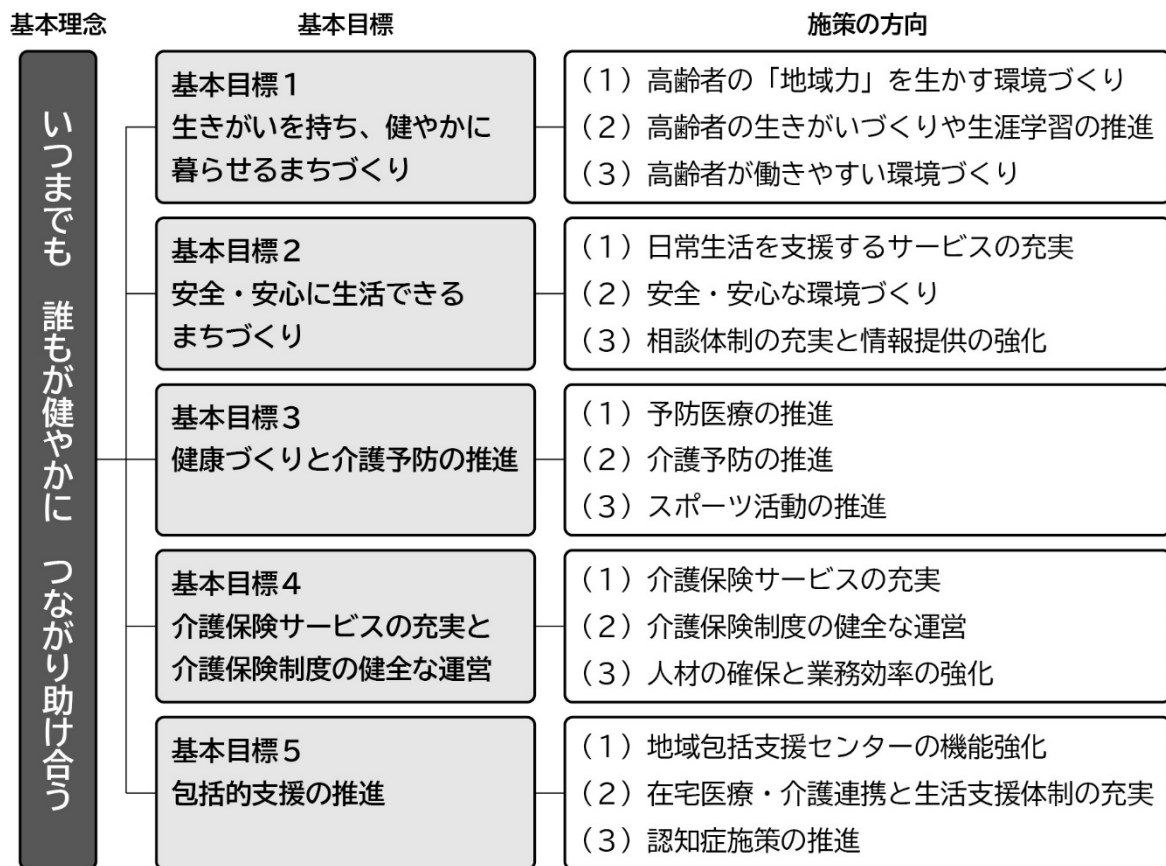
*生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員):地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援、介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域の生活支援ニーズと地域資源のマッチング等を行う調整役です

第2節 計画策定方針

本市では「第6期計画」から、高齢者の地域での暮らしを包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築・推進を位置づけ、「第8期計画」では、地域包括ケアシステムの更なる推進と地域共生社会の実現を見据えるとともに、「団塊世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた介護サービスの充実を図ってきました。

本計画は、令和7（2025）年を計画期間内に迎えることを踏まえるとともに、これまでの取組を更に深化・推進させ、地域の実情に応じたサービスの質・量両面の充実、介護サービスを支える人材の確保や現場の生産性向上等による、持続可能な地域包括ケアシステムの構築と、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりのための方向性を示す計画として位置づけます。

第3節 施策の体系



第4節 日常生活圏域の設定

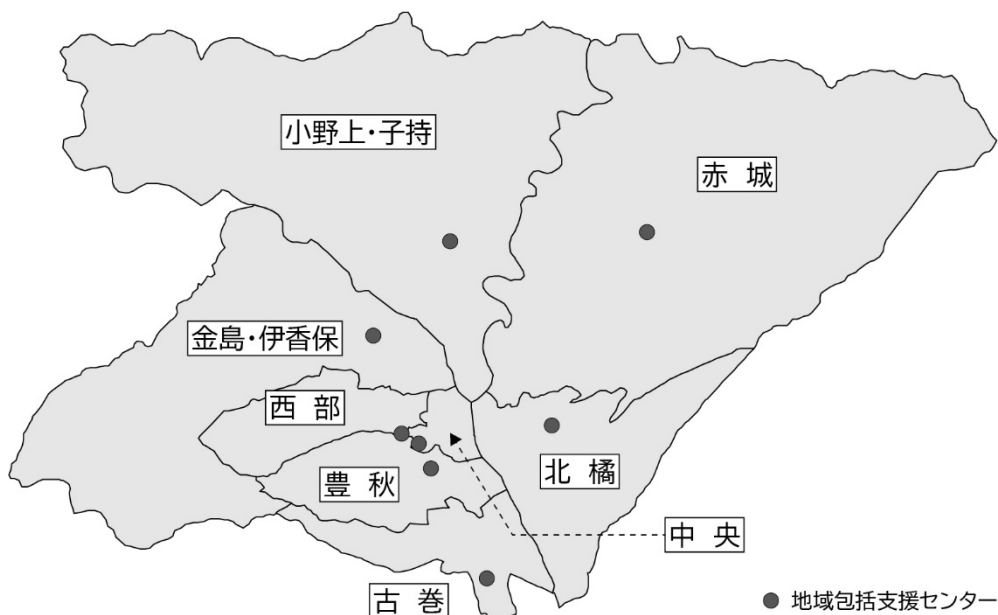
市民の生活圏や地理的条件、高齢者人口、交通事情、その他の社会的条件と介護サービスを提供するための施設の整備状況等を踏まえ、本計画の日常生活圏域（高齢者が住み慣れた地域で生活するためのサービスを整備する基準とする区域）を以下の8圏域とします。

【日常生活圏域の概要】

区分	総人口		高齢者人口		高齢化率 (%)
	人	構成比(%)	人	構成比(%)	
中央圏域 渋川(大崎・下郷・東町・新町・下ノ町・南町・長塚町・ 寄居町・坂下町・辰巳町)、石原(熊野町)	5,095	6.9	1,822	6.9	35.8
西部圏域 渋川(並木町・中ノ町・上ノ町・川原町・裏宿・元町・ 御蔭・入沢・上郷・藤ノ木・明保野)、金井軽浜	6,742	9.2	2,800	10.6	41.5
金島・伊香保圏域 (金井軽浜を除く)	11,485	15.7	4,173	15.8	36.3
古巻圏域	11,910	16.3	3,496	13.2	29.4
豊秋圏域 (熊野町を除く)	8,345	11.4	2,595	9.8	31.1
小野上・子持圏域	12,217	16.7	4,552	17.2	37.3
赤城圏域	8,959	12.2	3,825	14.4	42.7
北橋圏域	8,521	11.6	3,192	12.1	37.5
全体	73,274	100.0	26,455	100.0	36.1

資料:住民基本台帳(令和5年9月末日現在)

【日常生活圏域図】



第5節 将来フレームの設定

中長期的な視点を踏まえた将来フレームを設定するため、本計画の計画期間である令和6（2024）年から令和8（2026）年及び令和22（2040）年までの推計を行います。

1 人口の推計

(1) 総人口の推計

本市の人口について、総合計画では、計画期間最終年度となる令和9（2027）年度の目標人口を概ね75,000人としています。

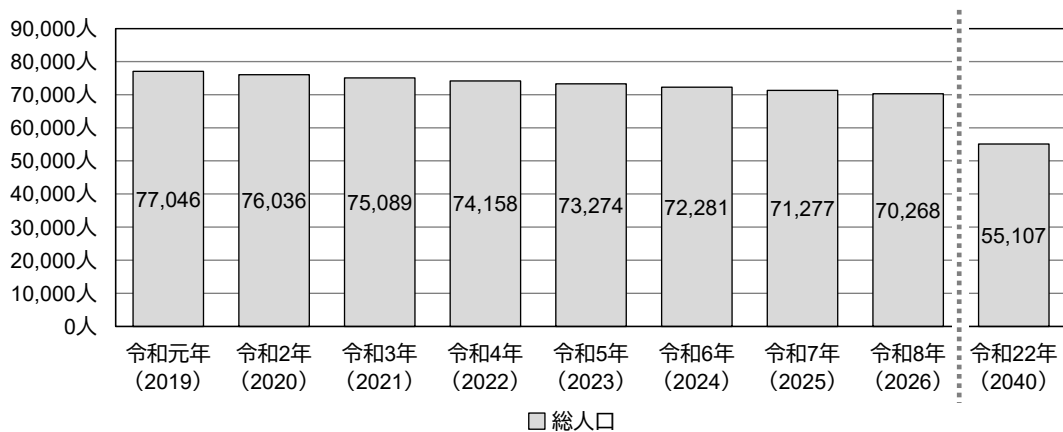
総合計画における人口推計は、「渋川市人口ビジョン」【平成27（2015）年策定】に示された「将来人口」によるもので、「渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」【第2期 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度】に基づき、雇用の創出や教育環境の充実等各種の施策（対策）を行った結果、本市への移住・定住が進み、人口減少傾向が緩やかになることを想定した「目標値」として位置づけています。

本計画では、高齢者人口や要介護認定者数等を予測し、介護給付費及び事業量の将来見込みを推計することにより、介護保険料の算定を行います。このため、より現状に即したものとするため、住民基本台帳による人口を基に推計します。

【総人口の推計】

(単位：人)

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
渋川市住民基本台帳 (令和6年以降は推計)	77,046	76,036	75,089	74,158	73,274	72,281	71,277	70,268	55,107
渋川市総合計画 推計人口	77,731	77,566	77,206	76,846	76,485	-	75,819	-	70,035
第8期計画 推計人口	-	-	74,962	73,881	72,812	-	70,657	-	54,365



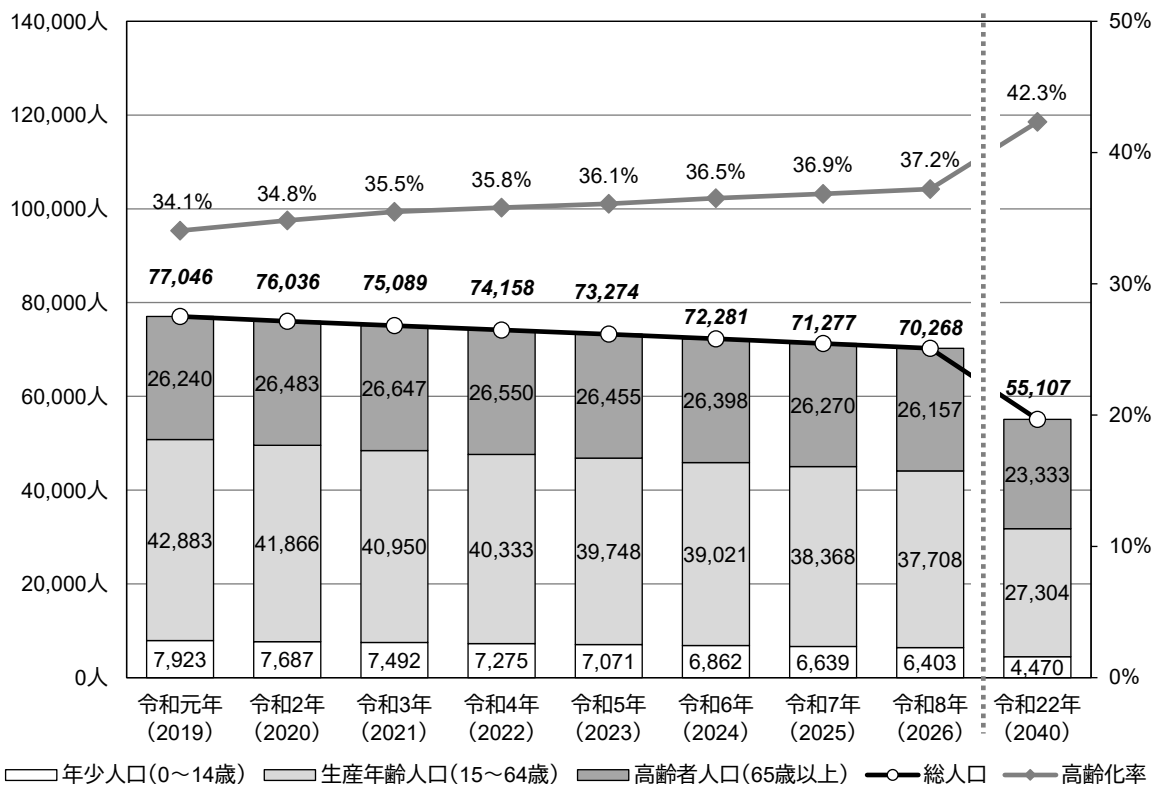
資料：住民基本台帳の実績値は各年9月末日現在。推計値は住民基本台帳人口をベースにコーホート変化率法により独自に推計、渋川市総合計画、第8期計画の推計値は各計画書より

(2) 年齢階層別人口の推計

本市の高齢者人口は、令和7（2025）年に26,270人（総人口に占める割合は36.9%）、令和22（2040）年に23,333人（同42.3%）になると推計されます。

【年齢階層別人口の推計】

区分		実績値					推計値			
		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
年少人口 (0歳～14歳)	人	7,923	7,687	7,492	7,275	7,071	6,862	6,639	6,403	4,470
	%	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7	9.5	9.3	9.1	8.1
生産年齢人口 (15歳～64歳)	人	42,883	41,866	40,950	40,333	39,748	39,021	38,368	37,708	27,304
	%	55.7	55.1	54.5	54.4	54.2	54.0	53.8	53.7	49.5
高齢者人口 (65歳以上)	人	26,240	26,483	26,647	26,550	26,455	26,398	26,270	26,157	23,333
	%	34.1	34.8	35.5	35.8	36.1	36.5	36.9	37.2	42.3
前期高齢者 (65歳～74歳)	人	12,771	13,001	13,203	12,691	12,266	11,785	11,285	10,803	9,275
	%	16.6	17.1	17.6	17.1	16.7	16.3	15.8	15.4	16.8
後期高齢者 (75歳以上)	人	13,469	13,482	13,444	13,859	14,189	14,613	14,985	15,354	14,058
	%	17.5	17.7	17.9	18.7	19.4	20.2	21.0	21.9	25.5
合計	人	77,046	76,036	75,089	74,158	73,274	72,281	71,277	70,268	55,107



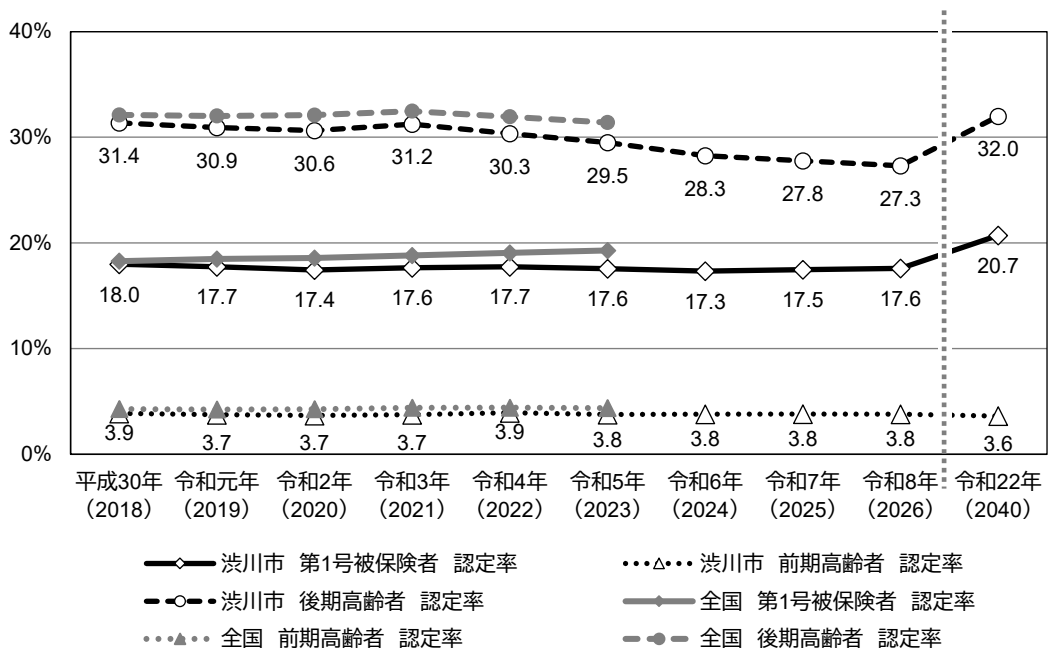
資料：実績値は「住民基本台帳」（各年9月末日現在）。推計値は住民基本台帳人口をベースにコーホート変化率法により独自に推計

2 要介護・要支援認定者数の推計

(1) 認定率の推計

本市の第1号被保険者認定率(第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)は、平成30(2018)年から令和5(2023)年までのいずれの年も全国値を下回り、ほぼ横ばいとなっています。令和6(2024)年から令和8(2026)年も同程度で推移し、その後、令和22(2040)年に20.7%に上昇すると推計されます。

【第1号被保険者・前期高齢者・後期高齢者の認定率の推計】



【第1号被保険者認定率の推計】

(単位: %)

区分	実績値						推計値			
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和22年(2040)
本市 第1号被保険者認定率	18.0	17.7	17.4	17.6	17.7	17.6	17.3	17.5	17.6	20.7
前期高齢者認定率	3.9	3.7	3.7	3.7	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.6
後期高齢者認定率	31.4	30.9	30.6	31.2	30.3	29.5	28.3	27.8	27.3	32.0
全国 第1号被保険者認定率	18.3	18.5	18.6	18.8	19.1	19.3	-	-	-	-
前期高齢者認定率	4.3	4.2	4.3	4.4	4.4	4.4	-	-	-	-
後期高齢者認定率	32.1	32.0	32.1	32.5	31.9	31.4	-	-	-	-

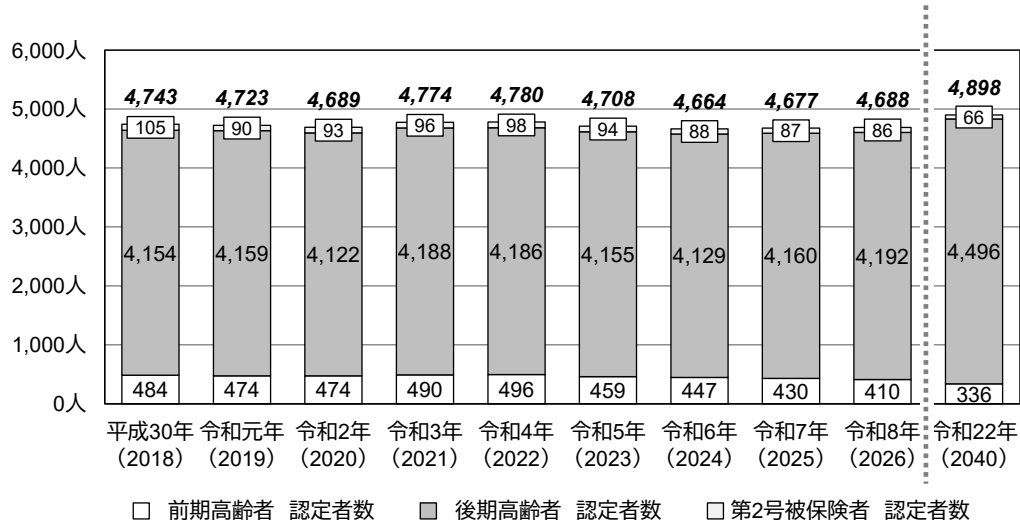
資料:実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月月報値)。推計値は住民基本台帳と地域包括ケア「見える化」システムにより独自に推計

(2) 認定者数の推計

本計画の計画期間である令和6（2024）年から令和8（2026）年の認定者数は、第1号被保険者では令和5（2023）年までと同程度で推移し、第2号被保険者では令和5（2023）年までより減少すると推計されます。

その後、令和22（2040）年には、第1号被保険者は4,832人に増加、第2号被保険者は66人に減少すると推計されます。

【被保険者別・年齢別認定者数の推計】



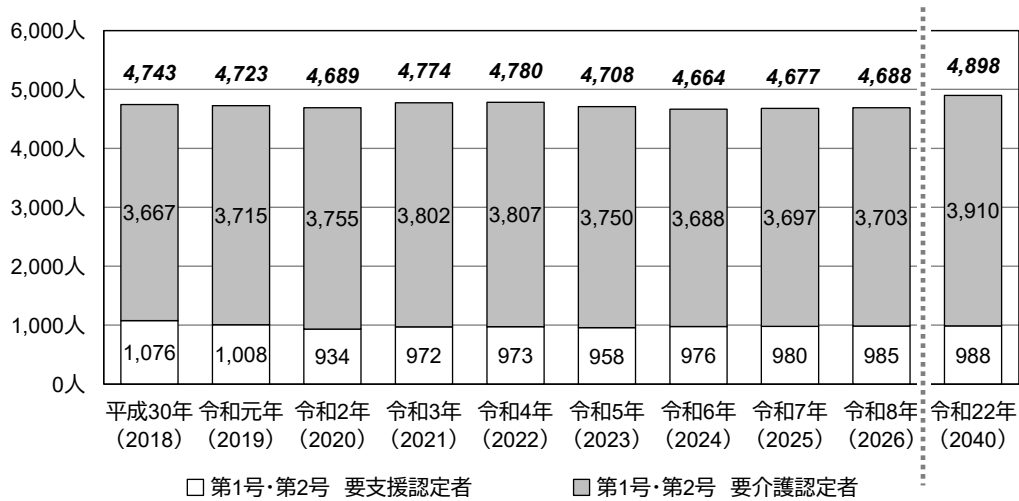
区分		実績値						推計値			
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
第1号被保険者 認定者数	人	4,638	4,633	4,596	4,678	4,682	4,614	4,576	4,590	4,602	4,832
	%	97.8	98.1	98.0	98.0	97.9	98.0	98.1	98.1	98.2	98.7
前期高齢者 認定者数	人	484	474	474	490	496	459	447	430	410	336
	%	10.2	10.0	10.1	10.3	10.4	9.7	9.6	9.2	8.8	6.9
後期高齢者 認定者数	人	4,154	4,159	4,122	4,188	4,186	4,155	4,129	4,160	4,192	4,496
	%	87.6	88.1	87.9	87.7	87.6	88.3	88.5	88.9	89.4	91.8
第2号被保険者 認定者数	人	105	90	93	96	98	94	88	87	86	66
	%	2.2	1.9	2.0	2.0	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.3
合計	人	4,743	4,723	4,689	4,774	4,780	4,708	4,664	4,677	4,688	4,898

資料：実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）。推計値は住民基本台帳と地域包括ケア「見える化」システムにより独自に推計

本計画の計画期間である令和6（2024）年から令和8（2026）年の認定者数を要支援、要介護別にみると、要支援、要介護ともに令和5（2023）年と同程度で推移すると推計されます。

その後、令和22（2040）年には、要支援は988人、要介護は3,910人に増加すると推計されます。

【要支援・要介護別認定者数】



区分	実績値							推計値			
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)	
第1号・第2号 要支援認定者	人	1,076	1,008	934	972	973	958	976	980	985	988
	%	22.7	21.3	19.9	20.4	20.4	20.3	20.9	21.0	21.0	20.2
第1号・第2号 要介護認定者	人	3,667	3,715	3,755	3,802	3,807	3,750	3,688	3,697	3,703	3,910
	%	77.3	78.7	80.1	79.6	79.6	79.7	79.1	79.0	79.0	79.8
合計	人	4,743	4,723	4,689	4,774	4,780	4,708	4,664	4,677	4,688	4,898

資料：実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）。推計値は住民基本台帳と地域包括ケア「見える化」システムにより独自に推計

3 人口フレーム

推計結果をもとに、人口、認定者数の将来値を以下のとおり設定します。

区分			実績値	第9期計画			中長期	
			令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)	
人口	年少人口(0~14歳)	人	7,071	6,862	6,639	6,403	4,470	
		%	9.7	9.5	9.3	9.1	8.1	
	生産年齢人口(15~64歳)	人	39,748	39,021	38,368	37,708	27,304	
		%	54.2	54.0	53.8	53.7	49.5	
	高齢者人口(65歳以上)	人	26,455	26,398	26,270	26,157	23,333	
		%	36.1	36.5	36.9	37.2	42.3	
	前期高齢者人口(65~74歳)	人	12,266	11,785	11,285	10,803	9,275	
		%	16.7	16.3	15.8	15.4	16.8	
	後期高齢者人口(75歳以上)	人	14,189	14,613	14,985	15,354	14,058	
		%	19.4	20.2	21.0	21.9	25.5	
	総人口	人	73,274	72,281	71,277	70,268	55,107	
	認定者	第1号被保険者	人	4,614	4,576	4,590	4,602	4,832
			%	98.0	98.1	98.1	98.2	98.7
		前期高齢者(65~74歳)	人	459	447	430	410	336
%			9.7	9.6	9.2	8.8	6.9	
後期高齢者(75歳以上)		人	4,155	4,129	4,160	4,192	4,496	
		%	88.3	88.5	88.9	89.4	91.8	
第2号被保険者		人	94	88	87	86	66	
		%	2.0	1.9	1.9	1.8	1.3	
総認定者		人	4,708	4,664	4,677	4,688	4,898	
第1号被保険者認定率		%	17.6	17.3	17.5	17.6	20.7	

資料：人口について、実績値は住民基本台帳(令和5年9月末日現在)、推計値は住民基本台帳人口をベースにコーホート変化率法により独自に推計

認定者について、実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(令和5年9月月報値)、推計値は住民基本台帳と地域包括ケア「見える化」システムにより独自に推計

第6節 計画の進行管理等

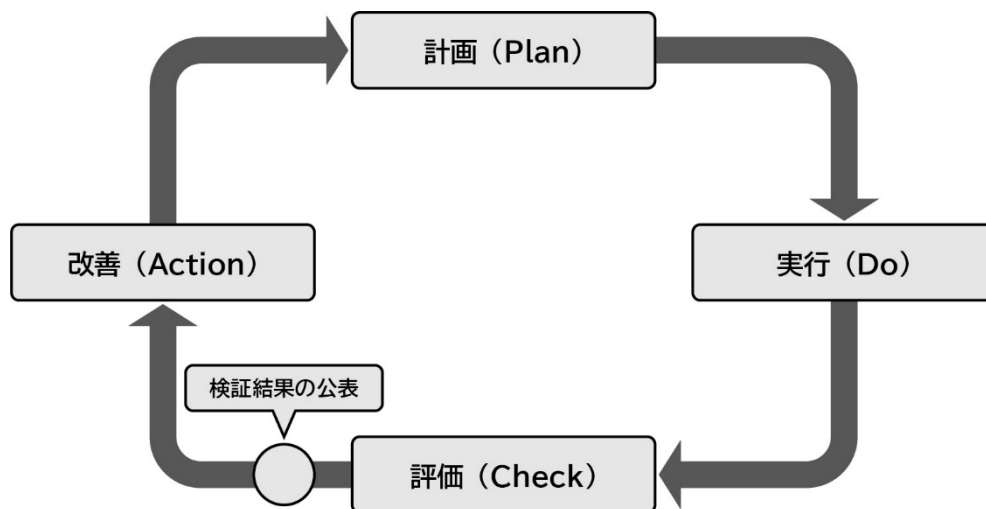
1 PDCA サイクルによる進行管理

本計画で定めた各種の施策や事業を着実に推進するため、医療・介護の専門職等で組織する「高齢者福祉推進委員会」により、「高齢者福祉施策」「地域密着型サービス」「地域包括支援センターの運営」を中心として、定期的な協議を進めるとともに、PDCA サイクルによる進行管理を行い、効果的・効率的かつ持続的な運用に努めます。

また、地域の特性に応じたサービス需要に対応するため、各圏域の地域包括支援センターとの緊密な連携によって地域の現状や課題の的確な把握に努めるとともに、次期計画につなげます。

2 検証と公表

本計画に基づく施策や事業の実施状況、達成状況について、定期的に検証を実施し、その結果を公表するとともに、次期計画に反映させていきます。



第2部 各論

第1章 生きがいを持ち、健やかに暮らせるまちづくり

第1節 高齢者の「地域力」を生かす環境づくり

総人口に占める高齢者の割合が増え続ける中、高齢者であっても地域の担い手となることが求められます。現在、学校・園行事等へのボランティア活動、学校等公共施設的环境美化活動、その他地域の行事等において、高齢者が生きがいを持ちながら活躍しています。今後も地域内での世代間交流等を推進しながら、高齢者が培ってきた知識や経験を「地域力」として生かせる機会を創出し、子どもから高齢者まで様々な人の連携による活力ある地域づくりを目指します。

1 世代間交流・地域交流の推進

保育所（園）や幼稚園、認定こども園の園児と地域の高齢者との定期的な交流の機会を充実させるとともに、高齢者同士の地域での交流や社会参加を推進します。

施策・事業名	世代間交流の推進	担当課	こども支援課
概要	保育所（園）・幼稚園・認定こども園の園児による老人福祉施設の訪問、園行事への高齢者の招待、地域行事への園児の参加等により、高齢者と園児との交流を推進します。		
現状と課題	園児による老人福祉施設の訪問と合唱や遊戯の披露、高齢者を招待して園で行う季節行事での園児と高齢者の合同製作、植栽の共同実施、地域で行われる敬老会やレクリエーション大会への園児の参加等、高齢者と園児との交流機会を設けています。 今後、高齢者による地域福祉活動の一つとして、子どもとの交流だけでなく、子育ての知恵を若い世代に伝えたり、子育ての悩みに応じたりするなど、地域で子育て支援に取り組みやすくする必要があります。		
今後の方向性	高齢者が生きがいを持って生活ができ、若い世代が地域とのつながりを深め、子どもの社会性が育まれるよう、多様な世代の交流や活動ができる場づくりを継続して行うとともに、高齢者が地域で子育て支援に取り組みやすい環境づくりを推進します。		

施策・事業名	世代間交流事業	担当課	各公民館 (中央公民館)			
概要	同じ地域に暮らす様々な世代の交流を促し、地域社会のつながりを強めるための各種事業を開催します。					
現状と課題	地域を知る講座、地域や学校と協力した行事等を開催し、多世代の親睦を深めています。地域のニーズを把握し、内容に反映することが課題です。					
今後の方向性	地域のニーズを的確に把握し、世代を超えて楽しめるテーマで講座や行事を開催できるよう努めます。					
参加者数 (単位：人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1,528	2,848	3,000	3,000	3,000	3,000

施策・事業名	高齢者社会参加促進事業	担当課	高齢者安心課			
概要	<p>高齢者の社会参加や地域交流を促進し、健康寿命の延伸と孤立防止を推進します。</p> <p>社会参加へのきっかけとなる、しぶかわシルバーカフェ事業及びアクティブシニア地域活動支援事業*¹や、地域活動を促進する高齢者いきいき活動支援事業*²を実施します。</p>					
現状と課題	より多くの高齢者の社会参加の機会となるよう、事業周知と参加の促進が課題となっています。					
今後の方向性	各事業の委託事業者等と連携し事業のPRを図るとともに、高齢者が活躍しやすく参加しやすい環境を整備し、そのための支援を行います。					

*1 しぶかわシルバーカフェ事業及びアクティブシニア地域活動支援事業：社会参加へのきっかけづくりとして、集会(カフェ)や各種講習、講座等を開催する事業です

*2 高齢者いきいき活動支援事業：老人クラブ連合会支部が行う地域の清掃活動に対して報償を支給する事業です

2 共生社会の推進

全ての人が、互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが自分らしく生き生きとした人生を送り、様々な人々の能力が発揮されている活力ある社会の実現を目指します。

施策・事業名	共生社会推進事業			担当課	DX・行政管理課	
概要	“自分らしく”、“たがいに寄り添い”、“共に生きる”社会「共生社会実現のまち渋川市」を創るため、その趣旨に賛同し、市との共同宣言を行った地域の多様な主体における取組を促すとともに、心のバリアフリー*の周知と理解促進に向けたセミナーを開催し、意識の醸成を図ります。					
現状と課題	「共生社会実現のまち渋川市」推進共同宣言を通し、地域の多様な主体と市の連携を推進するとともに、事業の周知及び継続性の確保が必要です。					
今後の方向性	毎年10月を「共生社会推進月間」に位置づけ、広報による啓発や、市の事業を集中的に展開するとともに、共同宣言を行った団体の新たな取組の周知を図り、共生社会の実現に向けた取組を加速させます。					
共同宣言 団体数の累計 (団体)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	79	80	80	81	82	83
セミナー 参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	765	870	781	800	800	800

*バリアフリー：障害のある人が社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。段差解消等ハード面(施設)にとどまらず、障害者の社会参加を困難にする障害の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)も含まれます

第2節 高齢者の生きがいづくりや生涯学習の推進

1 高齢者の学習機会の充実

価値観の多様化等により、高齢者の学習に対するニーズも多様化しています。

市内各地区の公民館では、各種講座及び高齢者学級等の学習機会や情報の提供を行っています。また、様々な分野の生涯学習・スポーツ活動を行うサークル等の紹介や、講師に関する情報提供を行い、その活用を促しています。

今後も、高齢者が生涯にわたり主体的に学習し、生きがいや趣味を持ち、心身ともに充実した生活を送れるよう、高齢者のニーズを把握し、より充実した講座や教室の開催、情報提供に努めます。

施策・事業名	高齢者学級	担当課	各公民館 (中央公民館)
概要	市内 11 か所の公民館で高齢者学級を開催しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川公民館 渋川寿大学 ・ 西部公民館 西部さわやか学級 ・ 古巻公民館 慶寿大学 ・ 伊香保公民館 出前講座 ・ 子持公民館 リフレッシュ教室 ・ 北橘公民館 橘陰塾 (きついんじゅく) ・ 東部公民館 渋川東部寿大学 ・ 金島公民館 金島ふれあい大学 ・ 豊秋公民館 豊秋福寿大学 ・ 小野上公民館 若がえり学級 ・ 赤城公民館 つくし大学 		
現状と課題	公民館ごとに健康やスポーツ、教養等をテーマにした学級等を開催し、高齢者同士の親睦を深め、仲間づくりに努めています。 高齢者のニーズを捉えた内容の充実により、高齢者の参加と活用を促すことが必要です。		
今後の方向性	高齢者のニーズを的確に把握し、求められるテーマで学級等を開催できるよう努めるとともに、市民による自主運営を支援し、交流を促進することで、参加者の増加を図ります。		

施策・事業名	生き生き楽習			担当課	生涯学習課	
概要	市内に在住、在勤、在学しているグループ等が主催する学習会等へ、講師として登録されたボランティアが赴き、希望に応じた内容の教室や講座を実施します。					
現状と課題	参加者数は、コロナ禍以降、減少傾向となっておりますが、各公民館の高齢者学級や自治会で実施する学習会等、参加団体が一定数確保され、年間の講座実施回数は同程度で推移しています。 開催情報等の効果的な広報に努め、より多くの市民の参加を促すことが必要です。					
今後の方向性	広報やホームページ、チラシ等による情報提供に努めるとともに、利用の方法等についても併せて周知し、利用機会と参加者の増加を図ります。 また、講師の登録を積極的に促し、内容の充実を図ります。					
参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	230	206	206	210	220	230

施策・事業名	しぶかわ出前講座			担当課	生涯学習課	
概要	市内に在住、在勤、在学しているグループ等が主催する学習会等へ、市の職員等が赴き、希望に応じた内容の教室や講座を実施します。					
現状と課題	暮らしの中に役立てるとともに、生きがいつくりを活用されています。参加者数、実施講座数ともに増加傾向にあり、市内各地区、各年齢層に利用され、市民に定着しつつあることがうかがえます。 講座の内容に関しては、生活に身近で時代に即したもののへの要望が多い傾向にあり、そのようなニーズに的確に対応することが必要です。					
今後の方向性	広報やホームページ、チラシ等による情報提供に努めるとともに、利用の方法等についても併せて周知し、利用の促進に努めます。 また、講座の内容に関しては、新規講座の設定・登録や既存講座の見直しを行い、充実を図ります。					
参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	433	523	630	700	750	800

施策・事業名	生涯学習情報ガイド (しぶかわデータバンク)			担当課	生涯学習課	
概要	生涯学習・スポーツの分野で、指導や学習会等での講師を担える市民や、市内で活動するサークル等が「しぶかわデータバンク」へ情報を登録しています。その情報を公開することで、市民や団体等による活用を促進します。					
現状と課題	講師やサークル等の登録数は減少傾向にあります。登録数の確保に向けた周知等が必要です。					
今後の方向性	広報やホームページ、チラシ等による情報提供に努めるとともに、講師、サークル等の登録を促進し、登録数の安定した確保を図ります。					
登録者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	67	62	58	60	65	70

施策・事業名	スマートフォン等活用支援 (スマートフォン体験教室、相談会)			担当課	DX・行政管理課	
概要	市が推進するデジタル化の恩恵を全市民が受けることができ、情報格差(デジタルデバイド)が生じないようにするため、スマートフォンの体験教室や個別相談会を行います。					
現状と課題	講座形式のスマートフォン体験教室を通年開催するとともに、スマートフォンの使い方について困っていることに個別に対応する「スマートフォンよろず相談会」を実施しています。 令和3(2021)年度から実施している中で、参加者によって理解度の差が大きくなっているため、集団で行う教室のみでなく、より細かく市民のニーズに応えられる実施方法を検討する必要があります。					
今後の方向性	スマートフォンを活用した行政サービスを利用できる市民を増やしていくことを目指し、支援の充実を図ります。					
開催回数 (回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	①教室	①33	①10	①8	①8	①8
②相談会	②-	②10	②16	②16	②16	②16

2 老人クラブ活動への支援

老人クラブは、社会活動や各種クラブ活動等の自主的な活動を通じて、高齢者の地域における仲間づくり・健康づくり・生きがいつくりの場となっています。高齢者が一層活躍できるように、今後も、引き続き老人クラブ活動を支援します。

施策・事業名	老人クラブ助成事業			担当課	高齢者安心課	
概要	老人クラブの健全な運営を促し、社会奉仕活動、生きがいつくり等の自主的な活動を支援するために、補助金を交付します。					
現状と課題	各地区単位で老人クラブが組織されており、それぞれで主体的に活動を行っています。 高齢者人口は増加していますが、一方でクラブ数、会員数は減少しており、活動体制の維持と活性化が課題となっています。					
今後の方向性	引き続き老人クラブ活動への支援を行うとともに、老人クラブ連合会との連携により、魅力あるクラブ活動のあり方を検討し、クラブ数や会員数の確保を図ります。					
会員数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	5,732	5,265	4,758	4,500	4,500	4,500

3 市有高齢者福祉関連施設の管理・運営

市が所有する老人福祉センター等の高齢者福祉関連施設の管理運営について、高齢者の利便性の向上や、効率的な施設運営を推進します。

施策・事業名	市有高齢者福祉関連施設の管理・運営			担当課	高齢者安心課	
概要	市が所有する老人福祉センター等の高齢者福祉関連施設を管理・運営します。					
現状と課題	市内には、老人福祉センターをはじめ多くの市有高齢者福祉関連施設が点在しており、管理の形態は、一部を除き、指定管理者制度を導入しています。 老朽化した施設も多く、統廃合を含めた施設のあり方の検討が課題となっています。					
今後の方向性	より効率的な施設運営を行うため、施設の統廃合を含めた検討を行います。また、施設の利用実態に即した管理・運営を図ります。					

4 敬老事業の実施

永年にわたり地域に貢献してきた高齢者へ敬老の意を表すとともに、その長寿を祝います。

施策・事業名	敬老会実施事業			担当課	高齢者安心課	
概要	永年にわたり地域に貢献してきた高齢者に敬意を表し、長寿を祝う事業を実施します。					
現状と課題	自治会や地区ごとに、それぞれの特色を活かした事業が行われていますが、一方で、事業を担う地区の実行委員の高齢化等が課題となっています。					
今後の方向性	事業委託先の社会福祉協議会、自治会や民生委員・児童委員等と協力して調整しながら、自治会や地区の特色を活かしつつ、市としての統一感のある敬老会の実施に努めます。					
参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	未実施	未実施	2,500	2,500	2,500	2,500

施策・事業名	敬老祝金支給事業			担当課	高齢者安心課	
概要	高齢者に敬意を表し、長寿を祝うとともに、福祉を増進するために祝金を支給します。					
現状と課題	88歳・99歳・101歳以上の市民を対象に支給しています。 令和2(2020)年度から支給方法を変更しており、今後も、支給時の状況に合わせた対応の検討が必要となっています。					
今後の方向性	事業目的を踏まえ、実施内容、支給方法等について柔軟に対応します。					
支給者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	620	592	657	660	665	670

施策・事業名	長寿者顕彰			担当課	高齢者安心課	
概要	満100歳を迎えた市民に敬意を表し、長寿を祝うため、対象者を訪問して顕彰状と記念品を贈呈します。					
現状と課題	対象者それぞれを市長が訪問して顕彰することを原則としており、市民の敬老意識を醸成する事業として定着しています。					
今後の方向性	長寿者の慶祝事業として、継続した実施に努めます。					
該当者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	30	31	48	36	37	38

第3節 高齢者が働きやすい環境づくり

1 シルバー人材センターへの支援

高齢者の増加が今後も想定されることを踏まえ、高齢者が長年培ってきた経験や知識を活かして働きやすい環境づくりと就労機会の確保、支援の重要性が増しています。

高齢者の生きがいづくりと、それぞれの能力を活かした社会参加を促進するため、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労機会の確保に努めています。

高齢者の経験や知識を活かした就労の機会を提供する場として、また、高齢者が健康で生きがいを持って働ける場として、シルバー人材センターの活動を支援します。

施策・事業名	シルバー人材センター運営費補助事業			担当課	高齢者安心課	
概要	60歳以上の高齢者に就業の機会を提供するシルバー人材センターの運営を支援します。					
現状と課題	定年引上げ・雇用継続等、雇用制度改革や住民意識の変化等により、会員数が伸び悩んでいます。 会員の安心で安全な就業が求められ、高齢者の暮らし方と、地域でのニーズを踏まえた運営が課題となっています。					
今後の方向性	高齢者や地域の状況を踏まえた運営の促進、会員の増加に資する普及・啓発活動の支援、安全就業の徹底や会員が等しく就業機会が得られ就業率の向上が図られるよう継続的に支援します。					
会員数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	567	556	560	570	570	570

第2章 安全・安心に生活できるまちづくり

第1節 日常生活を支援するサービスの充実

1 住み慣れた地域での生活を続けるための支援

日常生活において様々な支障がある高齢者や、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に対し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、各種の生活支援を行います。

また、支援を必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、その周知に努めます。

施策・事業名	救急医療情報キット給付事業			担当課	高齢者安心課	
概要	一人暮らし高齢者等が自宅での事故、災害、急病等で、救急医療が必要となった際、各関係機関が迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急連絡先やかかりつけ医を記載した安心カード、保管容器、冷蔵庫用シールをセットにした救急医療情報キットを給付します。					
現状と課題	一人暮らし高齢者への給付が進んでいます。また、日中や夜間独居の高齢者及び認知症高齢者等を給付対象とし、民生委員・児童委員と連携して安心カードの更新を行う等、緊急時の迅速な対応に努めています。					
今後の方向性	高齢者の在宅生活を支えるための有効性の高い事業であることを踏まえ、事業の利用の促進に努めます。					
安心カード 配布数 (枚)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	521	325	260	350	350	350

施策・事業名	あんしん見守り緊急通報システムサービス事業			担当課	高齢者安心課	
概要	75歳以上の一人暮らし高齢者等が、急病等の突発的な事態が生じた際に迅速な緊急通報ができるよう、緊急通報システム機器を設置します。					
現状と課題	およそ500人がサービスを利用しています。入院や施設入所等による異動把握が迅速に行えていない状況があり、適切な利用に向けた普及・啓発と、利用者の状況把握が課題となっています。					
今後の方向性	適切な利用に向け、今後も事業の周知と利用の促進、利用者の迅速な現状把握に努めます。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	531	499	505	510	510	510

施策・事業名	認知症高齢者等搜索支援登録事業			担当課	高齢者安心課	
概要	認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等の身体的特徴や緊急連絡先、顔写真等を事前に登録し、家族等の同意のもと、登録した情報を渋川警察署に提供し、緊急時の適切な対応を図ります。					
現状と課題	<p>認知症の高齢者は増加傾向にあり、一定数の新規登録者がいますが、施設入所等に伴い登録解除になる人がいるため、登録者全体では微増にとどまっています。</p> <p>行方不明になったときに迅速に対応し、生命を守れるよう、制度の周知に努め、登録を促すことが必要となります。また、制度に関わる家族の負担を減らすため、渋川警察署との連携を図ります。</p>					
今後の方向性	認知症高齢者等が行方不明になったとき、迅速な対応で早期発見・保護ができるよう、制度の周知と登録の促進、渋川警察署との連携に努めます。					
登録者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	56	61	60	60	60	60

施策・事業名	認知症高齢者等GPS端末貸出事業			担当課	高齢者安心課	
概要	認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等を在宅で介護している家族等に対し、GPS（位置情報測定）端末を貸与し、常時、家族等に位置情報を提供します。					
現状と課題	<p>認知症高齢者等がGPS端末を携帯しやすいよう、令和4（2022）年度に、専用靴やベルト等に装着できる軽量で小型な端末に変更し、認知症高齢者等の安全確保及び家族等への支援に努めています。</p> <p>在宅介護の不安解消と高齢者の安全確保に向け、周知と利用の促進を図ることが必要です。</p>					
今後の方向性	認知症高齢者等が行方不明になったとき、迅速な対応で早期発見・保護ができるよう、事業の利用の促進に努めます。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	6	13	15	16	17	18

施策・事業名	生活援助食事サービス事業			担当課	高齢者安心課	
概要	疾病等により調理することが困難な一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、栄養バランスのとれた食事を配達することを通じ、安否確認及び孤独感の解消と、健康維持・疾病予防を図ります。					
現状と課題	一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、利用者が増加傾向にあります。 支援を必要とする高齢者が適切にサービスを利用できるよう、利用者の増加に対応できる体制の維持が必要です。					
今後の方向性	栄養補給及び安否確認を必要とする高齢者へ適切にサービスを提供できるよう、事業の維持に努めます。					
利用人数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	297	315	325	335	335	335

施策・事業名	高齢者等ごみ出し支援事業			担当課	高齢者安心課	
概要	ごみ出しが困難な高齢者や障害者等の世帯の負担軽減を図るために、自治会やボランティア等、地域住民が主体となって行うごみ出し支援の活動に支援金を交付します。					
現状と課題	市内全域でニーズがありますが、担い手となる支援団体と人材が少なく、地域によって、ニーズに対応できていない状況にあります。 市内全域でのニーズへの対応に向け、担い手となる団体と人材の確保が課題となっています。					
今後の方向性	支援が必要な人に対する理解と、活動への協力について、広報、ホームページ等や、様々な団体等の集まりの場での周知に努めます。					
届出団体数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	8	9	9	10	12	14

2 在宅介護への支援

自宅で介護を受ける要支援・要介護認定者等に対して、理髪、布団の丸洗いや紙おむつの支給等、日常生活の支援を行います。また、介護者の精神的・身体的・経済的な負担を軽減するための支援を行います。

施策・事業名	理美容サービス事業			担当課	高齢者安心課	
概要	在宅のねたきり高齢者又は認知症高齢者に対して、自宅で頭髪を整えることにより衛生的で快適な生活を維持できるよう支援します。					
現状と課題	ねたきり高齢者等の在宅介護に欠かせない事業であり、介護保険制度の補完事業としての役割を担っています。 事業体制の維持に向け、理美容組合との連携により、担い手となる加入店舗の確保に努める必要があります。					
今後の方向性	在宅ねたきり高齢者等の支援のため、理美容組合の加入店舗に理解と協力を求めるとともに、利用の促進に努めます。					
利用人数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	30	32	34	35	35	35

施策・事業名	布団丸洗いサービス事業			担当課	高齢者安心課	
概要	在宅のねたきり高齢者等が快適に生活できるよう、利用者の布団を回収し、丸洗いした後に配達します。					
現状と課題	ねたきり高齢者等の在宅介護に欠かせない事業であり、介護保険制度の補完事業としての役割を担っています。 事業体制の維持と利用の促進が必要です。					
今後の方向性	在宅ねたきり高齢者等の支援のため、今後も事業を継続するとともに、利用の促進に努めます。					
利用人数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	28	25	28	28	28	28

施策・事業名	紙おむつ給付事業			担当課	高齢者安心課	
概要	要介護に認定された高齢者や障害者等で日常的に紙おむつを必要としている人が、快適に生活でき、介護者の身体的・経済的負担を軽減できるよう、紙おむつを給付します。					
現状と課題	ねたきり高齢者等の在宅介護に欠かせない事業であり、介護保険制度の補完事業としての役割を担っています。 事業体制の維持と利用の促進が必要です。					
今後の方向性	日常的に紙おむつを必要としている在宅の要介護者等への支援として、今後も事業を継続するとともに、利用の促進に努めます。					
延べ利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	705	626	635	645	645	645

施策・事業名	在宅介護慰労金支給事業			担当課	高齢者安心課	
概要	在宅において高齢者の介護をしている主たる介護者に対して、介護の労をねぎらう慰労金を支給します。					
現状と課題	在宅介護者を対象としているため、対象期間中の入院・入所の有無や支給基準日直前での高齢者の死亡等、対象者の支給要件の確認が困難な場合があります。 在宅介護者の状況を踏まえた、より効果的な事業とするための継続的な検討が必要です。					
今後の方向性	在宅介護の状況を把握するとともに、事業の考え方を整理し、そのあり方について、継続して研究していきます。					
支給者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	122	111	127	120	120	120

施策・事業名	介護者用車両購入費支給事業			担当課	高齢者安心課	
概要	車いすを日常的に使用している、あるいは、今後日常的な使用が見込まれる在宅の要介護者を介護する家族等や高齢者本人が、車いす介護者用車両を購入する際の費用の一部を支給します。					
現状と課題	各自動車メーカーにおいて、介護者用車両の種類は増えており、購入を検討する在宅介護者や高齢者の増加が想定されます。 在宅介護者や高齢者の状況を踏まえ、制度の周知を図る必要があります。					
今後の方向性	在宅介護者や高齢者の経済的負担の軽減、車いす利用者の外出支援のため、補助制度の周知と利用の促進に努めます。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1	2	4	4	4	4

施策・事業名	福祉車両貸出事業			担当課	高齢者安心課	
概要	車いすを必要とする高齢者等の日常生活における利便性の向上と、行事等に積極的に参加する機会を確保するために、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸出をします。					
現状と課題	事業の実施により、要介護者や、その家族の身体的負担の軽減が図られています。また、足の不自由な高齢者等の外出支援に欠かせないものとして、活用が進んでいます。 必要とする高齢者やその家族が安心して利用できるよう、車両の安全管理と事業の継続が必要です。					
今後の方向性	車いすを必要とする高齢者等の外出支援として、事業を継続していきます。					
利用実人数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	35	41	43	45	45	45

第2節 安全・安心な環境づくり

1 防災・感染症・防犯対策の推進

自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行、高齢者を標的にした犯罪や、高齢者への虐待、人権侵害等、高齢者を取り巻く環境には様々な危険が潜んでいます。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、災害発生時等、緊急時に支援を必要とする高齢者が今後も増加していくことが考えられます。

災害時や感染症拡大時の迅速で適切な対応や防犯対策等について、行政、自治会、民生委員・児童委員、事業所等と情報共有を図り、地域全体で考えていくとともに、高齢者の支援体制を強化し、高齢者が安心して暮らせるよう、災害時の避難支援や感染症対策、防犯のまちづくりを推進します。

施策・事業名	緊急防災情報配信サービス事業	担当課	危機管理室
概要	防災行政無線による放送内容が聞き取りづらい場合でも、避難情報等の情報が得られるよう、高齢者等で携帯電話等を使用していない人を対象に、事前に登録した自宅の電話やFAXあてに、避難情報等の災害緊急情報を配信するサービスを実施します。		
現状と課題	高齢者等は携帯電話等を使用していない場合があります。防災行政無線以外の災害緊急情報を入手しづらい状況があります。 高齢者等を含め、全ての市民が避難情報等を確実に得られるよう、様々な手段を講じる必要があります。		
今後の方向性	市のホームページや広報紙等で事業の周知を図り、配信サービスの登録促進を図ります。		

第2部 各論

施策・事業名	要配慮者利用施設の避難確保計画	担当課	危機管理室
概要	<p>要配慮者利用施設*の施設管理者等は、施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等）を把握し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や避難誘導等の事項を定める避難確保計画を作成し、市長に報告することが義務となっています。高齢者等の要配慮者が安心して市内の施設を利用できるよう、施設管理者等による適切な対応を促進します。</p>		
現状と課題	<p>新たな施設の管理者等に対しても、計画の必要性への理解を促し、計画の作成と報告を求めています。</p> <p>施設管理者等の主体的な取組を促すための情報提供や作成等の支援の充実が必要です。</p>		
今後の方向性	<p>避難確保計画は施設管理者等が主体的に作成することが重要であることを踏まえ、施設管理者等の計画作成を支援するとともに、連携による地域防災の推進を図ります。</p>		

*要配慮者利用施設：主として高齢者や障害者、乳幼児、児童、その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設（社会福祉施設、医療施設、学校等）です

施策・事業名	防災備蓄品整備事業			担当課	危機管理室	
概要	<p>災害時等における備蓄品（非常用食糧・飲料水等）について、更新・拡充を図りながら、市役所や各地区公民館の防災倉庫、行政センター等に計画的に備蓄します。</p>					
現状と課題	<p>食物等のアレルギーがある人や、そしゃくが困難な高齢者等の使用を想定したアレルギー対応食品や液体状の食品の備蓄を行っています。</p> <p>災害時等に備蓄品を全ての市民が安心して使用できるよう、多様な状況を想定した計画的な備蓄内容の更新と拡充が必要です。</p>					
今後の方向性	<p>アレルギー対応食品や高齢者等が食べやすい食品の備蓄等、市民の多様な状況を想定し、備蓄内容の更新と拡充を計画的に推進します。</p>					
備蓄数量 (食)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	24,440	24,440	24,440	24,440	24,440	24,440

施策・事業名	災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成	担当課	地域包括ケア課 危機管理室
概要	災害等の発生時に自力で避難することが困難な人を支援するため、あらかじめ避難支援方法等に関する情報を市に登録する「災害時避難行動要支援者名簿への登録」と「個別支援プランの作成」を推進します。		
現状と課題	<p>希望する対象者について、災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成を行い、防災関連機関等に情報提供を行うことで、災害時の避難支援や安否確認及び日頃の支援活動等のための体制整備に活用しています。</p> <p>避難時の支援が必要な高齢者等への制度の周知と、名簿への登録の勧奨を行うことが必要です。</p>		
今後の方向性	<p>登録が必要と思われる要支援対象者に対し、制度の周知と登録の勧奨を継続的に行います。</p> <p>また、要支援者名簿を共有する渋川広域消防本部等の各機関において、個々の要支援者について支援方法を検討する体制の整備を促進します。</p>		

施策・事業名	高齢者インフルエンザ予防接種	担当課	健康増進課			
概要	高齢者のインフルエンザ罹患の低減を図ることを目的に、予防接種の個人負担の一部を助成します。					
現状と課題	<p>定期的予防接種ですが、本人の希望により接種を受けるものであり、接種率はほぼ横ばいとなっています。</p> <p>感染によるリスクを踏まえた情報提供に努め、接種を促進することが必要です。</p>					
今後の方向性	予防接種の目的や効果について広報等を通じて周知し、接種率の向上に努めます。					
接種者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	15,950	15,995	16,000	16,500	16,500	16,500

施策・事業名	高齢者肺炎球菌予防接種			担当課	健康増進課	
概要	高齢者の肺炎罹患の低減を図ることを目的に、予防接種の個人負担の一部を助成します。					
現状と課題	定期接種ですが、本人の希望により実施します。希望する人が接種できるよう、広く周知を図ります。					
今後の方向性	予防接種の目的や効果について広報等を通じて周知し、接種率の向上に努めます。					
接種者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1,012	896	1,050	1,100	1,100	1,100

施策・事業名	消費者被害防止対策の推進			担当課	危機管理室	
概要	高齢者向けチラシや広報で、悪質商法事例等の情報を提供し、注意喚起を図ります。また、悪質商法から身を守ることを目的にした「出前講座」を開催し、被害防止の啓発を図ります。					
現状と課題	<p>高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺の被害が多くなっており、消費生活センターに寄せられる相談においても、狙われる対象や手口が多様化・複雑化しています。</p> <p>高齢者向けの情報提供や警察等との連携で、被害の未然防止を継続的に図ることが必要です。</p>					
今後の方向性	高齢者向けチラシの配布や広報、防災行政無線、ほっとマップメールでの周知を継続するとともに、警察との連携を図り、街頭でのチラシの配布を実施します。出前講座については、自治会や老人クラブ等での活用を促し、高齢者の被害防止に努めます。					
出前講座 参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	19	91	22	90	100	110

施策・事業名	詐欺被害防止機能付き電話機等購入費補助金			担当課	危機管理室	
概要	高齢者への悪質商法及び振り込め詐欺被害の予防又は抑止効果が期待できる詐欺被害防止機能付き電話機等の購入費を補助します。					
現状と課題	高齢者への振り込め詐欺等の被害は後を絶たず、それらは、電話から始まるものが多いため、機器の導入による対策の周知と利用の促進が必要となります。					
今後の方向性	振り込め詐欺防止に向け、事業の周知と利用の促進を図ります。					
補助金 交付件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	32	58	60	60	60	60

2 住まいの確保と多様な住まい方の支援

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含め多様化する中、地域包括ケアシステムの強化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいの確保はますます重要となります。

高齢者世帯が安心して生活できるよう、住まいの安定的な確保と多様な住まい方の支援を行います。

施策・事業名	木造住宅耐震改修補助金 (耐震シェルター)	担当課	建築住宅課
概要	地震に強い居住環境を確保し、安心した生活を送れるよう、耐震性のない木造住宅に耐震ベッド等の耐震シェルターの設置を行う改修補助を行います。		
現状と課題	住居において、地震に備えた機能の整備を行うことができますが、制度の利用者が少ない状況となっています。 制度の周知と利用の促進を図る必要があります。		
今後の方向性	住まいの地震対策等、安全意識の向上を図るとともに、制度の周知と利用の促進に努めます。		

施策・事業名	施設サービス等の情報提供	担当課	介護保険課
概要	施設サービス等の情報を効率的に得られるよう、冊子や市ホームページを介した情報提供を行います。		
現状と課題	施設サービス等の事業所は、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況であり、将来必要な介護サービスの基盤となり得るため、最新の情報を提供する必要がある、「介護保険サービス事業者ガイド」、「渋川広域圏介護保険施設等一覧」を作成し、相談窓口等で配布しています。また、市内で介護サービスを提供する事業所の情報を市ホームページで公開しています。 国の「介護サービス情報公表システム」で介護サービス事業所の内容等は閲覧できますが、インターネット環境が整っていない場合や不慣れな場合でも必要な情報が得られるよう、多様な対応を図ることが必要です。		
今後の方向性	情報を必要とする市民が利用しやすいよう、紙媒体を含めて様々な手段や機会を通じた情報提供に努めるとともに、サービス利用に当たって「介護保険サービス事業者ガイド」、「渋川広域圏介護保険施設等一覧」等の活用を促進します。		

3 高齢者向け住まいの確保

(1) 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

食事、介護、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する高齢者の居住施設です。施設の職員が直接介護サービスを提供する「介護付」、介護認定を受けていない高齢者が居住する「健康型」、入居者が施設外のサービスを選択・利用する「住宅型」の区分があります。

(2) サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項）

バリアフリー構造、一定の面積・設備基準を満たした建物で、安否確認（状況把握）、生活相談等のサービスを提供する、高齢者単身・夫婦世帯が居住できる住宅です。

【有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況】

区 分	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)
中央圏域	2	52	0	0
西部圏域	0	0	1	28
金島・伊香保圏域	2	69	1	30
古巻圏域	7	220	0	0
豊秋圏域	1	20	1	57
小野上・子持圏域	3	90	2	52
赤城圏域	5	95	1	20
北橋圏域	4	55	2	58
計	24	601	8	245

※ 令和5年10月1日現在

4 介護保険サービス施設

(1) 介護老人福祉施設（介護保険法第8条第22項、第27項・老人福祉法第20条の5）

日常生活において常に介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者が生活する施設です。地方公共団体や社会福祉法人により設置運営され、入所者の生活を支えるため介護職員が多く配置されています。入所者は原則、事業者と契約し、介護保険を利用してサービスを受けます。

(2) 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項）

入所の対象者は、病状が安定していて入院の必要はないが、リハビリや看護、介護が必要な要介護者です。施設サービス計画に基づき、在宅の生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話をを行います。

(3) 認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条第20項、第8条の2第15項）

認知症高齢者が入居し、日常生活における支援を受ける定員5人～9人の小規模な施設です。

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の設置状況】

区分	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		介護老人保健施設		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	
	施設数	定員数 (人)	施設数	定員数 (人)	施設数	定員数 (人)
中央圏域	0	0	0	0	0	0
西部圏域	2	170	0	0	0	0
金島・伊香保圏域	1	70	0	0	2	18
古巻圏域	1	90	1	50	2	36
豊秋圏域	0	0	1	100	0	0
小野上・子持圏域	2	130	0	0	0	0
赤城圏域	1	50	2	110	1	27
北橘圏域	1	100	1	100	1	9
計	8	610	5	360	6	90

※ 令和5年10月1日現在

5 在宅生活が困難な高齢者の住まいの確保

環境上の理由及び経済的理由等により自宅で生活することが困難な高齢者が、施設に入所することにより、適切な日常生活の場が提供され、安心して生活できるよう支援します。

施策・事業名	老人ホーム入所措置事業			担当課	高齢者安心課	
概要	概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由等により在宅生活が困難な場合の入所対応を行います。					
現状と課題	<p>親族からの支援が受けられない状況や、高齢者への虐待を主たる理由とする入所措置が多くなっています。</p> <p>困難な状況への迅速な対応に努め、高齢者が安心して暮らせるよう、体制を確保することが必要です。</p>					
今後の方向性	今後も適切かつ迅速に調整を図り、必要に応じた入所措置を行います。					
被措置者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	25	16	16	16	16	16

6 交通安全対策・移動の支援

近年、全国的に高齢者の自転車や自動車の事故が増加しており、事故原因として身体機能の低下や認知症状等による判断ミスや操作ミスが挙げられています。今後、高齢者人口が増加することを踏まえ、一層の交通安全対策を図ることが重要となります。また、高齢者の移動を支援するため、引き続き路線バスの利便性向上や、低床化等の環境整備を推進するとともに、運転免許証を返納した高齢者の代替交通手段の確保に努めます。

さらに、地域の特性に応じた円滑な移動の確保や交通移動サービスの維持・向上等を目指す地域公共交通網を計画的に整備し、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの構築、公共交通の利用環境の充実及び利用の促進を図ります。

施策・事業名	交通安全対策の推進	担当課	危機管理室
概要	警察、交通対策協議会、交通安全会、自治会等と連携し、高齢者宅訪問による呼びかけの実施、交通安全講話の機会の設定、チラシ・啓発品の配布等を行い、高齢者等の交通弱者に交通事故防止の啓発を図ります。		
現状と課題	交通事故全体の件数は減少していますが、高齢者が関わる交通事故の割合は増加傾向にあります。 高齢者に対し、一層の交通安全の啓発が必要です。		
今後の方向性	交通安全活動は、継続的に実施することが重要であるため、引き続き、警察、交通対策協議会、交通安全会及び自治会等の関係団体と協力して、交通安全対策を推進します。 また、「第11次渋川市交通安全計画」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）について、最終年度に見直しを行い、群馬県が新たに策定する交通安全計画の方針を踏まえ、新たな見込値及び実施施策を盛り込んだ第12次計画を策定します。		

施策・事業名	高齢者運転免許証返納支援事業			担当課	危機管理室	
概要	高齢者の運転による交通事故を減少させるため、運転免許証を返納した高齢者に公共交通利用の支援（バス回数券、タクシー券の交付）を行うことで、自主的な運転免許証の返納の促進を図ります。					
現状と課題	高齢者の運転免許証の返納件数は近年横ばいで推移しています。 免許返納への抵抗感や返納後の移動手段への不安等から、返納をためらう高齢者への周知と、理解の促進が課題となっています。					
今後の方向性	今後も高齢者の交通事故を減少させるため、公共交通利用の支援を行うとともに、警察、交通安全協会、交通安全会等と連携し、高齢者の運転免許証返納の促進を図ります。					
支援事業 申請者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	329	335	350	350	350	350

施策・事業名	公共交通の充実	担当課	交通政策課
概要	市民の公共交通手段を確保するため、市ではバス事業者に18路線と2つの区域運行を委託しています。また、市内にはバス事業者の自主運行路線が5路線あり、市民や観光客の移動を支えています。		
現状と課題	<p>少子化による人口の減少や自家用車への依存の高まりにより、バスの利用者が年々減少している状況に加え、担い手となる運転手不足が深刻化しています。</p> <p>令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけて、区域運行であるデマンドバスの導入を行い、公共交通不便地域の解消に努めるとともに、市民が利用しやすい移動方法となるよう、改善を進めています。</p> <p>高齢者が運転免許証を返納しても、日常生活に制約が生じないよう、公共交通を維持していくことは本市の喫緊の課題です。</p>		
今後の方向性	<p>今後も市民の交通手段を確保するため、路線バスの運行委託を継続するとともに、利用の促進を図ります。</p> <p>また、路線の見直しやデマンド交通の導入等を検討し、時代や利用者のニーズに合った公共交通となるよう、改善を進めます。</p>		

施策・事業名	路線バスのバリアフリー化	担当課	交通政策課
概要	高齢者等にも利用しやすい移動手段とするため、バリアフリー対応のバス車両（低床バス等）の導入を推進します。		
現状と課題	<p>バリアフリー法等に基づき、車両更新時は、ノンステップ型車両への更新を考慮しています。</p> <p>ランニングコストや地形、利用状況、デマンドバス導入時に必要な走行性能等を勘案するとともに、必要に応じて乗合タクシー（10人乗り以下）等へ車両を転換するなど、安全性やバリアフリー性能の確保等に留意しながら、更新を行う必要があります。</p>		
今後の方向性	市民等が利用しやすい移動手段となるよう、計画的にバス車両の更新を行います。		

施策・事業名	路線バス利用割引	担当課	交通政策課
概要	路線バスの利用促進と高齢者福祉の向上のため、高齢者が利用した際の運賃の割引を行います。		
現状と課題	<p>満 65 歳以上の市民を対象として、運賃を割引き、割引金額分は、バスの運行事業者へ補助金として交付しています。</p> <p>なお、割引方法は、次の2通りです。</p> <p>①運賃の支払時に、あらかじめ交付を受けた高齢者割引乗車登録証を提示し、記名式の交通系 IC カードで決済することで、通常運賃の2分の1を助成</p> <p>②敬老割引回数券の購入時に、利用可能額の2分の1相当額を助成</p> <p>割引方法の検討を含め、より効率的な運用を図ることが必要です。</p>		
今後の方向性	バス事業者ごとに割引方法が異なり、利用方法が高齢者等には複雑なため、割引方法の統一と利便性の向上を併せて検討します。		

施策・事業名	タクシー利用券交付	担当課	交通政策課
概要	高齢者の外出を支援するため、タクシー利用券を交付し、利用料金の一部を助成します。		
現状と課題	<p>75 歳以上で運転免許証を持っていない市民を対象として、1 枚 500 円分の利用券を年間 48 枚交付しています。なお、1 乗車につき 1 人最大 6 枚まで使用可能です。</p> <p>利用者からは、「交付枚数の増加」や「利用枚数制限の撤廃」等を要望する声があり、年々利用者が増加しています。それに比例して事業費も増大していることを踏まえ、限られた財源の中で、効率的かつ持続的に事業を進めていくための調整や検討を進めることが必要です。</p>		
今後の方向性	事業の持続性の観点や、路線バスや鉄道等の他の交通機関との効率的なネットワーク化の必要性等を踏まえ、調和の取れた施策となるよう検討します。		

施策・事業名	高齢者等の移動支援（福祉有償運送）			担当課	介護保険課 地域包括ケア課	
概 要	<p>福祉有償運送とは、公共交通機関等を利用して移動することが困難な高齢者や障害者に対して、国土交通省の許可を受けた福祉有償運送事業者が、実費程度の対価を受け、自家用自動車を使用して個別輸送を行うサービスです。タクシー輸送と異なり、利用者は単独での移動が困難な要支援・要介護認定者等に限られ、福祉有償運送を実施している事業者への登録が必要になります。</p> <p>本市では、許可の前段として前橋市・伊勢崎市・榛東村・吉岡町・玉村町と運営協議会を共同設置し、運送事業者に対しての支援や安全指導を行っています。</p>					
現状と課題	<p>市内では6事業者が運送を行っています。</p> <p>事業者が、安全な運送のための管理体制を整え、運転者に対する徹底した安全確認・指導を行うよう、安全指導に努めることが必要です。</p>					
今後の方向性	<p>今後も運送事業者に対する支援や安全指導を行い、適切な運営に努めます。</p>					
登録者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	302	251	285	290	290	290

7 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待は、行政、地域包括支援センター、地域住民、関係団体が連携し、早期発見・早期対応を図ることが重要です。

本市では、「高齢者等あんしん見守りネットワーク」の充実を図り、虐待を防止するための啓発活動、相談支援や安全確保のために必要な措置を行い、早期発見・防止に努めます。

施策・事業名	高齢者等あんしん見守りネットワーク			担当課	高齢者安心課	
概要	関係機関の連携により、高齢者への虐待防止、発見からの介入等、地域で高齢者を見守る仕組みづくりを推進します。					
現状と課題	<p>高齢者虐待防止に関するパンフレット配布及び広報紙での相談窓口や虐待防止等の周知・啓発を行っています。適切な相談や支援を行うため「高齢者等あんしん見守りネットワーク代表者会議」や実務者の情報交換等を行い、関係機関との連携を図っています。</p> <p>また、「高齢者等あんしん見守りネットワークだより」を作成し、本市と協定を結んだ事業所を訪問し、周知・情報交換を行っています。</p> <p>さらに、一人ひとりが気づきの目を養うため、市民の見守りに関する講演会を開催し、地域における見守り体制の構築を図っています。</p> <p>関係機関との連携を強化し、虐待等、高齢者への人権侵害の未然防止に努める必要があります。</p>					
今後の方向性	市民の虐待防止への意識を高めるとともに、今後もネットワーク関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止や虐待への対応について充実を図ります。					
実務者研修会 参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	92	210	230	230	230	230

施策・事業名	高齢者虐待防止の取組			担当課	高齢者安心課	
概要	<p>養護者及び養介護施設従事者等による虐待を防止するための啓発活動、被虐待者や養護者に対する相談・指導・助言、通報に伴う迅速な対応（事実確認）・安全確保・関係機関との連携、高齢者の安全確保を最優先したやむを得ない事由による措置の実施、対応後の被虐待者や養護者への復帰支援等、高齢者虐待の防止に向けて様々な取組を行っています。</p>					
現状と課題	<p>養護者による虐待発生の要因は、認知症高齢者への介護負担や家族の無関心、希薄な親戚関係、本人や養護者の経済的問題、養護者自身の障害や病気等、複雑であると考えられます。</p> <p>今後、高齢者虐待の発生、通報・報告件数が、全国的に増加することが予想され、高齢者を取り巻く環境を踏まえた虐待防止の取組が課題です。</p>					
今後の方向性	<p>高齢者等あんしん見守りネットワークの充実を図り、養護者による高齢者虐待の予防と早期発見に努めます。また、増加傾向にある養介護施設従事者による虐待を防止するために、施設への指導、虐待防止の啓発に努めます。</p>					
高齢者虐待 通報件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	19	22	25	25	25	25

施策・事業名	短期入所生活支援事業			担当課	高齢者安心課	
概要	<p>一時的に居宅で生活することに不安のある高齢者や虐待を受けた高齢者が、安全・安心な生活を送ることができるよう、短期間・緊急避難時に養護老人ホーム等に宿泊し、基本的な生活習慣の確立が図られるよう支援します。</p>					
現状と課題	<p>養護者による高齢者虐待や、親族からの支援が受けられず生活困難な状態に陥るケースが増加しており、滞在が長期化する傾向にあります。</p> <p>それぞれの状況を踏まえた迅速で適切な対応が必要です。</p>					
今後の方向性	<p>緊急時における養護の迅速化と、速やかな在宅への復帰を目指した支援に努めます。</p>					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	4	0	1	1	1	1

第3節 相談体制の充実と情報提供の強化

1 情報提供体制の整備

高齢者福祉及び介護保険に関する制度やサービス等を周知するため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を用いて、広く情報の提供に努めます。

施策・事業名	広報紙での情報提供	担当課	高齢者安心課 介護保険課
概要	高齢者福祉の各事業と制度、介護保険事業の制度と仕組み、利用の方法等について市民にわかりやすく伝えていくため、広報紙を活用します。また、各種事業実施時には募集案内等を掲載し、市民への情報提供を行います。		
現状と課題	広報紙は自治会を通じて市内全世帯に配布されており、市民への情報提供の際に最も身近な媒体となっています。特に電子媒体になじみの薄い高齢者にとっては、市の広報紙は最もなじみやすく有効な情報伝達手段となっています。 広報紙の特性を活かした効果的な情報提供が必要です。		
今後の方向性	より多くの市民が、高齢者福祉、介護予防、介護保険制度に関心を持ち、事業や制度の仕組み等への理解が進むよう、関係課と連携しながら広報紙での情報提供に努めます。		

施策・事業名	ホームページでの情報提供	担当課	高齢者安心課 介護保険課
概要	高齢者福祉の各事業と制度、介護保険事業の制度と仕組み等の情報を市ホームページに掲載し、広く市民への情報提供を行うとともに、申請事務の迅速化を図るため、各種高齢者福祉関係申請書のダウンロードサービスを行います。		
現状と課題	市のホームページ内に高齢者福祉に関するページを設け、事業や制度について詳しい案内を行うとともに、事業者向け情報コーナーを設けて利便性の向上に努めています。 よりわかりやすく、的確な情報提供に努めることが必要です。		
今後の方向性	事業者へのアンケート調査結果では、市への要望として「最新で的確な情報の提供」が多く挙げられていることを受け、事業案内の情報提供や各種申請書等のダウンロード機能を充実し、更なる利便性の向上を図ります。		

施策・事業名	啓発用パンフレットの配布	担当課	高齢者安心課 介護保険課
概 要	「在宅高齢者福祉サービスガイド」や介護保険制度のパンフレットを作成して配布します。		
現状と課題	<p>「在宅高齢者福祉サービスガイド」を、地域包括支援センター及び介護サービス事業所に配布し、市民への情報提供を推進しています。また、他担当課窓口でも配布しています。</p> <p>介護保険パンフレットは、毎月の65歳到達者に対して介護保険被保険者証とあわせて送付しています。また、要介護認定申請や相談時にパンフレットを活用し、施設等の情報提供や介護保険サービスの案内等を行っています。</p> <p>冊子やパンフレットの効果的な活用と利用の促進が必要です。</p>		
今後の方向性	各種サービスの周知を図るため、引き続きパンフレットの内容の充実と配布による活用の促進に努めます。		

2 相談体制の充実

高齢者それぞれが抱える課題の実態を把握し、その後の支援等につなげるため、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

施策・事業名	民生委員・児童委員との連携強化	担当課	高齢者安心課
概要	高齢者にとって身近な存在である民生委員・児童委員との連携を強化し、高齢者の相談支援の充実に努めます。		
現状と課題	<p>民生委員・児童委員が地域の一人暮らし高齢者宅等を定期的に訪問して、個々のニーズを把握し、担当部署へつなげています。また、定例会や地域ケア会議等を通して積極的に情報共有を図っています。</p> <p>今後、支援が必要な高齢単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が想定されるため、関係する部署との連携をより強化することが必要です。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、地域の見守りネットワークの仕組みを広げることが必要です。</p>		
今後の方向性	高齢者等あんしん見守りネットワークを構築する中で、民生委員・児童委員は見守りの役割を担っており、サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、引き続き連携の強化を図ります。		

施策・事業名	健康相談	担当課	健康増進課			
概要	心身の健康に関する不安・悩みのある人やその家族を対象に健康相談を行い、市民自ら健康管理ができるよう支援します。					
現状と課題	<p>保健センターでは、平日の開庁時間内に健康相談窓口を開設し、来所・電話による個別の相談に応じています。</p> <p>市民が安心して家庭での健康管理に取り組むことができるよう、継続的に相談に応じられる体制を確保することが必要です。</p>					
今後の方向性	学校の保健室のように気軽に相談ができる場となるよう、健康相談の場を「まちの保健室」として実施しており、このような相談体制の充実に努めるとともに、心身の健康に関する不安・悩みのある人やその家族が相談できる機会の継続的な提供と、市民への周知啓発に努めます。					
相談件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	4,746	4,570	3,000	3,000	3,000	3,000

施策・事業名	しぶかわ健康ダイヤル24			担当課	保険年金課	
概要	健康・医療・介護・育児等に関する電話相談に対し、医師、保健師、看護師等の専門職が24時間体制で対応します。					
現状と課題	<p>疾病の発生を未然に防ぐ一次予防に着目し、市民の健康増進を図ることを目的に実施していますが、1人当たりの国民健康保険の医療費は、医療の高度化等により年々増加傾向にあります。また、相談内容は専門的で多岐にわたっています。</p> <p>市民の健康増進に向け、相談体制の維持を図ることが必要です。</p>					
今後の方向性	<p>広報紙及びホームページへの掲載等、継続的に事業の周知を図ります。</p> <p>年間4,000件程度の相談件数が見込まれることを踏まえ、健康相談窓口の一つとして事業の維持を図ります。</p>					
利用件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	3,080	3,584	4,000	4,000	4,000	4,000

第3章 健康づくりと介護予防の推進

第1節 予防医療の推進

1 疾病予防・心身の健康づくり

高齢化の進行に伴い、要支援や要介護1・2といった軽度認定者が増加傾向にあります。健康づくりや生活習慣病の予防は一層重要性を増しています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、健康教育、健康相談、健康づくり等の取組を行うことで、疾病予防・重症化予防の促進を図ります。

施策・事業名	歯周病検診			担当課	健康増進課	
概要	歯の喪失の原因となる歯周疾患を早期発見・治療することで、いつまでも自分の歯で食事を楽しみ、健康的な生活を送れるよう、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳を対象に個別検診を実施します。					
現状と課題	対象者へ受診シールの送付、広報紙への掲載、チラシの配布等で受診勧奨を行っていますが、受診率が低迷する状況が続いており、受診率の向上が課題です。					
今後の方向性	受診率の向上を図るため、歯みがき等のセルフケアに加え、歯科医院で行う専門的なケアを定期的に受けることの重要性について、各種健(検)診会場におけるチラシ配布や広報紙等での周知・啓発を実施し、受診勧奨を継続します。					
受診者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	90	101	370	500	500	500

施策・事業名	骨密度検査			担当課	健康増進課	
概要	自分の骨量を知り、運動や食生活等の生活習慣を改善し、骨粗しょう症を予防することを目的に、40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に実施します。					
現状と課題	骨密度検査時の当日、要精検者には個別保健指導を実施しています。40代・50代の受診者数が少ないことが課題です。					
今後の方向性	受診率の向上を図るため、各種健(検)診会場におけるチラシ配布や広報での周知を継続します。					
受診者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	405	358	600	600	600	600

施策・事業名	がん検診			担当課	健康増進課	
概要	がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減らすことを目的にがん検診を実施します。また、がん検診に関する理解を深め、正しい知識を持ち、適切に受診できるよう啓発を行います。					
現状と課題	胃・大腸・前立腺・子宮・乳・肺がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげています。平成28(2016)年度からは肺がん検診、平成30(2018)年度からは胃がん検診に胃内視鏡検査が追加となっています。 受診率の低迷が課題であり、受診率向上のための取組として、広報に加えて、健康教育の場での普及・啓発や勧奨はがきの送付でがん検診の周知を図るとともに、休日検診や1日で複数のがん検診が受診可能な総合健診を設けて受診しやすいがん検診の提供に努めています。					
今後の方向性	受診率向上のために市民ニーズに合わせた検診の実施方法等について検討していくとともに、広報紙や健康教育等を通してがん検診の必要性について引き続き周知を図ります。 また、がんを早期発見するための定期的ながん検診の受診を推進するため、各がん検診対象者への受診勧奨を継続します。					
受診者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	20,551	19,614	23,000	23,000	23,000	23,000

施策・事業名	後期高齢者健康診査			担当課	保険年金課	
概要	群馬県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、後期高齢者医療の被保険者に健康診査を実施しています。					
現状と課題	特定健診、後期健診、がん検診等をまとめた「受診の手引き」の高齢者への毎戸配布、がん検診との同時実施や休日健診の実施等により、受診者の利便性向上を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診率は伸びていないのが現状です。					
今後の方向性	高齢者が自身の健康への関心を高め、健康に暮らせるように、広報紙等の媒体を通じた健康診査の周知による受診率の向上に努め、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ります。					
受診者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	2,115	2,264	2,906	2,930	2,957	2,983

第2節 介護予防の推進

1 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業とは、市町村ごとの地域の実情に応じて、地域住民等の様々な担い手による多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援体制の確立を目指すものです。

総合事業には、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者*¹（基本チェックリスト*²を用いた簡易な調査により要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

本市において、平成28（2016）年3月に開始した総合事業では、これまで全国一律の予防給付として提供していた訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）が、市が実施する訪問型サービスと通所型サービスとなり、これまでと同様の基準によるサービスとあわせ、地域の実情に応じた多様なサービスの導入が可能となっています。

なお、介護予防・生活支援サービス事業について、令和3（2021）年4月からは、要介護認定者本人がサービスの利用を希望し、市町村が認めた場合には、サービスを受けることが可能となりました。また、訪問型サービスと通所型サービスの価格の上限も、国の定める額を目安に市町村が独自に定められることになりました。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業対象者、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービスや通所型サービス、緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス、ボランティア等による生活支援、保健師やリハビリテーション専門職が行う短期集中予防サービス等、国のガイドラインに沿った多様な事業を実施します。

イ 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。また、フレイル（虚弱）予防に向け、高齢者自らが健康づくり、介護予防に取り組めるよう、自主的に活動するグループの育成や住民運営の通いの場づくりを推進し、地域づくりによる介護予防を図ります。なお、介護予防の取組を強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

*1 事業対象者：基本チェックリストの手続きにより総合事業を利用できるようになった人です

*2 基本チェックリスト：要支援認定者以外の方が総合事業を利用するための手続き。国が定めた質問内容について回答し、必要性が認められた場合に総合事業を利用することができます。この手続きにより総合事業が利用できるようになった人を「事業対象者」といいます

(2) 包括的支援事業、任意事業（別掲）

高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送るためには、介護保険の給付サービスだけでなく、健康・医療・福祉の専門職やボランティア等の地域の様々な資源が連携した「地域包括ケアシステム」が必要となります。

包括的支援事業では、地域包括支援センター運営のほか、「医療・介護連携」、「生活支援体制の整備」、「認知症対応」の事業を実施しており、今後も関係機関や地域と連携しながら、地域包括ケアシステムを強化・推進するため、日常生活圏域に密着した事業を推進していきます。

任意事業では、在宅の高齢者が安心して暮らせるよう支援する事業や、家族の介護を支援するための事業を実施していきます。

施策・事業名	該当ページ
1 包括的支援事業	
高齢者虐待防止対策の推進	
高齢者等あんしん見守りネットワーク	78
高齢者虐待防止の取組	79
周知・運営の推進	
地域包括支援センターの周知活動	120
包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実	121
相談窓口の充実	121
総合相談支援・権利擁護の対応	122
家族介護教室	122
医療と介護の連携推進	
在宅医療・介護連携推進事業	124
生活支援体制の整備	
生活支援体制整備事業	124
認知症施策の推進	
認知症総合支援事業	126
認知症サポーターの養成	126
地域ケア会議の推進体制	
地域ケア会議推進事業	123
2 任意事業	
あんしん見守り緊急通報システムサービス事業	59
生活援助食事サービス事業	61
成年後見制度*利用支援事業	127
在宅介護慰労金支給事業	63

*成年後見制度：認知症等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、高額な売買契約・賃貸契約の締結・遺産の相続・福祉サービスの利用契約締結等の法律行為全般について、援助を受けることができる制度です

2 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業では、訪問型・通所型サービスのほか、地域資源を活用した様々な担い手によるサービス類型（基準緩和型のA・住民主体型のB・短期集中型のC）によるものを実施しており、基本チェックリストを活用し、対象者の見極めを行うとともに、高齢者ニーズを踏まえながら、引き続き事業展開を図っていきます。

施策・事業名	総合事業・基本チェックリストの活用の推進、介護保険課窓口の強化			担当課	介護保険課	
概要	対象者の状態にあわせて、要介護認定申請又は、総合事業の申請（基本チェックリストの実施）のいずれに該当するかを判断するために、令和元（2019）年10月から、窓口において「総合事業・要支援要介護認定相談票」を導入しています。					
現状と課題	主に専門職が相談票を活用し、心身状態、生活機能、利用希望サービスの意向を聞き取る中で、総合事業の申請対象と判断された場合に、担当圏域地域包括支援センターへ情報提供し、活用を依頼しています。 相談票の導入後、総合事業対象者は増加傾向、要介護認定の非該当者数は減少傾向にあり、適正な要介護認定申請を促す効果が期待できます。 総合事業・基本チェックリストの運用マニュアルの見直し、地域包括支援センターとの連携、市民への普及・啓発が課題です。					
今後の方向性	認定調査や要支援者の更新申請の時期において、総合事業の周知・活用方法を検討し、実施体制の充実を図ります。					
相談対応人数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	462	541	462	400	400	400

施策・事業名	介護予防サービス事業			担当課	介護保険課	
概要	介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型のサービスです。					
現状と課題	サービス内容等は、旧介護予防の訪問介護や通所介護から基本的に変更はありませんが、要支援認定者のほか、基本チェックリストでサービスが必要と認められた人も利用できるようになっていきます。					
今後の方向性	介護予防の主要サービスであり、今後も継続して需要があるものと想定されることを踏まえ、適切に報酬単価等の設定を行い、事業の継続を図ります。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	244	241	228	230	230	230
上段：訪問型	327	316	309	321	321	321
下段：通所型						

施策・事業名	基準緩和型通所型サービス事業			担当課	介護保険課	
概要	総合事業におけるサービス類型Aに該当します。小規模な事業所で、心身機能の維持回復を図るための運動等を継続的に行う短時間のデイサービスです。					
現状と課題	事業需要に応じたサービス展開が課題です。					
今後の方向性	フレイル（虚弱）予防事業の一つと位置づけ、身近な地域での運動継続の場としての事業を展開します。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	89	78	90	90	90	90

施策・事業名	住民主体型生活支援サービス事業			担当課	高齢者安心課	
概要	総合事業におけるサービス類型Bに該当します。地域住民が対象者宅を訪問し、洗濯・買い物・掃除・調理・ごみ出し等を行うことで、担い手となる元気な高齢者の活躍機会の確保及び地域でお互いが助け合う社会づくりを目的にサービスを実施します。					
現状と課題	利用者が少ない状況です。事業の周知が課題です。					
今後の方向性	地域で支え合い助け合いながら、高齢者が自宅で安心して暮らしていただける社会を実現するため、事業の周知に努めます。					
利用人数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	4	3	5	5	5	5

施策・事業名	介護予防訪問指導事業			担当課	介護保険課	
概要	総合事業におけるサービス類型C（訪問型）に該当します。総合事業の対象者に対して、保健師、看護師、管理栄養士* ¹ 、理学療法士* ² 、言語聴覚士* ³ 等が居宅での相談指導を3～6か月の短期間に集中して行います。介護予防生活機能向上教室とあわせて行うことで事業効果を上げています。					
現状と課題	事業対象者を適切な時期に広く把握するために、医師会やリハネット渋川、ケアマネジャー* ⁴ への周知を行っています。利用者の拡大につなげるため、更に関係機関や地区組織と円滑に連携することが必要です。 フレイル（虚弱）の高齢者が要介護状態にならないように、フレイルの前段階の時期には、身体面でのより専門的な個別の指導が必要です。					
今後の方向性	地域包括ケアシステムの中で早期に事業対象者を本事業につなげていけるよう、リハビリテーション関係機関と連携しながら進めていきます。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	25	0	12	12	12	12

*1 管理栄養士：「栄養士法」に基づく国家資格で、病気を患っている人や高齢で食事がとりづらくなっている人、健康な人一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理、栄養管理等を行います

*2 理学療法士：「理学療法士及び作業療法士法」に基づく国家資格で、PT(Physical Therapist)とも呼ばれます。ケガや病気等で身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)等を用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です

*3 言語聴覚士：「言語聴覚士法」に基づく国家資格で、ST(Speech Therapist)とも呼ばれます。言語聴覚士は、同法第2条において「音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と定義されています

*4 ケアマネジャー(介護支援専門員)：介護保険制度のもとで、介護保険給付サービスをはじめとする保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者や家族の依頼を受けてサービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その計画に基づいて指定居宅サービス事業者等との連絡調整の支援を行います

3 一般介護予防事業

全ての第1号被保険者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護予防に役立つ地域活動を育成・支援し、高齢者自身が積極的に活動に参加し、地域において自主的な介護予防が行えるよう支援を行います。また、事業効果を高めるため、地域において多くの高齢者が気軽に参加できるような方法を検討します。

(1) 介護予防普及・啓発事業

筋力や脳のトレーニング等の介護予防教室や講演会等、介護予防に向けた取組を実施します。また、介護予防サポーター*との協働により、地域での体操・トレーニングや介護予防講話等を行い、フレイル（虚弱）の予防に努めます。

施策・事業名	高齢者筋力向上教室 (シニア筋力ぐんぐん教室)			担当課	介護保険課	
概要	高齢者が住み慣れた地域で元気に生活し続けることができるよう、公民館等で、「高齢者の暮らしを拓げる10の筋力トレーニング」(通称「ぐんぐん体操」)、専門職による介護予防に関する講話、介護予防サポーターによるレクリエーションを実施しています。					
現状と課題	参加者が地域の人と交流しながら、介護予防に取り組むきっかけの場であると同時に、介護予防サポーターが介護予防の実践的なスキルを獲得する場ともなっています。安全・効果的に実施できるよう、体操の「合い言葉」を作成したり、参加者を増やすために運動会形式で楽しめる内容を取り入れたりして、魅力ある教室づくりを行っています。 コロナ禍で減少した参加者数や参加者の固定化が課題です。					
今後の方向性	一般高齢者の介護予防の普及・啓発を目指し、事業を推進します。また、介護予防サポーターとの協働により、魅力ある教室運営に努めます。					
参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	391	842	1,100	1,150	1,200	1,250

*介護予防サポーター：地域で介護予防活動を行うボランティア。本市では、養成研修を修了すると「介護予防サポーター養成研修修了証」が交付され、介護予防サポーターとして活動できます

施策・事業名	介護予防講演会			担当課	介護保険課	
概要	高齢者ができる限り自立を維持し、要支援・要介護状態とならないために、介護予防の正しい知識の普及・啓発を行うことを目的とした講演会を開催します。					
現状と課題	講演内容は好評ですが、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、令和3～4（2021～2022）年度は、対象者や定員を限定しての実施となりました。 参加者の固定化が生じており、広く市民の参加を促せるような企画とすることが課題となっています。					
今後の方向性	高齢者の閉じこもりや、生活不活発による要支援・要介護状態となることを防ぐために、講演会により、介護予防の知識の普及・啓発に努めます。また、市民が主体的に参加したいと思えるよう、市民のニーズに合わせたテーマを選定し、広く市民に周知し、介護予防の普及・啓発に取り組みます。					
参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	67	86	150	160	170	180

施策・事業名	複合型介護予防教室			担当課	介護保険課	
概要	フレイル（虚弱）対策として、生活機能が低下している人を優先に、運動機能の向上及び認知機能の向上を中心に、口の体操、脳活性化トレーニング、栄養に関する学習等を組み合わせて行います。在宅や地域の中でできる限り自立した生活を送ることができるよう生活機能の向上及び改善を図り、要支援・要介護状態となることを予防します。また、送迎を行うことで、会場に自力で来られない人も参加できるようにしています。					
現状と課題	地区公民館等で開催していますが、参加状況に地域差があり、参加者数が少ない地域や参加者が固定化している地域があります。新規参加者を増やすために、対象者把握事業を強化し、教室につなぐ機会としています。参加者からは教室終了後も継続の要望が多く聞かれ、運動等の継続の場の提供が課題となっており、身近な地域での運動継続の場や専門スタッフの確保が必要となっています。					
今後の方向性	虚弱者の参加を勧奨するため、対象者把握事業、介護予防サポーターや関係機関等と連携します。また、教室終了後も参加者一人ひとりの状況に沿った運動等のセルフケアの継続支援に対応していきます。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1,220	2,059	2,500	2,600	2,600	2,600

施策・事業名	脳活体験会			担当課	介護保険課	
概要	認知症を学ぶ講演会、脳の健康度測定、脳を活性化するトレーニングを実施します。					
現状と課題	<p>他の年代に比べ進んでいない高齢者の ICT*1 活用、既存事業での参加者の固定化等の課題に対し、ICT 活用のきっかけづくりとしてタブレット端末を使用した脳の健康度測定の実施と早期から予防行動の取組のため脳を活性化するトレーニングを実施しています。</p> <p>定員に満たない実施会場もあり、より多くの人に関心を持ち参加してもらえるような周知、企画を行うことが課題となっています。</p>					
今後の方向性	高齢者にとって有事の際の活用や生きがいにもつながる「デジ活（デジタル機器の積極的な活用）」と「脳活（脳の活性化）」の推進のため、事業の実施状況、参加者の反応等の評価を踏まえ、効果的な事業実施を検討します。					
参加者数（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	—	—	108	100	100	100

施策・事業名	認知機能維持教室			担当課	介護保険課	
概要	認知機能を維持するために効果のある運動と生活習慣を習得する学習を行います。運動は健康運動指導士*2、生活習慣の学習は管理栄養士、歯科衛生士が担当し、個別の参加者状況を踏まえながら実施します。					
現状と課題	<p>認知機能の低下予防や維持のための学習は、市民の関心が高く、コロナ禍を経て更に認知症予防への関心が高くなっています。</p> <p>既存の様々な事業において、参加者の固定化や、男性参加者が少ないこと等の課題があり、男性も参加しやすいよう、「楽しく脳を活性化する」から「運動と学習でしっかり体を動かして脳を活性化する」を取り入れ実施しています。</p>					
今後の方向性	参加者が固定化せず、より多くの高齢者が事業に参加し、認知機能を維持する方法が学習でき、行動できるよう、周知の仕方や効果的な実施方法を検討します。					
延参加者数（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	—	85	180	200	200	200

*1 ICT：Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称です

*2 健康運動指導士：健康づくりのための運動計画を立案できる専門家に与えられる民間資格で、保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成や実践指導計画の調整等を行うことができます

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行い、住民の主体的な介護予防活動を推進します。

また、介護予防事業や介護保険施設等において行うボランティア活動に対して「ポイント」を付与することで、住民主体の活動支援を行うとともに、ボランティア本人の介護予防にもつなげていきます。

施策・事業名	介護予防サポーター育成・養成事業			担当課	介護保険課	
概要	<p>高齢者が自立して暮らせる地域をつくるため、高齢者自らが介護予防を学び、地域で介護予防を推進することを目的とした、高齢者自身がボランティアとして担い手となる介護予防サポーターを養成します。</p> <p>養成研修受講後も市の介護予防事業に協力する活動や、介護予防サポーター自らが地域の状況に応じた介護予防の普及活動ができるよう、研修や懇談の場を設定します。</p>					
現状と課題	<p>サポーター自ら、活動のPR方法を企画するなど、既存の内容以外でも活発に活動しています。しかし、サポーター数は増えていますが、高齢化に伴い、体調不良等を理由に登録解除を希望する人が多くなっており、地域によって偏りもあるため、更なる養成が必要です。また、サポーターの人数が増え、活動が多様化（サポーター自主活動、介護予防ステーション、サロンの運営等）する中、地域内での連携が取りにくい状況が見られるため、サポーター各々が協力し合って活動できるよう、情報共有の機会が必要です。</p>					
今後の方向性	<p>引き続き、サポーター養成を推進します。また、養成後の活動につながるよう、現サポーターと連携して養成研修の内容を検討するとともに、サポーター同士の連携強化のための研修を企画します。</p>					
サポーター数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	222	226	230	240	250	260

施策・事業名	介護予防活動促進補助事業 (介護予防ステーションおうえん補助事業)			担当課	介護保険課	
概要	住民主体の介護予防活動を行う場所づくりとして、市が指定する介護予防活動（①体操又はトレーニング②認知機能向上活動③栄養改善活動④高齢者の健康に関する学習⑤天変地異等時の電話等の声かけ見守り支援活動）を規定回数以上実施する団体に補助金を交付します。					
現状と課題	高齢者の閉じこもりを 방지、筋力トレーニングの効果を上げるには、「週1回の集まりが徒歩圏内に必要」とされていることを受け、週1回以上開催する集まりを「介護予防ステーション」とし、活動を補助しています。 既存の高齢者サロンは月1回の集まりで、実施回数に課題があるため、サロンの代表者会議や研修会開催時等において、開催回数の増加に向けた働きかけを行っています。また、コロナ禍後も活動を再開できない団体や休止する団体があり、利用者数の維持・増加が課題となっています。					
今後の方向性	介護予防のまちづくりを目指し、できるだけ身近な場所に介護予防の拠点ができるように、団体の取組を支援します。また、集まりの場の継続支援のための相談等を必要に応じて実施します。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	20,035	21,200	21,300	21,300	21,300	21,300

施策・事業名	介護予防支援活動ポイント事業 (介護予防おうえんポイント事業)			担当課	介護保険課	
概要	介護保険施設や市が主催する介護予防事業においてボランティア活動を行った場合、ポイントを付与する有償ボランティア制度です。					
現状と課題	住民主体の介護予防活動の場で、継続して体操を実施する際にポイント制度を活用することにより、介護予防サポーターが協力しやすくなりました。平成30(2018)年度より、対象者を40歳以上としましたが、65歳未満の登録者数が伸び悩んでいること、施設のボランティア活動の実績が少ないことが課題となっています。 コロナ禍で活動が制限されていた期間は、手作りマスクを作成し、施設に配布するなど、社会情勢に応じたボランティア活動を提案し実施しています。					
今後の方向性	ボランティア登録者自身の介護予防にもつながることを踏まえ、本事業の拡大を図ります。					
ポイント 登録者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	141	144	150	160	170	180

施策・事業名	介護予防推進事業 (みんなでお達者おうえん事業)			担当課	介護保険課	
概要	住民主体の介護予防活動を行う集まりの場の創設を支援し、設置後の活動の支援や体力測定、オーラルフレイル*チェック等、介護予防に関する講師を派遣します。					
現状と課題	<p>地域でサロン等既存の集まりに介護予防の活動を取り入れる提案や、自治会、民生委員・児童委員に周知活動を行って、集まりの場の立ち上げを提案しています。</p> <p>コロナ禍により、集まりの場の継続が課題であり、更なる支援が必要です。また、自治会、民生委員・児童委員、介護予防サポーター等による自主的な設置が進みましたが、設置されていない地区もあります。</p>					
今後の方向性	徒歩圏内の小規模な集まりの場の創設を更に推進します。					
相談を受けた 団体数 (団体)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	33	56	60	60	60	60

*オーラルフレイル:加齢による衰えの一つで、食物を噛んだり飲み込んだりする機能が低下したり、滑舌が悪くなったりするなど“口”に関連する機能が低下しつつある状態のことです

(3) 介護予防事業対象者の把握事業

基本チェックリストや地域の様々な情報から、要介護状態となる危険度（リスク）が高い高齢者を早い段階で把握し、介護予防の活動へつなげます。

施策・事業名	介護予防対象者把握事業			担当課	介護保険課	
概要	<p>65歳以上の日常生活に支援を要する人を、介護予防活動への参加につなげ、要介護状態となることを予防するために早期に把握する事業です。</p> <p>一般市民へ広く介護予防の必要性や事業を周知することで、本人、家族、関係機関や住民同士のつながりから得られる情報を活用して介護予防対象者を把握します。</p>					
現状と課題	<p>地域の集まりの場で基本チェックリストによるチェックとロコモチェック*を同時に行うことで、要介護状態となる危険度の高い人を効果的に介護予防活動へつなぐことができていますが、コロナ禍で集まりの場の休止や内容の変更があり、実施が難しい会場があります。実施方法の検討や、サロン等に参加していない人（閉じこもり）の把握が課題となっています。</p> <p>関係機関（民生委員・児童委員、介護支援専門員等）からの情報提供は少ない状況にあり、連携の強化が必要です。</p>					
今後の方向性	<p>令和2（2020）年度から、後期高齢者健康診査質問票が総合的な健康状態やフレイル状態を把握できるものに変更となったため、基本チェックリストとともにこれを活用しながら対象者の把握を行っていきます。</p> <p>また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携し、データを活用しながら効果的な把握につなげるとともに、関係機関との連携強化の方法を検討していきます。</p>					
基本チェックリスト等把握数（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	194	167	180	200	200	200

*ロコモチェック：ロコモティブ・シンドローム（移動するための運動器の機能が低下した状態）となっているかのチェック。このチェックを行うことで、要介護状態に移行する危険性が高い（ハイリスクな）人を把握し、介護予防事業等につなげます

4 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者等の総合事業の対象者に対し、生活機能の低下を予防し自立支援するため、介護予防事業への参加調整やモニタリング*¹等のケアマネジメント*²を行います。

施策・事業名	介護予防ケアマネジメント			担当課	高齢者安心課	
概要	<p>○介護予防事業に関するケアマネジメント業務 基本チェックリストにより判断された介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援1・2の認定を受けている人に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、おかれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。</p> <p>○予防給付サービスに関するケアマネジメント業務 「要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと」を目的に、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護サービス等の適切な利用を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメントを行います。</p>					
現状と課題	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者及び要支援認定者数、ケアプラン作成件数は横ばいで推移しています。居宅介護支援事業所数が少ない地区では、居宅介護支援事業所へのケアプラン作成委託も難しい状況にあります。</p>					
今後の方向性	<p>ケアマネジメントでは、要介護状態になることを予防し、在宅でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、早い段階からアセスメント*³を行い、適切な支援が行えるようサービス事業者等との連絡・調整に努めます。</p> <p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）への助言や支援等を行い、居宅介護支援事業所との連携を深め、協力体制の強化に努めると同時に、地域包括支援センターにおいても適切なケアマネジメントができるように努めます。</p> <p>また、介護予防に関しての啓発活動やサービス利用者への意欲向上に向けた活動を推進します。</p>					
要支援認定者に対する介護予防ケアプラン作成割合（％）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	62.3	60.6	69.0	70.0	70.0	70.0

*1 モニタリング:ケアマネジメントの一過程。ケアプランに照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、介護サービス提供者の活動と利用者の生活を見守ることです

*2 ケアマネジメント:援助を必要とする人の要望及び課題を明確にし、保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することです

*3 アセスメント:介護福祉の分野では、利用者の課題の分析から援助活動の決定まで、援助活動に先立って行われる一連の手続きのことです

5 高齢者の保健事業と介護予防

介護・医療・健診情報等を活用し、担当部局等と連携して高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細やかな支援を行います。

施策・事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施			担当課	介護保険課	
概要	<p>後期高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、各種計画や医療・介護・健診等の情報を活用し、地域の健康課題の分析及び明確化と対象者の把握を行います。庁内の関係課及び地域の医療専門職が事業の企画段階から連携し、後期高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等における健康教育、健康相談等（ポピュレーションアプローチ）を実施します。</p>					
現状と課題	<p>庁内関係課及び地域の医療専門職が連携し、市の健康課題の抽出と取り組むべき圏域や対象者、事業計画を決定し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを展開しています。</p> <p>医療専門職が積極的に通いの場に関与することによる、ポピュレーションアプローチの効果的な展開が必要です。</p>					
今後の方向性	<p>継続して庁内関係課及び医療専門職と連携しながら、事業の実施と評価を行い、事業実施上の成功要因や課題等を明らかにして、効果的かつ効率的な事業展開を目指します。</p>					
ハイリスクアプローチ実施人数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	33	37	30	30	30	30

第3節 スポーツ活動の推進

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツやレクリエーション活動によって身体を動かすことは、健康維持・増進へつながるだけでなく、仲間づくりの場としても重要となっています。

気軽にできるラジオ体操の普及や、各種スポーツ大会を開催します。

また、生きがいづくりや健康づくりの一環として、高齢者向けスポーツの普及推進と活動を支援します。

施策・事業名	高齢者スポーツの普及	担当課	高齢者安心課
概要	高齢者の健康維持・増進と相互の交流・親睦を図るため、高齢者スポーツの普及を図ります。		
現状と課題	老人クラブ連合会主催による、通例のスポーツ行事としてグラウンド・ゴルフ大会、輪投げ大会、マグダーツ大会が開催されています。 老人クラブ加入者が減少しており、加入の促進を通じた高齢者スポーツの推進が必要です。		
今後の方向性	老人クラブ加入の促進、高齢者スポーツの普及を図ります。		

施策・事業名	ラジオ体操を通じた高齢者の健康づくり	担当課	スポーツ課			
概要	令和3（2021）年度から、高齢者を含め広く市民を対象としたラジオ体操会を実施しています。体操会を通じて高齢者の健康の維持増進と地域間交流・親睦を図り、明るく豊かな生活の実現を目指します。					
現状と課題	ラジオ体操会の実施のほか、以下を実施し、誰でも気軽に取り組めるラジオ体操を通じて市民の健康増進を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操講習会の実施 ・「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」の誘致・開催 ・ラジオ体操実施事業所・ラジオ体操実施団体へのスタートアップ支援 ・地域体操会の募集・紹介 将来的に、行政主導ではなく、地域の自主的な活動として根付かせていくために、地域のラジオ体操普及推進の担い手の積極的な支援や、機材の設置を視野に入れた環境の整備に向け、事業を展開する必要があります。					
今後の方向性	ラジオ体操指導員の資格取得者が、高齢者サロン等、自分のつながりのあるコミュニティーや事業所で自発的にラジオ体操会を開催するような仕組みづくりを研究し、ラジオ体操の定着に取り組めます。					
ラジオ体操会 参加者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	590 (実人数)	3,317 (のべ人数)	3,419 (のべ人数)	4,000	4,000	4,000

施策・事業名	しぶかわウォーキングチャレンジ事業	担当課	健康増進課 保険年金課
概 要	<p>「はかる」・「わかる」・「きづく」・「かわる」をコンセプトとして、楽しく歩いて継続できる健康づくりを支援します。活動量計を身に付け、日々の歩行や運動に励む個人の努力や健康づくりの自己目標の達成度に応じてポイントを付与し、獲得したポイント数に応じたインセンティブを提供します。</p>		
現状と課題	<p>市内在住・在勤の20歳以上の人を対象として実施し、広報紙と同時にチラシを毎戸配布し周知しています。また、渋川ウォーキングマップの活用や包括連携協定を結んでいる企業の協力を得ながら、ウォーキングセミナー等、参加者がウォーキングを継続するための支援を行っています。</p> <p>継続参加者が増え、年々参加者数は増加していますが、若年層の参加が少ないことが課題です。</p>		
今後の方向性	<p>市民の生活習慣病の発症・重症化予防から介護予防まで、全世代を通じた健康づくりを推進するため、日常生活の中で楽しみながらウォーキングを継続できる仕組みと環境の提供に努めます。</p>		

第4章 介護保険サービスの充実と介護保険制度の健全な運営

第1節 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者等の増加や家族介護者の高齢化、これまでの介護サービスの利用状況、介護サービス事業所の提供体制に留意しながら、利用者が必要となるサービスを受けることができるように、基盤整備及び必要なサービス量を確保し、適切な介護サービスの提供に努めます。

1 居宅サービス

要支援・要介護認定者の状態や希望に応じて、在宅で利用する介護サービスを組み合わせ提供します。

施策・事業名	訪問介護（ホームヘルプサービス）			担当課	介護保険課	
概要	ホームヘルパーが対象者宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の援助を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は減少傾向にあります。市内では通院時の乗降介助に対応した事業所が少ない状況です。					
今後の方向性	介護サービスの代表格として周知されており、今後も現状程度の利用人数があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	577	569	530	522	523	523

施策・事業名	訪問入浴介護			担当課	介護保険課	
概要	介護サービス事業者が対象者宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護や援助を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数の減少が見られ、要支援認定者の利用はほとんどありません。					
今後の方向性	市内に事業所はなく、利用者も大きく増減する見込みはありません。今後も平均的に推移するものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	39	33	30	28	28	28

施策・事業名	訪問看護			担当課	介護保険課	
概要	看護師等が対象者宅を訪問し、療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は増加しています。					
今後の方向性	今後は利用人数の極端な増減はなく、安定した需要があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	387	383	423	421	422	422

施策・事業名	訪問リハビリテーション			担当課	介護保険課	
概要	理学療法士、作業療法士*等が対象者宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は増加しています。					
今後の方向性	今後も利用人数の増加が見込まれ、安定した需要があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	67	70	74	85	86	88

施策・事業名	居宅療養管理指導			担当課	介護保険課	
概要	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士や管理栄養士が対象者宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は増加しています。					
今後の方向性	今後は利用人数の極端な増減はなく、安定した需要があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	441	479	509	512	513	514

*作業療法士:「理学療法士及び作業療法士法」に基づく国家資格で、OT(Occupational Therapist)とも呼ばれます。同法第2条において、作業療法とは、「身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること」とされており、作業療法士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに作業療法を行うことを業とする者」と定義されています

施策・事業名	通所介護（デイサービス）			担当課	介護保険課	
概要	通所施設において、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行うサービスです。					
現状と課題	利用人数はほぼ横ばいです。					
今後の方向性	介護サービスの代表格として周知されており、今後も現状程度の利用人数があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1,148	1,118	1,124	1,123	1,127	1,127

施策・事業名	通所リハビリテーション（デイケア）			担当課	介護保険課	
概要	介護老人保健施設や病院等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、日帰りでのリハビリテーションを行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は減少傾向にあります。					
今後の方向性	利用人数は減少傾向にありますが、今後は安定した需要があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	493	490	468	471	472	473

施策・事業名	短期入所生活介護（ショートステイ）			担当課	介護保険課	
概要	特別養護老人ホームに短期間入所して、食事、入浴、排泄等、日常生活上の支援等を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は減少傾向にあります。					
今後の方向性	利用人数は減少傾向にありますが、今後は安定した需要があるものと想定されます。 長期間連続での利用に対しては、保険者としてその理由を確認し、必要性をケアプラン上で明確にするよう担当するケアマネジャーに指導・助言しており、今後も継続していきます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	202	189	187	201	202	201

施策・事業名	短期入所療養介護（ショートステイ）			担当課	介護保険課	
概要	介護老人保健施設や介護医療院に短期間入所して、医師の診察や医療上のケアを含む日常生活上の支援等を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は減少傾向にあります。					
今後の方向性	利用が大幅に増えることはない想定されるため、現状程度の利用人数を見込んで対応していきます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	30	25	24	21	21	21

施策・事業名	特定施設入居者生活介護			担当課	介護保険課	
概要	有料老人ホーム、ケアハウス（軽費老人ホーム）等に入所している要支援・要介護認定者に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。					
現状と課題	市外事業所への入居者が多い状況であり、利用人数はほぼ横ばいとなっています。市内では1事業所のみ運営しています。					
今後の方向性	市内での新たな事業所は見込まず、現状の床数で対応していきます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	75	73	75	75	75	76

施策・事業名	福祉用具貸与			担当課	介護保険課	
概要	在宅での自立を支援するために、車いす、ベッドや歩行器等の福祉用具をレンタルできるサービスです。					
現状と課題	利用人数はほぼ横ばいですが、要支援認定者の利用者が増加しています。要支援者等に対する利用については、その必要性をケアプラン等で確認しています。					
今後の方向性	高齢者の自立、在宅生活の維持を支える身近なものであり、今後、利用人数の増加が見込まれます。 要支援者等に対する貸与の必要性を今後も確認し、適正な給付に努めます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1,711	1,705	1,701	1,717	1,751	1,789

施策・事業名	居宅介護福祉用具購入費			担当課	介護保険課	
概要	ポータブルトイレや入浴用の椅子等、日常生活の自立を助ける特定の福祉用具の購入に対し、支給を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数はほぼ横ばいです。ニーズに応じた様々な福祉用具が商品化されています。					
今後の方向性	現状程度の利用人数で推移するものと見込まれます。今後も継続して適正な支給に努めます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	28	26	24	25	25	25

施策・事業名	居宅介護住宅改修費			担当課	介護保険課	
概要	要支援・要介護認定者が居住する住宅において、手すりの取付けや段差の解消等の小規模な改修を行う際に費用を支給するサービスです。改修工事前の申請が必要です。					
現状と課題	利用人数はほぼ横ばいとなっています。					
今後の方向性	利用者については、今後も同様に推移するものと見込まれます。 全国的に価格設定や施工水準にばらつきが大きいと、複数業者への見積り依頼等を推奨するとともに、改修後の実態調査を行い、今後も継続して適正な支給に努めます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	18	18	16	17	17	17

施策・事業名	居宅介護支援			担当課	介護保険課	
概要	要支援・要介護認定者の選択による適切な介護サービスが提供されるよう、ケアマネジャーがケアプラン（サービス計画）を作成するとともに、サービス提供事業所等との連絡調整を行うサービスです。					
現状と課題	利用人数は減少傾向にあります。					
今後の方向性	利用人数は減少傾向にありますが、今後は後期高齢者人口の増加により利用人数の増加が見込まれます。適切な介護給付サービス計画が作成されるよう事業者に対し指導・助言を行います。 なお、介護保険法の改正に伴い、これまで、地域包括支援センターのみが対象であった介護予防支援が居宅介護支援事業所でも、直接受け持つことが可能となります。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	2,599	2,574	2,545	2,588	2,632	2,690

2 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、本市に在住する要支援・要介護認定者へ、訪問・通所・施設への入所による、地域に密着した柔軟なサービスを提供します。

施策・事業名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			担当課	介護保険課	
概要	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を提供するサービスです。					
現状と課題	市内では2事業所が運営しています。県内では実施事業者が少ないことからあまり普及が進んでいません。					
今後の方向性	一般に、集合住宅等でなければ事業展開が難しいと考えられており、今後、利用人数は微増傾向で推移するものと見込まれます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	79	76	76	81	83	85

施策・事業名	認知症対応型通所介護			担当課	介護保険課	
概要	認知症の要支援・要介護認定者に介護や趣味活動、食事、入浴サービス等を提供する通所介護サービスです。					
現状と課題	市内に5事業所あり、うち2か所は共用型（グループホーム活用）となっています。利用人数はほぼ横ばいとなっています。					
今後の方向性	地域密着型であるため利用者が限定され、今後も利用人数は極端な増減はなく、安定した需要があるものと想定されます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	36	37	37	42	41	41

施策・事業名	小規模多機能型居宅介護			担当課	介護保険課	
概要	事業所への「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービスです。					
現状と課題	市内に3事業所あり、利用人数は横ばいとなっています。なお、「通い」、「宿泊」サービスの利用はありますが、「訪問」サービスについては、利用が少ない状況となっています。					
今後の方向性	月額介護報酬であり、少ない利用回数での需要があまり見込めない状況です。地域包括ケアシステムにおいて利用拡大が期待されるサービスですが、現状では今後も横ばい傾向で推移するものと見込まれます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	48	51	46	49	50	51

施策・事業名	看護小規模多機能型居宅介護	担当課	介護保険課			
概要	事業所への「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供できる小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせサービスです。					
現状と課題	市内に事業所はありません。					
今後の方向性	訪問看護サービス利用者は増加傾向ですが、小規模多機能型居宅介護の利用状況等を踏まえ、整備は予定していません。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	-	-	-	-	-	-

施策・事業名	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	担当課	介護保険課			
概要	認知症の状態にある高齢者等を対象に、共同生活を行う住居（グループホーム）において、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援を行うサービスです。					
現状と課題	市内に6事業所あり、利用人数は減少傾向にあります。					
今後の方向性	高齢化に伴い認知症の人は増加するものと想定されますが、グループホームの利用人数は減少傾向にあるため、今後も現状の総床数での対応とします。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	110	102	95	90	90	90

施策・事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護（地域密着型特養）	担当課	介護保険課			
概要	定員数が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。					
現状と課題	市内に該当する施設はありません。					
今後の方向性	本市では地域密着型サービスでの整備予定はありません。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	-	-	-	-	-	-

施策・事業名	地域密着型通所介護			担当課	介護保険課	
概要	利用定員数が18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。					
現状と課題	利用人数は増加傾向にあります。					
今後の方向性	小規模の事業所かつ、原則渋川市被保険者のみの利用に制限されるため、事業所の運営は厳しいものと推測されます。今後、利用人数は微増傾向で推移するものと見込まれます。					
利用人数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	183	187	186	190	194	198

3 施設サービス

家庭の都合等により、自宅での生活や介護が困難な要介護者を対象に、施設へ入所して介護を受けることのできるサービスを提供します。

施策・事業名	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			担当課	介護保険課	
概要	ねたきりや認知症等、常時介護が必要で、自宅での介護が困難な要介護認定者を対象に、介護保険の施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排せつ等の介助、日常生活上の介助、機能訓練、健康管理等のサービスを提供する施設です。					
現状と課題	第7期計画において50床を整備し、現在(令和5(2023)年)、市内では610床が整備されています。					
今後の方向性	今後は現状程度で推移すると見込まれることを踏まえ、第8期計画までに整備された総床数で対応します。					
利用者数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	573	567	546	539	539	539

施策・事業名	介護老人保健施設(老人保健施設)			担当課	介護保険課	
概要	症状が安定し、治療よりもリハビリテーションや看護、介護が必要な要介護認定者を対象に、介護保険の施設サービス計画に基づき、医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の介助等のサービスを提供する施設です。					
現状と課題	第7期計画において20床を整備し、現在、市内では360床が整備されています。					
今後の方向性	今後は、現状程度で推移すると見込まれることを踏まえ、第8期計画までに整備された総床数で対応します。					
利用者数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	370	358	350	342	342	342

施策・事業名	介護医療院		担当課	介護保険課		
概要	急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な要介護認定者を対象に、常時医学的管理の下で、必要な医療や看護、介護等のサービスを提供する施設です。介護療養型医療施設サービスに代わり、位置づけられました。					
現状と課題	渋川広域圏内に介護医療院はなく、県内にも施設が少ない状況で、利用人数も限られています。					
今後の方向性	今後も現状程度で推移するものと見込まれます。本市での整備は予定していません。					
利用者数 (人/月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	1	4	5	7	7	7

第2節 介護保険制度の健全な運営

1 事業の健全な運営

介護保険事業を健全に運営するため、情報の提供や地域密着型サービス事業者等の助言・指導を行います。また、介護保険サービス事業所の業務の効率化の観点において、個々の申請様式、添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びデジタル技術等の活用を進めます。

施策・事業名	介護サービス事業者への情報提供	担当課	介護保険課
概要	説明会や電子媒体を通じて介護サービス事業者に情報提供を行います。		
現状と課題	ホームページ等で介護保険サービス事業者への情報提供を随時行っています。 制度改正時等、均一かつ大量の情報提供が必要な場合に、対面による説明会を開催していますが、市外や県外の事業所に対しては、この方式では難しいところもあり、電子媒体を活用した情報提供が必要となっています。		
今後の方向性	今後も介護サービス事業者への説明会や電子媒体等を通じて、必要な情報提供を行っていきます。また、事業者それぞれが策定する業務継続計画（BCP）*に関連する情報を提供し、効果的な運用を促進します。		

施策・事業名	地域密着型サービス事業所等の指導・監督	担当課	地域包括ケア課 介護保険課
概要	市が指定している市内の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業所の指導・監督を行います。		
現状と課題	高齢者福祉計画の期間内に1回の割合で事業所の運営指導及び集団指導を行い、運営基準等の徹底を図っています。 制度改正により仕組みが複雑になったため、指導の実施方法等について担当課の準備調整が必要です。 実施には専門的知識等が必要になりますが、研修等の受講機会及び他市との情報共有の場が少ないのが現状です。		
今後の方向性	サービスの質の向上のため、今後も助言・指導を行い、介護給付費等適正化事業とあわせて基準の遵守を図ります。 なお、不正請求や基準違反が疑われる場合には監査を実施し、必要に応じ行政上の措置を行います。 居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所の指導・監督について、担当課の情報共有、連携が重要になります。 また、国等が主催する研修に参加し、他市との情報共有を積極的に行います。		

*業務継続計画(BCP):BCPはBusiness Continuity Planの略。大地震等の自然災害、感染症のまん延等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです

2 介護給付適正化計画

介護保険事業を健全に運営するため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。また、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じ、持続可能な介護保険事業の体制を構築します。

高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用します。

施策・事業名	介護給付費等の適正化	担当課	介護保険課
概要	<p>国保連合会へ請求上の不整合についての点検を委託しています。</p> <p>また、適正化システムを導入し、算定条件に符合しない給付や不要と思われる給付等の適正化に努めています。</p> <p>厚生労働省による要介護認定適正化事業の実施による技術的助言に基づき、認定審査会における要介護認定の適正化を図っています。</p> <p>さらに、利用者の自立支援に資する適正なケアプランとなっているかという観点でケアプラン点検を定期的実施しています。</p>		
現状と課題	<p>より効果的な適正化事業を実施するに当たり、専門性の高い組織体制づくりが課題です。</p>		
今後の方向性	<p>国が示す「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検・福祉用具購入貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検）の着実な実施に努めます。</p> <p>【適正化の内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定の適正化・・・・・・・・・・調査票の全数点検 ・ ケアプランの点検等・・・・・・・・・・毎月実施 ・ 医療情報との突合、縦覧点検・・・・毎月実施 ・ その他の適正化・・・・・・・・・・疑義のある給付等について随時実施 		

3 給付費の算出

将来のサービス量の見込みをもとに、介護サービスの給付費は次のように算出されます。

(単位：千円)

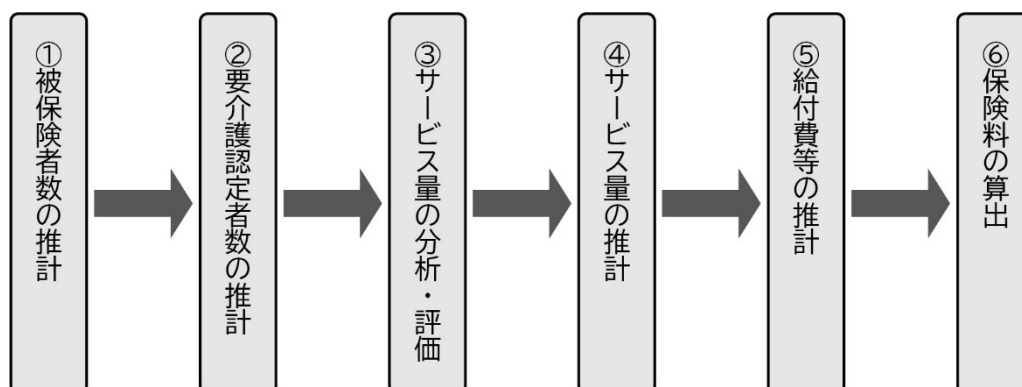
サービスの種類	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1) 居宅サービス	3,352,687	3,372,485	3,380,729
訪問介護	376,347	377,523	377,523
訪問入浴介護	19,680	19,704	19,704
訪問看護	198,241	198,917	198,917
訪問リハビリテーション	29,257	29,520	30,324
居宅療養管理指導	50,379	50,540	50,633
通所介護	1,506,952	1,515,354	1,515,513
通所リハビリテーション	381,354	383,113	383,632
短期入所生活介護	319,950	321,630	320,355
短期入所療養介護(老健)	30,260	30,298	30,298
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	221,755	227,135	232,399
特定福祉用具購入費	9,227	9,227	9,227
住宅改修費	20,193	20,193	20,193
特定施設入居者生活介護	189,092	189,331	192,011
(2) 地域密着型サービス	902,108	916,722	928,592
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	165,841	170,641	174,565
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	269,618	277,749	282,726
認知症対応型通所介護	66,025	65,090	65,090
小規模多機能型居宅介護	117,634	119,894	122,863
認知症対応型共同生活介護	282,990	283,348	283,348
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス	2,972,019	2,975,779	2,975,779
介護老人福祉施設	1,741,588	1,743,792	1,743,792
介護老人保健施設	1,200,854	1,202,373	1,202,373
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	29,577	29,614	29,614
(4) 居宅介護支援・介護予防支援	419,337	428,143	437,952
給付費 合計	7,646,151	7,693,129	7,723,052

資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

4 介護保険料の算定

(1) 介護保険料算出の流れ

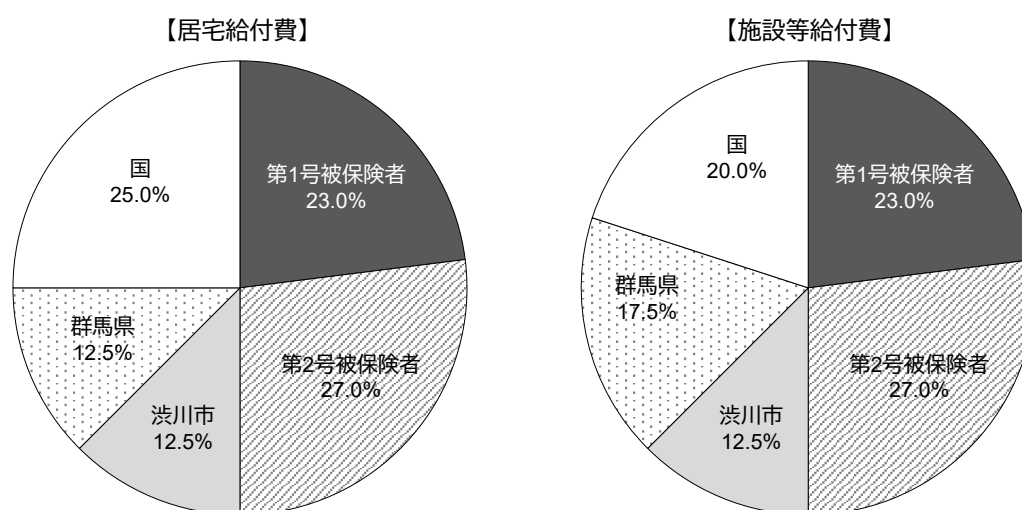
第1号被保険者の介護保険料については、次のような流れで算出されます。



(2) 介護保険事業の財源構成（介護給付費）

介護保険事業の保険給付の財源は、下図のとおり公費（国・群馬県・渋川市）と被保険者の保険料で賄われています。

介護保険事業の介護給付費内訳は、居宅給付費については国が25.0%（施設等給付費は20.0%）、群馬県が12.5%（施設等給付費は17.5%）、渋川市が12.5%で、全体の50.0%を公費で負担し、国の負担分のうち、5%程度が調整交付金として市町村の格差是正に充当されます。残りの50.0%が保険料で、うち23.0%が第1号被保険者、27.0%が第2号被保険者（医療保険の被保険者）の負担となります。



(3) 標準給付費の推計

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料が加算され、標準給付費は以下のように推計されます。

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	7,646,151	7,693,129	7,723,052	23,062,332
特定入所者介護サービス費等給付額	298,090	302,491	307,708	908,289
高額介護サービス費等給付額	196,523	199,454	202,894	598,871
高額医療合算介護サービス費等給付額	23,583	23,901	24,313	71,796
算定対象審査支払手数料	6,758	6,849	6,968	20,575
標準給付費見込額(A)	8,171,105	8,225,824	8,264,935	24,661,864

(4) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費・任意事業費は以下のように推計されます。

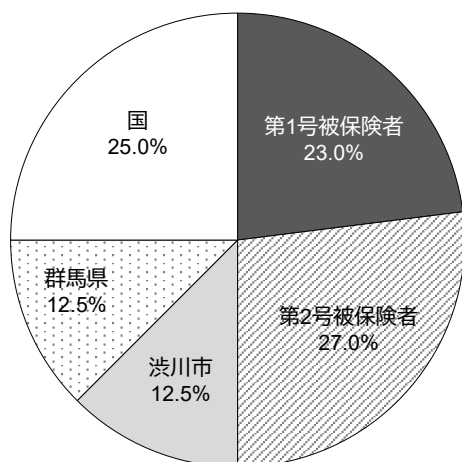
(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	216,305	216,305	216,305	648,915
包括的支援事業費・任意事業費	251,378	251,378	251,378	754,134
地域支援事業費(B)	467,683	467,683	467,683	1,403,049

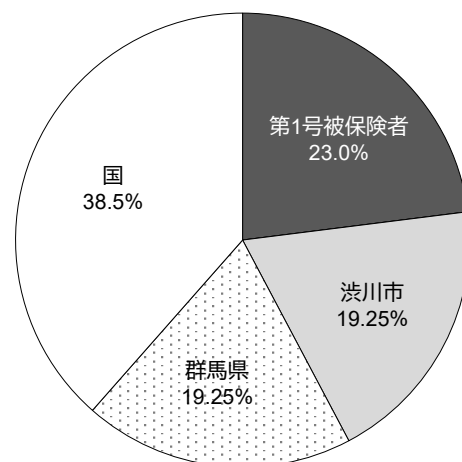
(5) 介護保険事業の財源構成（地域支援事業費）

介護保険事業の地域支援事業費内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費については、介護給付費（居宅給付費）の財源構成と同じです。包括的支援事業費と任意事業費は、国が38.5%、群馬県が19.25%、渋川市が19.25%で、第1号被保険者が23.0%となります。

【介護予防・日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業費と任意事業費】



(6) 第1号被保険者保険料の推計

各事業の給付費の推計額に基づき、地域包括ケア「見える化」システムにより算出される本市の第1号被保険者保険料基準額は、年額 71,200 円、月額に換算すると 5,933 円となります。

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)(C)	人	26,855	26,725	26,608	80,188
標準給付費見込額(A)	千円	8,171,105	8,225,824	8,264,935	24,661,864
総給付費	千円	7,646,151	7,693,129	7,723,052	23,062,332
特定入所者介護サービス費等給付額	千円	298,090	302,491	307,708	908,289
高額介護サービス費等給付額	千円	196,523	199,454	202,894	598,871
高額医療合算介護サービス費等給付額	千円	23,583	23,901	24,313	71,796
算定対象審査支払手数料	千円	6,758	6,849	6,968	20,575
地域支援事業費(B)	千円	467,683	467,683	467,683	1,403,049
介護予防・日常生活支援総合事業費(B')	千円	216,305	216,305	216,305	648,915
包括的支援事業費・任意事業費	千円	251,378	251,378	251,378	754,134
第1号被保険者負担分相当額(D) =(A+B)×23.0%	千円	1,986,921	1,999,507	2,008,502	5,994,930
調整交付金相当額(E)	千円	419,371	422,106	424,062	1,265,539
調整交付金見込交付割合(F)	%	4.50%	4.43%	4.39%	
調整交付金見込額(G)=(A+B')×F	千円	377,433	373,986	372,326	1,123,745
財政安定化基金償還金(H)	千円				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)	千円				45,000
介護給付費準備基金繰入予定額(J)	千円				500,000
保険料収納必要額(K) =D-G+E+H-I-J	千円				5,591,724
予定保険料収納率(L)	%				98.00%
保険料基準額(年額)(M)=K÷L÷C	円				71,200
保険料基準額(月額)=M÷12	円				5,933

(7) 第1号被保険者の保険料の設定

推計された保険料基準額をもとに、所得段階別人口の割合を勘案し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、保険料区分を国が定める標準段階の13段階とし、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額を年額71,200円と設定します。各所得段階の保険料は以下のとおりとします。

所得段階 区分	対象者	基準額に対する 負担割合	介護保険料 年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯非課税者) ・本人及び世帯が住民税非課税者で、合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額 ×0.455	32,300円
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	基準額 ×0.285	20,200円
第2段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で、合計所得+課税年金収入が120万円以下(第1段階該当者を除く)	基準額 ×0.685	48,700円
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	基準額 ×0.485	34,500円
第3段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で、合計所得+課税年金収入が120万円超	基準額 ×0.69	49,100円
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	基準額 ×0.685	48,700円
第4段階	・本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額 ×0.90	64,000円
第5段階	・本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、第4段階に該当しない場合	基準額 ×1.00	71,200円
第6段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	85,400円
第7段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	92,500円
第8段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	106,800円
第9段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70	121,000円
第10段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90	135,200円
第11段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	149,500円
第12段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	163,700円
第13段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.40	170,800円

第3節 人材の確保と業務効率の強化

1 介護人材の確保・定着と資質の向上

高齢者人口の増加と、生産年齢人口の減少が予測されており、介護を必要とする高齢者が増える一方、介護人材の不足が課題となっています。

「地域包括ケアシステム」の構築に当たり、重要な基盤となる介護人材の確保に向けた取組は急務であり、加えて、ケアの質を確保しながら必要なサービスを提供するためには、業務の効率化及び質の向上に取り組むことも重要であることから、介護人材の新規参入の促進を図りながら、処遇改善による人材の定着促進やデジタル技術を活用した業務負担軽減による生産性の向上等、介護サービスを担う人材の安定的な確保・定着のための取組を行います。

施策・事業名	介護職員初任者研修支援事業			担当課	介護保険課	
概要	介護人材の確保及び定着を図るため、県補助事業を活用しながら、初任者研修の受講者に対して受講料を補助しています。					
現状と課題	介護関連職種では、他の産業に比べて有効求人倍率が高い状況が続き、離職率も高い傾向となっており、介護離職防止に向けた取組が必要となっています。					
今後の方向性	高齢者の増加に伴い介護サービスの需要がますます高まり、介護人材の需要もこれにあわせ伸びることが想定されるため、中長期的な視点で介護職員等の確保・定着対策を図ります。					
補助交付件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	4	13	12	14	15	15

第5章 包括的支援の推進

第1節 地域包括支援センターの機能強化

住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を強化し、推進することが求められています。

本市では、日常生活圏域として8圏域を設定しており、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、「地域包括ケアシステム」推進の拠点として、介護・医療・健康・福祉等、様々な面から地域で暮らす高齢者に対して総合的な相談支援を行っています。

一方、本市では、後期高齢者数（75歳以上）が増加しており、令和22（2040）年には全市民の4人に1人が後期高齢者となるが見込まれています。また、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加しており、今後も増加が想定されます。

こうした中、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、人生の最期を迎える場所として自宅を希望する割合が最も高く（33.1%）、その実現には在宅での介護や医療的ケアが必要になった場合に対応できる体制が必要です。

このような状況を踏まえ、支援を必要とする人の声を丁寧に聴きながら、必要に応じて他分野と連携し、地域に密着したきめ細やかな対応に努めるため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

1 周知・運営の推進

地域包括支援センターの機能を強化し、業務の周知や相談支援事業の充実を図ります。また、介護支援専門員に対する活動の支援も継続的に行います。

施策・事業名	地域包括支援センターの周知活動			担当課	高齢者安心課	
概要	高齢者の相談窓口として多くの人に知ってもらうため、パンフレット、ホームページ等を活用し、積極的に周知します。					
現状と課題	地域包括支援センターでは、積極的に地域に出向き、会議や研修会等で事業説明や周知活動を行っています。また、地域の課題解決を検討する会議（地域ケア会議）を開催し、庁内の関係部署をはじめ、社会福祉協議会、医療機関等との連携強化を図っていますが、市民への周知が課題となっています。					
今後の方向性	自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ等の地区組織を含めた地域住民への周知活動を積極的に行い、相談しやすい体制を推進します。					
周知啓発活動 実施回数 (回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	459	533	540	550	550	550

施策・事業名	包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実			担当課	高齢者安心課	
概要	多様な生活課題を抱えている高齢者やその家族が、社会資源を適切に活用できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備及び介護支援専門員の活動支援を行っています。					
現状と課題	<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携による地域包括ケアシステムの推進や小規模な居宅介護支援事業所の介護支援専門員への多面的な支援が求められています。</p> <p>また、ライフスタイルの変化及び高齢化や認知症高齢者の増加等からケアマネジメントが多様化・複雑化しており、多機関・多職種連携による解決が求められています。</p>					
今後の方向性	介護支援専門員のケアマネジメント向上を推進するための支援を行います。					
相談延べ件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	316	319	330	350	350	350

施策・事業名	相談窓口の充実			担当課	高齢者安心課	
概要	高齢者の身近な場所できめ細かに対応するための保健・医療・福祉の専門職を配置し、相談支援を行います。					
現状と課題	<p>平成30(2018)年度から日常生活圏域を8圏域に細分化し、各圏域に地域包括支援センターを配置して、より身近な地域での相談体制の充実を図っています。</p> <p>市役所本庁舎内に設置の中央地域包括支援センターと、委託の7か所の地域包括支援センターとの連携により、地域からの相談に迅速に対応できる体制の更なる充実を図っています。</p>					
今後の方向性	<p>高齢者の生活支援に向けた相談の受付等、ワンストップを心がけたサービス対応を行います。</p> <p>各窓口での対応の充実と質の向上、情報の共有化・処理の迅速化等、連携・協力体制の整備に努めます。</p>					
総合相談 実件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	2,002	2,178	2,000	2,000	2,000	2,000

施策・事業名	総合相談支援・権利擁護の対応			担当課	高齢者安心課	
概要	<p>○総合相談業務 高齢者やその家族から相談を受け、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な機関又は制度の利用へつなぎ、継続的な支援を行います。</p> <p>○権利擁護業務 高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、日常生活自立支援事業や成年後見制度等、高齢者のニーズを踏まえた適切な権利擁護を行います。</p>					
現状と課題	<p>地域包括支援センターの周知に伴い、総合相談、権利擁護、高齢者虐待に関する相談件数がいずれも増加しています。</p> <p>高齢者を取り巻く社会環境の変化により相談内容も多様化しており、各関係機関との連携が課題となっています。</p>					
今後の方向性	<p>今後も地域包括支援センターの活動を周知するとともに、ネットワークを通じた高齢者の実態把握、専門的な相談支援体制の強化等、相談機能の充実を図ります。</p> <p>地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を行うため、高齢者の心身の状況や家庭環境等について把握するとともに、権利擁護が必要な場合の支援に努めます。</p> <p>介護にかかわる家族等の介護と仕事や生活との両立を支援するため、相談しやすい体制の確保と充実を図ります。</p>					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	2,045	2,216	2,100	2,100	2,100	2,100

施策・事業名	家族介護教室			担当課	高齢者安心課	
概要	<p>市民を対象に介護に関する知識や技術の習得、介護者の介護負担の軽減等を目的とした教室や交流会を、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターで実施します。</p>					
現状と課題	<p>市内8か所の地域包括支援センターで適切な介護方法についての講義や実習、交流会等を行い、他の参加者の介護体験等を聞ける場としても役立っています。相談を受けた際は、適切な支援につなげています。</p> <p>参加人数が少人数の場合もあり、周知が課題となっています。</p>					
今後の方向性	<p>介護者のニーズを把握し、負担軽減支援につながる教室を開催するとともに、周知方法や内容を工夫し、より多くの介護者の参加を促進します。</p>					
開催日数 (日)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	6	8	8	8	8	8

2 地域ケア会議の推進体制の充実

個別のケース又は圏域レベルにおいての地域ケア会議の体制を整備し、事業の推進を図ります。また、庁内関係部署との連携を推進し、迅速に対応できる体制づくりに努めます。

施策・事業名	地域ケア会議推進事業	担当課	高齢者安心課
概要	<p>高齢者個別の課題の検討と、個別課題の分析から見いだされる地域課題の検討を行う地域ケア会議を開催し、個別の課題解決、地域ネットワークの構築、地域課題の発見、資源開発や政策形成を行います。</p>		
現状と課題	<p>個別支援内容を検討する地域ケア会議では、高齢者の自立を支援するため、介護予防普及展開事業による地域ケア会議を開催しています。</p> <p>高齢者の自立支援に向けて、個々の課題解決を他の事例や地域課題の解決につなげていくことが課題です。</p>		
今後の方向性	<p>高齢者の自立支援を目指し、地域ケア個別会議の充実に努めるとともに、事例を積み重ね、地域課題の把握や新たなサービスの必要性の検討を行います。</p>		

第2節 在宅医療・介護連携と生活支援体制の充実

1 医療と介護の連携推進

「渋川地区在宅医療介護連携支援センター」において、医療及び介護を必要とする高齢者等に対し、関連情報の提供、医療・介護事業所間の連携や相談支援、普及・啓発活動を行います。

施策・事業名	在宅医療・介護連携推進事業	担当課	高齢者安心課
概要	高齢者が、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。		
現状と課題	地域の医療機関と介護サービス事業所の情報を市ホームページに掲載しています。 多職種協働による在宅医療・介護の切れ目ない提供、急変時や看取り期における、医療と訪問診療や訪問看護との連携体制の構築が課題です。		
今後の方向性	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。また、急変時や看取り期にも本人の意思が尊重された対応が行われるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。		

2 生活支援体制の整備

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体（定期的な情報の共有、話し合いの場）による活動を推進することで、日常生活の支援体制の充実・強化を図ります。

施策・事業名	生活支援体制整備事業	担当課	高齢者安心課
概要	地域の困りごと等の話し合いの場（協議体）を開催し、高齢者の社会参加及び日常生活上の支援体制の充実や、地域に必要な仕組みづくりを推進します。		
現状と課題	第1層協議体（市全体）においては、活動方針、目標等の方向性が見いだせない課題があります。第2層協議体（9地域）においては、活動が盛んな地域とそうでない地域の二極化が進んでいることや、事業の認知度が低いことが課題です。		
今後の方向性	市全体及び地域の協議体において、高齢者を支える地域の体制づくりについて協議を重ね、地縁組織等多様な主体間の連携・協働による住民主体の支え合い活動等の創出と担い手の充実を図ります。		

第3節 認知症施策の推進

1 認知症施策の推進

高齢化の進行とともに認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には全国の高齢者の5人に1人、令和22（2040）年には4人に1人が認知症となることが予測されています。

認知症施策の更なる推進を図るため、令和3（2021）年10月1日に施行した「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症高齢者やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予防」を車の両輪としての施策を推進します。

同条例の基本理念に沿って、認知症に対する正しい理解と知識の普及・啓発、認知症サポーターの養成や質の向上、認知症の早期発見・早期対応への支援を行います。また、医療機関や介護サービス事業者等の関係機関と連携を図り、認知症の人やその家族の支援を行い、認知症ケアの充実を図ります。

施策・事業名	認知症施策の推進	担当課	高齢者安心課
概要	認知症に対する理解を深め、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのための施策を推進します。		
現状と課題	<p>認知症患者やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、関係機関との連携や早期発見・早期治療への支援を行うとともに、必要に応じて、認知症初期集中支援チーム*が支援を行います。</p> <p>市民や団体を対象とした認知症サポーター養成講座等を行うとともに、「認知症あんしんガイド」（渋川市認知症ケアパス）の活用により認知症の理解を促しています。</p> <p>介護サービス基盤強化のため、行政・医療・介護サービス事業所等で認知症患者や家族を支えるための連携の強化と市民や事業者も含めた地域づくりが課題です。</p>		
今後の方向性	<p>今後も認知症の人とその家族が安心して暮らせるよう、認知症疾患医療センターや認知症サポート医等の専門機関の早期受診を勧めるとともに、介護サービス従事者、自治会、認知症サポーターによる地域の見守りネットワーク構築を図ります。また、「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」の理念に基づき、共生社会の実現に向けた地域での意識醸成を図ります。</p>		

* 認知症初期集中支援チーム：認知症（認知症が疑われる人を含む）の人とその家族を訪問し、本人や家族等へ初期に集中的に支援を行う医療・介護の複数の専門職によるチームです

施策・事業名	認知症総合支援事業	担当課	高齢者安心課
概要	共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症への理解を深めるための普及・啓発や容態に応じた適切な医療・介護等の提供、介護者への支援等、総合的な支援を行います。		
現状と課題	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員*を市直営の中央地域包括支援センター内に配置し、適時・適切な医療介護の利用に向けた支援と、認知症の理解を深めるための普及・啓発を行っています。 今後は行政・医療・介護・地域が連携し、本人や家族の思いを聴き、認知症高齢者とその家族を支える地域づくりが課題です。また、認知症サポーター等による、地域での本人・家族支援体制の構築が課題です。		
今後の方向性	関係機関等の連携を強化し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。また、本人や家族の気持ちを発信できる場の開設を支援し、本人の意思を取り入れた地域づくりにつなげます。		

施策・事業名	認知症サポーターの養成	担当課	高齢者安心課			
概要	キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）が行う養成講座を修了した人を認知症サポーターとし、市オリジナルのサポーターカードを配布しています。 認知症サポーターは、認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援し、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを行っていく役割を担っています。					
現状と課題	出前講座や講演会で認知症サポーター養成講座を行っています。また、小学生に対しては「認知症まなびの講座」を開催しています。 高齢者の増加により認知症の人も増加することを踏まえ、認知症に対する理解を深めることが重要です。 認知症サポーターを増やすとともに、その後、認知症の人とその家族とともに地域づくりを進めていくためのチームオレンジの創設が課題です。					
今後の方向性	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。また、認知症サポーター養成講座を修了した人が復習も兼ねて更に学習するためのフォローアップ講座や座談会を開催します。フォローアップ講座受講者等による本人や家族の気持ちを聴く機会等を設け、暮らしやすい地域づくりを目指します。					
認知症サポーター養成数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	761	901	900	900	900	900

*認知症地域支援推進員:認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じ医療機関や介護サービス事業所等との連携支援、認知症の人やその家族を支援するための相談業務等を行う認知症施策の推進役です

施策・事業名	日常生活自立支援事業利用料助成事業			担当課	高齢者安心課	
概要	社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を対象とした日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続き代行）を利用する低所得者に対して利用料を助成します。					
現状と課題	認知症高齢者の増加に伴い、金銭管理の援助が必要な高齢者が増加傾向にあります。					
今後の方向性	必要とする人が等しくサービスを利用できるよう、利用の普及を図ります。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	45	41	41	42	43	44

施策・事業名	成年後見サポートセンター			担当課	高齢者安心課	
概要	成年後見サポートセンター（高齢者安心課内）で、本人や親族、関係機関（病院・福祉施設・障害者施設・金融機関等）からの成年後見制度に関する相談を受け、必要な支援を行います。					
現状と課題	成年後見サポートセンター（令和元（2019）年9月に開設）の周知を引き続き図る必要があります。					
今後の方向性	引き続き、成年後見サポートセンターの周知に努めるとともに、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、相談対応を行っていきます。					
相談件数 (件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	55	41	41	41	41	41

施策・事業名	成年後見制度利用支援事業			担当課	高齢者安心課	
概要	判断能力が不十分で、身寄りのない認知症高齢者等について、市長が後見開始等の申立てを行うことによる、後見人による財産管理や身上監護等を支援します。また、後見人報酬等の費用の助成を行います。					
現状と課題	申立てを行う手続きを市が年間数件行っていますが、後見人を引き受けることのできる人材（弁護士・社会福祉士*等）が市内には少ない状況です。					
今後の方向性	成年後見制度利用促進法に基づき制度の利用促進に努め、権利擁護も含め高齢者等を地域全体で支え合う社会を目指します。					
利用者数 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値		見込値	見込値		
	2	0	4	4	4	4

*社会福祉士：「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格です。在宅、施設で生活している人の相談に応じ、必要な助言や利用可能な制度・サービスの紹介をはじめ、サービスの利用調整や関係者間の連絡等、相談者を支え、その抱える課題を解決するために様々な仕事を行います

資料編

1 高齢者福祉推進委員会設置要綱、委員名簿

渋川市高齢者福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 渋川市の高齢者福祉施策及び介護保険事業等に関する計画の策定や、事業等の実施、地域密着型介護サービス事業所の指定、地域包括支援センターの運営等に関して必要な意見集約の場として、渋川市高齢者福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 老人福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 地域密着型介護サービスの指定及び運営等に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高齢者福祉サービス事業に従事する者
- (3) 市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1人
- (2) 副委員長1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員長は、緊急その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難な場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、意見の聴取及び可否の確認を行い、その結果をもって会議の決議に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、渋川市福祉部高齢者安心課に事務局を置く。

(秘密保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成21年3月31日までとする。
- 3 渋川市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年渋川市要綱)及び渋川市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年渋川市要綱)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

渋川市高齢者福祉推進委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	役 職	所属団体（役職）等
1	磯 律 子	委 員	グループホームあかぎ（管理者）
2	内 海 文 雄	委 員	渋川市自治会連合会（副会長）
3	小 淵 正 満	委 員	市民委員
4	片 貝 浩 二	委 員	渋川吾妻地区柔道整復師会（副会長）
5	勝 田 治 男	委 員	市民委員
6	木 本 正 江	委 員	市民委員
7	久 保 直 孝	委 員	渋川保健福祉事務所（所長）
8	齋 藤 理	委 員	渋川北群馬歯科医師会（副会長）
9	佐 藤 昭 子	委 員	渋川市老人クラブ連合会（女性部長）
10	里 吉 真理子	副委員長	渋川市健康推進委員会（会長）
11	高 橋 知 之	委 員	群馬県社会福祉士会（常任理事）
12	高 橋 泰 子	委 員	群馬県看護協会渋川地区支部（支部長）
13	田 中 均	委 員	渋川地区薬剤師会（会員）
14	千 明 久 子	委 員	群馬県介護支援専門員協会 渋川圏域支部（書記）
15	塚 越 秀 男	委員長	渋川地区医師会（理事）
16	都 丸 一 徳	委 員	渋川市民生委員児童委員協議会（理事）
17	貫 井 康 行	委 員	介護老人保健施設銀玲（事務長）
18	村 上 忠 明	委 員	渋川市特別養護老人ホーム 事業者連絡協議会（会長）
19	森 田 一 男	委 員	市民委員
20	諸 田 清 孝	委 員	渋川市社会福祉協議会（常務理事）

2 高齢者福祉計画策定委員会設置要綱、委員名簿

渋川市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 渋川市の高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する計画の策定や、事業等の実施に関して必要な意見集約の場として、渋川市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究、企画、立案を行う。

- (1) 老人福祉計画策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に掲げる計画策定事務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、渋川市福祉部介護保険課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、介護保険課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、介護保険課の職員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

澁川市高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職	所属（役職）
1	山 田 由 里	委員長	福祉部長
2	鴻 田 吉 史	委 員	政策戦略課長
3	荒 井 啓 充	委 員	財政課長
4	野 中 文 子	委 員	危機管理室長
5	小 林 悟	委 員	DX・行政管理課長
6	小 野 宏 伸	委 員	市民協働推進課長
7	西 脇 正 悟	委 員	地域包括ケア課長
8	入 澤 仁	副委員長	高齢者安心課長
9	藤 井 成 行	委 員	こども支援課長
10	一 場 悦 子	委 員	健康増進課長
11	狩 野 真 洋	委 員	スポーツ課長
12	佐 藤 昭 代	委 員	保険年金課長
13	西 島 学	委 員	建築住宅課長
14	柴 田 宏	委 員	交通政策課長
15	照 井 智 子	委 員	生涯学習課長

3 計画策定の経過

令和4(2022)年度

年月日	策定の経過	
令和4年 10月6日	高齢者福祉計画策定委員会（第1回）	・策定方針、アンケート調査内容の検討
11月10日	高齢者福祉推進委員会	・策定方針、アンケート調査内容の協議
12月8日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会	・策定方針の報告
令和5年 2月7日 ～2月28日	アンケート調査	・在宅介護実態調査 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・事業所調査

令和5(2023)年度

年月日	策定の経過	
令和5年 5月30日 ～6月9日	高齢者福祉計画策定委員会（第2回）	・アンケート調査結果の報告
7月6日	高齢者福祉推進委員会	・アンケート調査結果の報告
8月4日 ～8月10日	高齢者福祉計画策定委員会（第3回）	・計画構成案、計画素案（総論）の検討
8月31日	高齢者福祉推進委員会	・計画構成案、計画素案（総論）の協議
10月18日 ～10月24日	高齢者福祉計画策定委員会（第4回）	・計画案の検討
11月9日	高齢者福祉推進委員会	・計画案の協議
12月8日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会	・計画案の中間報告
11月27日 ～12月26日	市民意見公募	・計画案に対する意見公募
令和6年 1月11日 ～1月17日	高齢者福祉計画策定委員会（第5回）	・市民意見公募結果の報告 ・計画最終案の協議
2月1日	高齢者福祉推進委員会	・市民意見公募結果の報告 ・計画最終案の協議
2月2日	県へ意見照会	・計画最終案に対する意見照会
2月28日	渋川市議会	・渋川市介護保険条例の一部を改正する 条例（案）を提案
3月4日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会	・計画最終案の報告

**渋川市高齢者福祉計画
(老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)**

令和6(2024)年3月

発行：渋川市

編集：渋川市 福祉部 介護保険課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

TEL0279-22-2111 (代表)

URL <https://www.city.shibukawa.lg.jp>